官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○令和七年総務省告示第三百五十五号の一部を訂正する件（総務三八九）　一
○令和八年総務省告示第六十七号の一部を訂正する件（同三九〇）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人教職員支援機構令和七事業年度財務諸表、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

その他告示

○総務省告示第三百八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、出川桃子島根県後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、令和七年総務省告示第三百五十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年十月二十七日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一～二　略］	［一～二　同上］
備考　従来、日本維新の会参議院比例区第15支部は沖縄県選挙管理委員会に、日本維新の会参議院比例区第19支部は滋賀県選挙管理委員会に、出川桃子島根県後援会は島根県選挙管理委員会に、ＷＥ　ＡＲＥ　ＡＬＬ　ＯＮＥ及びデジタル民主主義を考える会は東京都選挙管理委員会に、国民の味方は広島県選挙管理委員会に、ＴＫＣ中国政経研究会は岡山県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。	備考　従来、日本維新の会参議院比例区第15支部は沖縄県選挙管理委員会に、日本維新の会参議院比例区第19支部は滋賀県選挙管理委員会に、ＷＥ　ＡＲＥ　ＡＬＬ　ＯＮＥ及びデジタル民主主義を考える会は東京都選挙管理委員会に、国民の味方は広島県選挙管理委員会に、ＴＫＣ中国政経研究会は岡山県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出について、泉田裕彦政治経済防災研究会から取下げの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、令和八年総務省告示第六十七号（政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年十月二十七日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出事項の異動	資金管理団体の届出事項の異動
新	新
岩井　茂樹 岩井茂樹後援会 主たる事務所の所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取七、八、一 三〇〇二―六　三三―二六	泉田　裕彦 泉田裕彦政治経済防災研究会 主たる事務所の所在地 新潟県長岡市南町二―四―千歳三―二―一〇 三三 岩井　茂樹 岩井茂樹後援会 主たる事務所の所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取七、八、一 三〇〇二―六　三三―二六
旧	旧
異動年月日 （令和）七、八、一	異動年月日 （令和）七、二、一
［略］	［同上］

公　告

諸　事　項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和八年十月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和八年十一月三十日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　川畑裕太郎
　生年月日　昭和六十二年三月二十日生
　申請上の住所　鹿児島県

二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＭ二一三七七一二
　発行年月日　令和八年二月十六日
　旅券名義人　川畑裕太郎

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、令和八年九月十一日、東京簡易裁判所裁判官から詐欺事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和八年十月六日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。

よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２３９２号
横浜市泉区岡津町1228番地　セジュール西が岡１　102
債務者　飯田　裕太
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　尚敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６９号
福岡県大牟田市通町２丁目172番地９、前住所福岡県大牟田市西新町15番地17
債務者　雫石　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池端　祥久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１０４号
長崎県大村市池田新町736番地９　池田第１アパート２号棟301号
債務者　松本　健志
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第３３０号
静岡県榛原郡吉田町住吉5436番地の676　リージェント101
債務者　久保田一樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関谷　綾子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３６７号
茨城県水戸市姫子２丁目175番地の10
債務者　髙倉　海里
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２４４号
茨城県水戸市千波町1799番地の245　県営千波アパート１棟101号
債務者　川崎　伸行
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３８７号
茨城県神栖市深芝南五丁目10番地４
債務者　松下　鉄志
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後４時
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第９２号
福岡県築上郡吉富町広津288－３　イオメールメティス106、住民票上の住所福岡県築上郡吉富町大字広津368番地３
債務者　山本　哲士
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２２７７号
愛知県知多市梅が丘１丁目218番地の１
債務者　竹内　志保
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺澤佐千夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７３号
名古屋市緑区鳴海町字宿地24番地　エムズハウス鳴海402号、従前の住所愛知県みよし市三好町原前２番地　ＬｅＣｈｉｅｎＥｎｓｅｍｂｌｅ206号
債務者　ｓｅｌｅｃｔ　ｓｈｏｐ　ｐｐｒｅこと土屋　茜
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠山　江美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３８６号
愛知県東海市名和町下大廻間53番地の５　トルヴェール202号室
債務者　田島　和子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗　真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４５３号
愛知県愛知郡東郷町清水２丁目３番地５　グレイスヴィラ二番館304号
債務者　山田　翔太
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松波　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０８２号
札幌市中央区南16条西５丁目３番１－313号、申立時の住所札幌市厚別区厚別南１丁目７番８－103号
債務者　岡戸　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　加弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６１５号
埼玉県春日部市米島95番地　グリーンパレス小島202
債務者　水野タマイ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５１６６号
大阪市東成区大今里南３丁目１番16号
債務者　三村　泰顕
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　豊生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２５６号
大阪府摂津市鶴野４丁目３番34－1105号
債務者　藤原　暢人
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　庸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０８７号
埼玉県朝霞市大字上内間木335番地の６
債務者　本間　浩大
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大兼　将弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１６３号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地32―304
債務者　山上　奈緒
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安齋　航太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６０号
大阪市大正区泉尾７丁目14番２―706号
債務者　濵原　康宏
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　悠作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０８８号
大阪府門真市下島町４番23―201号
債務者　新村　清隆
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　泰司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１３８号
大阪市北区天神橋３丁目10番18―301号
債務者　木下　恭佑
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２２２９号
札幌市白石区本郷通５丁目北４番27号
債務者　武山　翔一
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洪　　勝吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２０号
札幌市中央区南９条西６丁目１番８―702号
債務者　堀籠　美月
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐澤祐佳里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３４７号
埼玉県熊谷市川原明戸212番地９
債務者　會田　　圭
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉場　一美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第６８４号
大阪府河内長野市南花台６丁目15番３号
債務者　行政書士関西国際法務事務所こと　尾北　高博
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仁張　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１７２０号
埼玉県蓮田市藤ノ木１丁目57番地２　ル　リアン　Ｂ101号
債務者　関根　和美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７６７号
埼玉県朝霞市仲町１丁目２番21号　ハイム米沢201
債務者　春日　リエ（旧姓山口）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　充彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５１００号
大阪府東大阪市足代北１丁目12番20―803号
債務者　キッチンごりらこと　西野　賢人
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田尾　賢太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２１５号
大阪市港区波除４丁目２番10号　プリシードＫ　201号
債務者　奥　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　伊織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８号
長野市中条御山里4114番地
債務者　北澤　友宏
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩下　弘毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３６号
三重県四日市市羽津戊672番地７
債務者　近藤　愛海（旧姓木村）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　仁美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第９７号
広島県三原市高坂町真良2588番地６
債務者　鈴木　君江
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２４１号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠152番地の13　ル・ジャルダンⅢ―Ｌ号室
債務者　坂本　理恵
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野島　佳枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
佐賀県武雄市橘町大字芦原4684番地４　鳴瀬ハイツＢ、前住所佐賀県武雄市東川登町大字永野853番地３
債務者　山口　國彦（住民票上の名　国彦）
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢野　雄基
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時
５　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１１６号
佐賀県西松浦郡有田町代々木甲1908番地12
債務者　平川幸之助
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　百武　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１６９３号
埼玉県上尾市西宮下一丁目84番地１　アンビシャス上尾103
債務者　平井竜ノ介
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩佐　一基
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２８８号
佐賀市高木瀬町大字東高木811番地４
債務者　鶴野　浩三
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大川正二郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後３時50分
５　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２４号
群馬県館林市堀工町1066番地の３、前住所群馬県館林市美園町24番17号
債務者　加藤　茂美
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯塚　文子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第３５３号
静岡県伊豆の国市富士見924番地の３
債務者　杉山　逸雄
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉本喜三郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後２時
５　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１０２１号
堺市中区八田南之町422番地
債務者　竹田　優子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土井　一磨
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５７８号
埼玉県越谷市北越谷４丁目２番15号　親宅ビル301号、旧住所埼玉県越谷市大沢４丁目16番15号　カシータｉ２号棟
債務者　小林　節郎
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富田　陽平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３００号
石川県野々市市高橋町15番15号　朝日プラザカレッジスクエアⅡ116号
債務者　泉　　広治
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　口村　直輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時55分
５　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８２号
石川県小松市吉竹町３丁目211番地　あうとかむほーむ、住民票上の住所石川県小松市平面町ヨ139番地６
債務者　米田外志美（法定代理人保佐人片岡健太）
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田康宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第５２１６号
大阪府枚方市津田元町２丁目３番６号
債務者　三宅　省吾
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４８号
愛知県みよし市園原二丁目４番地７　ジョイフル三好Ａ棟103号、旧住所愛知県豊田市田中町３丁目79番地１　藤美コーポ301号
債務者　エステックこと　清水　芳文
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松山　剛久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７１号
愛知県豊田市花園町新田65番地１　ピュアタウン花園Ｃ一102号、前住所愛知県豊田市中根町西山117番地12
債務者　當山　真奈（旧姓舟戸）
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大友　啓次
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
富山市向新庄町四丁目９番16―208号　セレナ、前住所富山県滑川市荒俣352番地　市営荒俣住宅5206
債務者　林　　信一
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植木　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７１号
山口県岩国市錦町宇佐1829番地
債務者　中本　慎治
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山近　繁之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第３５６号
大阪市西淀川区千舟３丁目３　パイセップス千舟営業所413号室、住民票上の住所和歌山県岩出市溝川170番地の12
債務者　増井　柊馬
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保　博之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第５２３６号
大阪府寝屋川市平池町16番11―202号
債務者　坂田　基樹
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市川　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１５５３号
さいたま市西区西大宮３丁目38番地１　デュオヒルズ西大宮ザ・グランテラス319
債務者　大津　文香（旧姓佐藤、本田）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６６７号
埼玉県川口市東川口４丁目５番17号　ハイツ井口101
債務者　金子　朝枝
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８４号
埼玉県蕨市塚越６丁目22番18号　コーポさつき103号
債務者　服部　武史
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０５号
さいたま市岩槻区大字小溝1078番地４　つばさ荘４号室、旧住所埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目７番３号　さくらふじみ野ハウス101
債務者　齋藤　信
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０６号
さいたま市浦和区木崎５丁目29番17号　グランコート木崎106
債務者　松下　光美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７６０号
さいたま市中央区鈴谷３丁目３番22号　パディプレイス201
債務者　石井　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７７３号
さいたま市桜区大字大久保領家540番地５―304
債務者　柴崎　隆
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７８４号
さいたま市岩槻区南平野４丁目19番地７
債務者　高橋貴代美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５５４号
埼玉県草加市谷塚仲町368番地１　ファーストハイツ201号、旧住所埼玉県草加市瀬崎３丁目36番26―408号
債務者　熊谷　育子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６４５号
埼玉県草加市柳島町509番地　ワイズハマ103号
債務者　庄司沙也加（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７９号
埼玉県行田市佐間１丁目30番20号　親睦コーポ205、旧住所埼玉県行田市佐間３丁目18番13号　レオパレスグランシャリオ106
債務者　田邉　悠太（旧姓星）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４０１号
大阪府泉佐野市俵屋257番地の１（805）
債務者　芝軒　将史
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０２号
大阪府泉佐野市俵屋257番地の１（805）
債務者　芝軒　唯
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４９０号
大阪府阪南市石田633番地の７　201号
債務者　大原　叶
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５２号
大阪府和泉市光明台三丁目７番32―401号
債務者　日野上正和
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５８３号
大阪府和泉市幸一丁目２番８号（旭ハウス１階２号室）
債務者　岩渕　美紀
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５８８号
大阪府阪南市箱作1640番地の３　101号
債務者　平田まいみ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９０号
大阪府和泉市府中町四丁目16番８―306号
債務者　堀井　一男
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
大阪府泉佐野市岡本２丁目３―13、住民票上の住所大阪府泉佐野市大西２丁目２番72―205号
債務者　吉村　　綾（旧姓瀧野）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０１号
大阪府泉佐野市高松東１丁目５番10号　泉佐野グリーンハイツ（307）
債務者　下﨑　敏子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０３号
大阪府貝塚市澤485番地１　アーク八品301号
債務者　小林　理慧（旧姓副島、中野）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３１４号
岡山県倉敷市連島町連島36番地58　アルフ吉川102、転居前の住所岡山県倉敷市中畝３丁目12番41号　サンパティーク柚木Ｂ―202
債務者　深谷　怜二
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３４６号
岡山県倉敷市大島７番地19　シティ倉敷１号館405号室
債務者　橋口　　渉
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１８７２号
北海道千歳市富丘１丁目18番12号　光生ハイツＡ201号
債務者　山本　仁人
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０８号
札幌市東区北20条東17丁目２番14号　パレーシャル開成205号
債務者　古内　照実
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１３号
札幌市東区北34条東14丁目２番１―501号
債務者　松田　雅子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２５号
札幌市北区北23条西３丁目２番20―701号
債務者　丸山　二美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９６１号
札幌市北区北23条西７丁目１番41―201号
債務者　徳永　道治
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２６６号
北海道旭川市春光１条９丁目８番５号　テレパレス旭川春光３　324号室
債務者　村山　華恋
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８３号
北海道旭川市旭神町22番地67　ケアハウスリバーサイド、住民票上の住所北海道旭川市東光18条６丁目５番８号　燕方
債務者　古川みよ子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１３号
群馬県伊勢崎市下植木町952番地３
債務者　岡田　和起
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３４号
群馬県高崎市新町2046番地９
債務者　武井伸一郎
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１８５号
千葉県銚子市芦崎町931番地の１　石毛アパートＥ号
債務者　大塚結香里
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２０１号
千葉県東金市西福俵105番地１　サンクリーク202
債務者　中村美智子（旧姓宇井）
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２０２号
千葉県東金市日吉台７丁目13番地18
債務者　山口　貴博
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２１１８号
横浜市保土ケ谷区狩場町451番地１　ライオンズマンション保土ケ谷南307号
債務者　笠原　令子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２９９号
横浜市泉区和泉中央南２丁目22番15号　ヒカリハイツ201号
債務者　熊谷　辰哉
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４０８号
横浜市鶴見区本町通３丁目166番地１　メゾンぱれっとひすい201号
債務者　西田　竜三
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４７６号
横浜市西区中央１丁目28番18―803号
債務者　関口　有花
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４９号
相模原市南区相武台団地１丁目６番12―16号
債務者　中村　英治
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４８３号
相模原市南区相武台１丁目26番６号　石川ビル307
債務者　一兜あい子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第８５号
岐阜県中津川市駒場455番地の４　ＣＡＳＡさくら108、従前の住所岐阜県中津川市駒場497番地の１　レオパレスＫＯＭＡＮＢＡ107
債務者　若原　奈々（旧姓戸川）
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第５１号
京都府南丹市日吉町田原堀尻２番地７
債務者　栃下喜代美
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第５４号
京都府船井郡京丹波町口八田百合ノ下71番地
債務者　ＰＩＫＡＮＣＨＩこと　髙草日佳里
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第８７４号
堺市西区浜寺石津町中２丁５番20号　東文化201号、前住所堺市堺区柏木町４丁３番２号絢野ビル303号
債務者　石田　　馨
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２号
兵庫県西脇市高田井町1021番地
債務者　安藤　　宏
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第２１９号
奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺86番地の１　サンフィットラブリーⅡ203号室
債務者　速水　貴史
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２２６号
奈良県御所市大字三室440番地の３　103号
債務者　梅本　竜也（旧姓木村）
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２７５号
高知市長浜3678番地１　改住23号
債務者　浜村　幸司
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８１号
高知市大津乙127番地１
債務者　中村　浩康
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７号
大分県豊後大野市大野町藤北155番地　市営中原住宅　Ｂ３号
債務者　渡邉信太郎
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第１８号
大分県竹田市荻町恵良原739番地６（桜住宅５号）
債務者　後藤　玖美
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第２０号
大分県竹田市大字竹田町391番地（春岡アパート201）
債務者　坂本　　洋
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第１７９号
北海道帯広市東５条南11丁目７番地
債務者　中村　　剛
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第７０号
秋田県能代市住吉町１番18号　住吉レジデンス203号
債務者　小林　龍麗
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第４３号
秋田県横手市平鹿町醍醐字館ノ下53番地
債務者　畠山　桃子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第１０８号
福島県喜多方市関柴町上高額字宮越509番地２　扇屋荘１号
債務者　渡部惠美子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
福島県耶麻郡西会津町登世島字端村中乙1009番地
債務者　伊勢亀章浩
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３２６号
静岡県駿東郡長泉町本宿616番地の１
債務者　菊島　純一
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３４７号
静岡県熱海市小嵐町８番11号　県営上小嵐団地24号
債務者　梅村　美穂
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３７１号
静岡県沼津市下香貫山宮前3078番地の30
債務者　小山　すゑ
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９３号
奈良県生駒市壱分町1173番地１　ＶＩＴＡ壱分206
債務者　竹川　明恵
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４７号
奈良市南紀寺町三丁目68番地の３　紀寺リバーヒル105号
債務者　金田　香月
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１０号
香川県高松市木太町3700番地２　第１吉田マンション106
債務者　佐藤　祐司
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８９号
香川県高松市田町４番地18　田町ハイツ702
債務者　河本　未来
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１６６０号
東京都八王子市中野町2680番地７フラットＫ203号
債務者　坪井　大晃
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２５号
香川県善通寺市下吉田町215番地２
債務者　前川かすみ
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第４０８号
岐阜市浪花町１丁目８番地１（アーバンライフシティ　303号室）
債務者　松岡　鉄男
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４７７２号
大阪府門真市上野口町51番32号　大丸マンション303号
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８０２号
大阪府交野市私市３丁目24番８号
債務者　橘　　雅弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８２号
大阪市東淀川区淡路３丁目９番14号　ＣＡＳＡ　ＴＡＮＡＫＡ　203号
債務者　平野　菜摘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９２４号
大阪府箕面市白島２丁目28番２―308号
債務者　柴田　鈴香
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９４５号
大阪市都島区都島中通３丁目17番11号　第二美島荘　11号
債務者　和家　令和
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９９８号
大阪市西成区花園北２丁目６番19号　ＢＳ第８ハイツ　306
債務者　山本　俊也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０２５号
大阪府高槻市古曽部町２丁目15番１―715号
債務者　樋ノ内佳恵
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３６号
大阪府寝屋川市春日町２番７―404号
債務者　日出　清子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５８号
大阪府吹田市千里山東１丁目13番１―305号
債務者　南　　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５９号
大阪府吹田市千里山東１丁目13番１―305号
債務者　南　　杏奈
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０８２号
大阪市淀川区十三東１丁目14番23号　大盛マンション　303号
債務者　梶川　年洋
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２３号
大阪市東成区大今里南４丁目16番18―507号、前住所大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　米澤　美樹
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１３２号
大阪府枚方市村野東町51番14号
債務者　山野　聖子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２９８号
大阪市西成区潮路１丁目９番19号　久津和ビルオレンジマンション８　602号
債務者　丸山　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３４９号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　押田かな子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３６３号
大阪府寝屋川市高柳５丁目30番21号
債務者　勇　　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１４号
大阪府門真市大池町３番10号　ハイツ大池207号、前住所岡山県倉敷市笹沖74番地３マンションみふね203号
債務者　瀧上　雅夫
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６９１号
神戸市東灘区御影本町２丁目４番５号　ボヌール御影703号
債務者　横山　晋也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２１号
兵庫県宝塚市高司３丁目１番１号　センチュリーハイツ202号室
債務者　田﨑真寿雄
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４２号
長崎県島原市萩が丘二丁目5676番地１　萩が丘住宅Ｇ202
債務者　瀬川　和代
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
秋田市新屋比内町61番14号
債務者　菊田　則雄
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６号
福島市鎌田字原際31番地の１セジュールＡ101号室
債務者　佐久間綾乃
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１５３号
福島市宮代字乳児池71番地県住３号棟106号室
債務者　堀越　優斗
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３５６号
茨城県水戸市石川３丁目4137番地の４　棚網レジデンス203号
債務者　吉田　　博
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１２０号
茨城県坂東市内野山340番地１
債務者　木村　　敏
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１２６号
茨城県常総市相野谷町39番地４栄コーポＢ101
債務者　國谷　一夫
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１３１号
栃木県栃木市錦町７番３－３号
債務者　鈴木　新人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３６０号
新潟市東区長者町４番４号１　クレセント・ラ・メール202号、前住所新潟市中央区鳥屋野南２丁目19番25号　Ｔ・Ｊプレイス103号
債務者　廣川　正範
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８１号
新潟市江南区横越上町４丁目７番５号
債務者　釣巻有佑加
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９２号
新潟市北区嘉山2233　メアリーローズＣ201、住民票上の住所新潟市北区嘉山2316番地24
債務者　花野　航太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９８号
新潟市秋葉区新金沢町31番24―21号
債務者　渡辺　洋志
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３７号
新潟市秋葉区美幸町２丁目２番１号
債務者　山口　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５０９号
新潟市東区逢谷内６丁目２番４号
債務者　新保　春雄
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２００号
長野市伊勢宮２丁目26番20号　ツカダアパート２Ｆ中
債務者　横田　義久
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０３号
長野市松岡１丁目25番12号
債務者　髙畑　重雄
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１１号
長野県飯山市大字瑞穂4947番地
債務者　金井　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１３号
長野県上田市緑が丘１丁目１番14号
債務者　今井　淑子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１１６号
長野県上田市生田850番地27
債務者　矢島　光男
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第５６号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1032番地43
北湯舟県住424号
債務者　西村　一彦
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第５６９号
静岡県榛原郡吉田町川尻2090番地の１
債務者　トモン　エスピノサ　ブライアン　リュウキ（ＴＯＭＯＮ　ＥＳＰＩＮＯＺＡ　ＢＲＩＡＮ　ＲＩＵＫＩ）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０１号
静岡市葵区坂ノ上624番地の11、旧住所神奈川県横須賀市長坂３丁目４番12号
債務者　大野　翼
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９号
静岡県掛川市掛川891番地の２
債務者　柴崎初寿美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第５３号
静岡県菊川市堂山新田695番地の１
債務者　スズキ　タカハシ　クリスチアネ（ＳＵＺＵＫＩ　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ　ＣＲＩＳＴＩＡＮＥ）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第１８２号
滋賀県近江八幡市安土町中屋162番地、前住所滋賀県彦根市戸賀町１番地
債務者　マーレークリーニングこと山本薫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５１９号
兵庫県神崎郡神河町福本651番地
債務者　古賀　　聡
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５３３号
兵庫県姫路市北条梅原町18番地２　ぬくもりの家、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区上野田６丁目12番地　ミモザ104
債務者　堀　　育代
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５３６号
兵庫県神崎郡市川町甘地812番地の14
債務者　後藤　勝利
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５３９号
兵庫県高砂市伊保崎南15番２―105号　塩谷運輸建設社宅
債務者　中谷　賢也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６７号
奈良市青野町二丁目３番８号
債務者　花田　清香
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６８号
奈良県大和郡山市筒井町266番地４
債務者　出野　喜裕
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３７７号
和歌山県橋本市矢倉脇313番地の１　カーサりんかん206、前住所千葉県我孫子市都部170番地の２（102号）クレストファイン３
債務者　北　　大輝
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３８８号
和歌山市園部1155番地１　サニータウン102号
債務者　月川プロこと　柴田　ゆり
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３９１号
和歌山市狐島413番地８
債務者　沖本　紀満
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７１号
島根県出雲市多伎町多岐876番地７　沖代住宅３―103、前住所島根県出雲市塩冶町1163番地　レオパレスドミール107
債務者　尾野　有三
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第６０３号
岡山市東区可知三丁目８番７号　西大寺団地302号
債務者　藤本　みさ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９７号
愛媛県松山市鷹子町439番地３　コーポ高市101号
債務者　神谷　琉星
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９７号
愛媛県西条市神拝甲４番地38　南号室
債務者　藤村　純子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第５１９号
大分市大字津守136番地の１　プランドールＫＩＺＵ306
債務者　杉野　友美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７４号
大分県中津市沖代町１丁目６番58号
債務者　堀　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１０７号
大分県中津市大字永添919番地　介護老人保健施設　三光園、前住所大分県豊後高田市新地1017番地　パークサイドノガミⅡ　305号
債務者　政本吉弘
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２８２号
宮崎市佐土原町下田島12264番地８
債務者　雲野　彩音（旧姓田中・中武）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３７１号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1413番地19
債務者　安藤　良夫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３８９号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18618番地10
債務者　森　　典子（旧姓江藤）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０１号
宮崎市丸島町３番15号　シーラカンスＫＡＮＤＹ407号、住民票上の住所宮崎市丸島町３番15号　アクティ丸島407号
債務者　脇山　誠治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０３号
宮崎市田野町乙11009番地14
債務者　西　ひろ子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１１号
宮崎市清武町加納甲1318番地１　アリビオさくら
債務者　因幡江美子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１２号
宮崎市城ケ崎３丁目９番地３　湖城マンションＢ棟103号
債務者　渡邉　俊孝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１７号
宮崎市吾妻町129番地１　リバーサイド河村302号、前住所宮崎県都城市吉尾町896番地３フルール・ド・シャモニＡ棟201
債務者　秋本　智矢
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２０号
宮崎市大字郡司分甲27番地18
債務者　蓑毛　朱里
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦14番地６　山本マンション301号室、前住所宮崎県児湯郡都農町大字川北14905番地８
債務者　籾木　育子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４号
沖縄県石垣市字真栄里204番地56　共同住宅シャトーブリアン101
債務者　宜保　　潤
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第６８１号
東京都八王子市緑町22番地３リバーサイド八王子303号
債務者　上條　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４９号
東京都小平市小川町１丁目2490番地の１レオパレスヴィーブル106号
債務者　奥下　凱斗
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３０２号
福井県坂井市三国町加戸第119号10番地23メーレルハイツ101号
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５７号
福井県敦賀市舞崎町２丁目18番18号
債務者　大良　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第４６１号
京都市西京区桂久方町208番地　セジュール雅　101
債務者　清水　冴美（旧姓森）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５８号
京都市伏見区向島立河原町54番地14
債務者　米澤由美子（法定代理人成年後見人花枝　　愛、米澤　史郎）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０１６号
京都市右京区西院西三蔵町７番地　サンシャイン山双４Ｆ
債務者　長岡　章代
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０３０号
京都府宇治市槇島町中川原146番地の２　宇治おぐら住宅３棟504号
債務者　今井　俊輔
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０６９号
京都市下京区高辻通烏丸東入因幡堂町661番地　サンシティー烏丸高辻　705
債務者　山田　律子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０９８号
京都市中京区姉小路通西堀川西入樽屋町469番地　グレースヨシダ　407号
債務者　山口　和江
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１４６号
京都市東山区本町二丁目90番地　アルカディア関107号室
債務者　河田あけみ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１７８号
京都市伏見区東柳町510番地２　睦荘　5
債務者　竹川　由里
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１９１号
京都府木津川市梅美台六丁目２番地16　エレガントヒル106、前住所京都府木津川市州見台六丁目１番地２　アルス木津南Ｇ－402号
債務者　川原三代子（旧姓有本）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２３１号
京都市伏見区向島吹田河原町88番地２　藤田マンション203号
債務者　長尾　常夫
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３７号
広島県安芸郡海田町蟹原１丁目４番37―205号
債務者　長谷川浩二
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２９号
広島県廿日市市住吉２丁目７番26号
債務者　近貞　佳弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９号
山口県岩国市尾津町二丁目16番30号　101
債務者　嶋田　興介
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２７１号
佐賀県鳥栖市本町１丁目909番地２　本町ハイツ206
債務者　田中　　医
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２３７０号
東京都羽村市五ノ神三丁目２番地25アンプルールフェール小山104
債務者　川端　彰太
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７９４号
東京都調布市飛田給２丁目37番地９サンハイツ101
債務者　初瀬ヒロ子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９４号
富山市有沢811番地　市営住宅８棟201号
債務者　盛田　　諒
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０１４号
広島市東区若草町９番25―105号　オリエントビルＮｏ76
債務者　木下　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２５号
広島市西区天満町18番20―403号
債務者　松尾　光伯
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２６０号
佐賀県鳥栖市今泉町2180番地３　ラ・フェリーチェⅠ104
債務者　松林　史子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７９号
佐賀県小城市三日月町金田1304番地３
債務者　相良弥瑛子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８２号
佐賀県鳥栖市酒井西町820番地１　スミカ１―204
債務者　大塚　壽子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８１号
佐賀県唐津市松南町６番37号　宗田アパート５号、前住所佐賀県唐津市松南町８番９号
債務者　野﨑　桃佳
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第８３号
佐賀県唐津市中原2925番地１　市営アパート１―306号
債務者　副島　俊二
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第１９９号
神奈川県横須賀市佐野町６丁目17番地　福寿荘１階左
債務者　松井　克之
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２３４号
神奈川県横須賀市浦郷町１丁目55番地市営アパートＡ―505
債務者　熊谷　和広
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２７０号
青森県上北郡野辺地町字石神裏４番地５　サンハイツ２階Ａ号室
債務者　角谷　裕子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７５号
青森市古川３丁目15番７号　コーポＭＴ２―Ｅ、旧住所青森県むつ市大字田名部字落野沢42番地４
債務者　馬場　　学
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１８号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松78番地１　ＢＥＴＴＥＲ　Ｒ　藤崎203号室
債務者　山田　美喜
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第４２２号
神奈川県愛甲郡愛川町三増783番地の１　三増住宅１―９
債務者　宮本真由美（旧姓木下）
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

令和７年（フ）第５００号
沖縄県浦添市伊祖１―１―21ＯＦＦＩＣＥＴＩＭＥビル401号室
破産者　株式会社ワンスペース
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４７３号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1214番地２
破産者　株式会社サンノウ企画
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第６９号
沖縄県島尻郡八重瀬町新城1426―９
破産者　株式会社ティーエーシー
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４０６号
埼玉県草加市谷塚町1475番地17
破産者　有限会社豊建設
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２１２号
盛岡市中央通一丁目６番25号
破産者　株式会社平和タクシー
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第９０号
秋田市牛島西一丁目１番11号
破産者　あさひ自動車株式会社
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２８６号
横浜市旭区万騎が原110番地の１ニックハイム205
破産者　合同会社ＣＡＮＮＡ
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４５号
川崎市多摩区登戸新町361番地
破産者　有限会社陵光
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１６７８号
名古屋市西区名駅２丁目34番17号　セントラル名古屋1101号
破産者　株式会社アバンティジャパン
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６３９号
愛知県岡崎市上地４―24―16　岡崎医療刑務所内、住民票上の住所岐阜県多治見市池田町５丁目313番地の４
破産者　福井　裕人
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９号
愛知県豊田市上野町二丁目77番地
破産者　有限会社あいほーむ
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３０号
愛知県刈谷市一里山町北本山87番地３
破産者　ＮＥＣＥｓｔｙｌｅ合同会社
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２７１号
神戸市須磨区月見山町三丁目１番17号
破産者　株式会社プロ・ガード
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２１４号
神戸市西区池上二丁目18番地の３サンヒルズ・ラフォーレⅠ、206号
破産者　株式会社ＷＡＳＡＢＩ
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第６１号
兵庫県豊岡市庄168番地
破産者　株式会社げんき
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１６０号
岡山市南区泉田402番地
破産者　有限会社健仁堂表具店
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１２９号
広島県福山市新市町大字新市８番地の３
破産者　有限会社フィットメイク
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１２３号
大分市萩原四丁目13番４号　パナハイツ金屋103
破産者　合同会社九州美工
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第１０１号
宮城県遠田郡美里町北浦字待江87番地１
破産者　佐藤　　洋
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第３５４号
東京都町田市中町１―17―10
破産者　和紋じゃぱん株式会社
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４６６号
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目31番11号ＫＳビル804号室
破産者　株式会社ノートスペース
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８３１号
東京都あきる野市雨間1935番地12
破産者　小河原太郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９２８号
東京都八王子市弐分方町295番地寺沢荘201号
破産者　松岡　智心
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０２８号
東京都府中市清水が丘３丁目41番地の５第３ひばりマンション103
破産者　永利　　満
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１６７号
東京都品川区南大井六丁目16番１号101号室
破産者　株式会社ＷＨＯＬＥ　ＳＭＩＬＥ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１６８号
東京都国立市北２丁目４番の16カーサ・１／Ｆ201
破産者　小泉　　勝
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１８２号
東京都三鷹市牟礼６丁目１番２号ハイムレインボーＥ棟303
破産者　横山　真人
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０５号
東京都国立市東３丁目11番地の８メゾン国立307
破産者　濡花詩雨こと　青木新太郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１８号
東京都東大和市湖畔２―1044―55、商業登記簿上の本店所在地東京都東村山市久米川町一丁目58番地２久米川町ビジネスプラザ９号
破産者　株式会社東秀架設
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２９６号
横浜市中区簑沢３番地
破産者　合資会社千葉屋
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１５号
静岡県浜松市中央区丸塚町541番地の９Ａ
破産者　株式会社東晃建設
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第５３号
三重県亀山市アイリス町14番地34
破産者　大壽工業こと　榎本　雪美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第２５７１号
福岡市博多区千代１丁目２番23―507号　県営千代団地
破産者　佐々木喜代香
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６４４号
福岡市東区多々良２丁目21番38―101号　イーストドーム
破産者　田中　憲司
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８１５号
福岡市南区桧原５丁目16番21―306号　ロワイヤルシャトー
破産者　峰松美由紀（旧姓中尾）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３１０号
福岡市中央区平尾４丁目５番19号　グランパーク平尾803号、住民票上の住所福岡県久留米市善導寺町飯田801番地
破産者　江頭　正揮
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３３６号
福岡市東区香椎駅前２丁目12番38―302号　ＭＡＴＳＵＹＡ　ＢＬＤ
破産者　八木　広和
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３９０号
福岡市中央区薬院２丁目11番33―505号　三井薬院ハイツ
破産者　根本　恵子（旧姓中村）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２０６号
福島市松川町字木曽内11番地の15
破産者　梅宮　　充
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第４１号
福島県伊達市梁川町字町裏45―３メゾンド広瀬101号、住民票上の住所福島市太平寺字児子塚23番地の４パセオファミールハウスＢ棟201
破産者　久能　　勉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第９１号
福島市本内字東井戸神３番地の１ウィンベルコーラス福島603
破産者　阿部　彰久
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１０２号
福島市笹木野字町東５番地の３町東アパート105
破産者　髙山　　毅
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１０５号
福島市置賜町５番27号
破産者　伊東　知宏
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１０９号
福島市飯坂町平野字万代１番地の５
破産者　遠藤　　詩
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１９７号
埼玉県吉川市吉川団地１番２号105
破産者　テクノフォーこと　鈴木　紀夫
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３９７号
埼玉県越谷市北越谷２丁目19番１号　福寿コーポ参番館103号
破産者　熊井建設こと　熊井　京子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４１８号
埼玉県春日部市南１丁目11番59号　第14メゾン坂巻101
破産者　岡﨑　真二
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２９６９号
大阪府守口市八雲西町４丁目20番16号　４Ｆ
破産者　井関　一行
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２６９号
広島市西区庚午中１丁目10番21―601号
破産者　清水　晋介（旧姓山崎）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１１号
広島市中区江波二本松２丁目14番２―401号
破産者　柴田　良介
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２４号
広島県廿日市市宮島口３丁目８番28号（201）
破産者　山田　悟正
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９４号
広島市安佐南区伴中央２丁目６番９―301号
破産者　宮崎　文江
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５６２号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番20―1107号　アトラスアルファーノ箱崎
破産者　鯉川　　学
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１１４号
福岡市博多区竹下４丁目５番３―202号　雇用促進事業団竹下宿舎
破産者　後迫　繁樹
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３３３号
福岡市東区八田４丁目３番８―204号
破産者　木元　和博
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３８６号
福岡市博多区千代１丁目19番13―303号　イルフビル
破産者　高橋めぐみ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３９号
福岡市博多区冷泉町３番８―502号　フェルト319
破産者　山村　友子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４６２号
福岡市博多区博多駅南１丁目５番27号　グリーンハイツ　203号
破産者　久田　佳斉
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４８７号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎1712番地の24
破産者　松浦　加奈
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４９３号
福岡県遠賀郡遠賀町田園１丁目20番20号
破産者　池田由香里（旧姓平岡）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５４３号
北九州市八幡西区中の原２丁目17番12号
破産者　宝珠山　力
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７３号
北九州市小倉南区企救丘５丁目16番17号
破産者　伊藤　桂子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３４号
熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木861番地２
破産者　石田　忠篤
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１１２号
釧路市興津３丁目５番２号、開始決定時の住所釧路市緑ケ岡６丁目14番１号
破産者　ブルジュアルこと　木浪のぞみ
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１３号
釧路市武佐４丁目23番３号
破産者　鎌田　竜一
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７９号
秋田市八橋鯰沼町７番21号
破産者　渡邉　幸誠
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５号
群馬県桐生市相生町３丁目119番地
破産者　早津　英一
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第３０７号
神奈川県足柄上郡大井町金子643番地１　アールヴヘイム201
破産者　山本　　元
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０８号
神奈川県厚木市妻田北３丁目８番12号　フォンテーヌＡ202
破産者　村上　那菜
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９３号
新潟県五泉市村松1251番地１　アビタシオンＥ号棟201号室
破産者　松尾　正子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７６号
静岡市清水区押切1210番地の２　押切西団地Ａ棟203、旧住所静岡市駿河区小鹿367番地の８　ドゥブログニク202号
破産者　池田　清春
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１６８号
鳥取県鳥取市浜坂３丁目６番44号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂６丁目13番８号
破産者　小野　早紀
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４４号
山口市吉田3083番地　県営住宅平川団地Ｃ５棟106号
破産者　中野　美穂（旧姓伊藤）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６１号
山口県防府市開出西町８番２号　アージュＢ棟103
破産者　河村　和博
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２９号
香川県観音寺市木之郷町1019番地
破産者　神原　真美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和７年（フ）第３０号
香川県観音寺市木之郷町1019番地
破産者　神原千枝美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第５４８号
北九州市小倉北区都２丁目12番30号（ハイツ到津の森102号室）、前住所宮崎市清武町木原442番地11　フォーブル楓102号
破産者　千脇　諒太
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２４号
熊本県山鹿市方保田2963番地　アルカンシエルＣ201、前住所愛知県豊橋市神ノ輪町36番地　アンシャンテ神ノ輪Ｂ302
破産者　田中　伶治
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第１４号
熊本県八代市葭牟田町189番地（Ａ―201）プリムヴェール
破産者　川元　希生
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２８０号
鹿児島市荒田２丁目51番５号　ロイヤルシティ荒田506号
破産者　峰山　　圭
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１６号
沖縄県宮古島市城辺字友利446番地　あぐりハウス502
破産者　下田　紗妃
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

令和７年（フ）第５１２号
沖縄県那覇市首里寒川町２丁目13番地　カーサ・パシフィカ首里寒川２―Ｂ、住民票上の前住所沖縄県浦添市内間五丁目８番14―201号　ＣＵＲＩＯＳＩＴＹ
破産者　玉城　貴史
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８４号
沖縄県那覇市長田２丁目35番８―104号　レオパレスエムズ、住民票上の前住所沖縄県那覇市字安次嶺６番地18　オンワード高良Ⅰ502
破産者　宮里　亮慶
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８６号
沖縄県那覇市字栄原５丁目12番35号
破産者　池田　重子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４７４号
沖縄県浦添市沢岻１丁目46番１－301号　上沢マンション
破産者　坂口　勇二
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４７５号
沖縄県浦添市沢岻１丁目46番１－301号　上沢マンション
破産者　坂口登代美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７０号
沖縄県糸満市字照屋1488番地の１　ビッグイースト　ツー　704号室、住民票上の前住所沖縄県島尻郡八重瀬町字新城1426番地９
破産者　藤井　靖博
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第６２２号
埼玉県八潮市中央四丁目17番地４
破産者　金子　恭幸
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４０７号
北海道松前郡松前町字江良572番地２、開始決定時の住所東京都足立区東伊興二丁目２番１－505号
破産者　和田　　豊
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１１号
埼玉県秩父市中村町一丁目４番17号
破産者　磯田　　秀
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第１２号
埼玉県秩父市中村町一丁目４番17号
破産者　磯田　安子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第５７２号
札幌市白石区北郷５条10丁目５番10号　ミルフィーユ103号
破産者　上田　泰行
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６６０号
札幌市南区澄川６条３丁目２番６－308号
破産者　田村　隆之
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１１７号
札幌市白石区南郷通19丁目北２番９号　ヴィレッジコートＡ－Ａ号
破産者　松田　華苗（旧姓佐藤）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１４号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割506番地４　ビレッジハウス矢巾１－108
破産者　鈴木　拓人
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１９２号
盛岡市稲荷町４番13号
破産者　松田絵里香
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１０４号
秋田市川尻大川町５番23号　ルピナ山王Ｂ101号
破産者　小嶋　健太郎
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０６号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2777番地10
破産者　埼玉　　勝
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０７号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2777番地10
破産者　埼玉かおる
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２１９号
埼玉県深谷市緑ケ丘８番23－２号　柿倉貸家
破産者　吉田まもる（旧姓野澤）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５５号
埼玉県東松山市あずま町４丁目１番地５
破産者　山元　　恵（旧姓長峰）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１４１３号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目34番１－403号、開始決定時の住所横浜市磯子区洋光台２丁目１番14－403号
破産者　米倉　明博
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６３０号
横浜市西区南浅間町20番地18　アゼリア西横浜305号
破産者　澤田　一馬
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２０号
神奈川県綾瀬市大上３丁目１番13―106号
破産者　近藤　浩介
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２５号
川崎市高津区下作延１丁目８番11号　ハイツ越水　203
破産者　田尻真奈美
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５３２号
川崎市多摩区西生田１丁目11番15号　エミネンス　105
破産者　西澤　美幸
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４６号
川崎市中原区田尻町64番地１　平間シティハウス　602
破産者　齋藤　正一
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２７５号
神奈川県中郡大磯町国府本郷1395番地12
破産者　中村　亮介
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５０号
相模原市中央区清新２丁目７番16号　エクセル清新Ⅱ107
破産者　三津木一美
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２７７号
東京都墨田区東向島６丁目34番18―304号渡辺ビル、開始決定時の住所相模原市緑区西橋本３丁目２番36号　塚場ハイツ№３　205
破産者　萩原　伊織
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３３３号
相模原市緑区西橋本１丁目24番２―1102号
破産者　小林　英昭
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１６４号
福井県今立郡池田町寺島第14号８番地
破産者　広田　和見
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７９号
福井市御幸３丁目１番25号、旧住所福井市上野本町四丁目1820番地
破産者　多田　篤司
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９４号
福井県坂井市春江町西太郎丸第３号33番地７、旧住所福井県坂井市春江町中筋第32号１番地６
破産者　網谷　　涼
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１３号
長野県松本市埋橋１丁目５番18号　ステイツコア埋橋　501号室
破産者　深沢　　豊
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１２２号
長野県安曇野市豊科南穂高473番地20
破産者　山本　陽子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１５０号
長野県松本市寿中１丁目20番６号
破産者　宮嶋　千春
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第３７３号
岐阜市鏡島精華２丁目３番28―303号（ソシエ2002）、開始決定時の住所岐阜市鏡島西３丁目６番６号
破産者　所　　嘉弘
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１２８号
岐阜県関市東山40番地
破産者　亀井　稔文
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２３２６号
愛知県瀬戸市品野町３丁目245番地の17
破産者　淀　　皆緒
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４７号
愛知県瀬戸市西原町１丁目131番地の３レッドバッド201、従前の住所愛知県豊田市美里５丁目12番地13　アメニティⅡ303号
破産者　高梨　敬史
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７９号
岐阜県大垣市波須１丁目79番地３
破産者　西尾　達也
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１０号
愛知県あま市本郷取替92番地　エスポワール205号
破産者　吉田　翔喜
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５５８号
愛知県刈谷市小垣江町中19番地２
破産者　原　　一正
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第６８６号
愛知県豊田市平和町３丁目70番地１　サンシティ平和Ｃ201号
破産者　西田　瑞穂
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７２号
愛知県みよし市三好町上159番地１　ユーストマ502号
破産者　北村　守道
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２９８号
愛知県安城市今池町２丁目１番28号　コープ野村新安城ウエスト２―304、前住所愛知県安城市二本木新町１丁目16番地１　信和キャッスル305
破産者　宗村　美一
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２０００号
大阪府高槻市別所本町８番３―604号
破産者　田中　宏明
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２３２号
堺市中区福田８番地
破産者　坂口　剛史
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４５３号
大阪府松原市小川１丁目３番28号
破産者　宮川　和義
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５７８号
大阪府柏原市玉手町６番６号
破産者　久保田千穂
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９５号
堺市北区大豆塚町２丁65番地６
破産者　河合　善広
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６２５号
大阪府藤井寺市国府１丁目２番３―803号
破産者　ＡＳＡＮＯＹＡ　ＢＯＯＫＳこと　髙山　　純
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５３号
堺市西区浜寺元町６丁835番地３
破産者　千東　潤也
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５４号
堺市西区浜寺元町６丁835番地３
破産者　千東　由美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２７２号
神戸市兵庫区中道通１丁目２番９号　湊川サンシャイン204、従前の住所神戸市須磨区月見山町３丁目３番11号
破産者　田中　三裕
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３１号
神戸市西区桜が丘東町２丁目８番地の13
破産者　松下　勝幸
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
島根県松江市美保関町諸喰590番地
破産者　近藤　貴文
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０号
島根県益田市美都町宇津川口390番地１
破産者　岡　久美子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第２５号
岡山市北区高柳西町９番31－１号
破産者　岡崎　美佳
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１号
岡山市中区平井四丁目10番11号　市営住宅11番館201号、旧住所岡山市南区泉田402番地
破産者　湯溝　一郎
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５６号
岡山市東区瀬戸町笹岡517番地
破産者　實盛　玄太
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０７号
岡山県玉野市和田７丁目３番21号
破産者　市原　正生
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０８号
岡山県玉野市和田７丁目３番21号
破産者　市原　真理
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６２号
広島市東区牛田東３丁目22番３号
破産者　篠原　利佳
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３８号
広島市安佐北区亀山３丁目１番20－１－301号
破産者　津田ありさ（旧姓林）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８号
熊本県阿蘇市竹原591番地２
破産者　内濱　良太
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和８年（フ）第１２４号
大分県由布市湯布院町川上785番地39
破産者　小島　隆文
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２２２号
大分市大字横尾字南番出117番地の１　介護老人保健施設よつばの丘内、住民票上の住所大分市大字白木332番地
破産者　太田　寛泰
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３７３号
青森市篠田３丁目４番30号
破産者　瓜田　直樹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７０号
青森市港町３丁目11番５－410号
破産者　奈良岡広司
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７５号
宮城県石巻市門脇字二番谷地２番地26　メイト二番館201号、前住所埼玉県朝霞市宮戸３丁目８番53号
破産者　茂野美沙子（旧姓弥永）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第３２号
秋田県横手市清川町６番23号　清川ハイツ６－23号棟
破産者　岩見香名子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第３１１８号
横浜市神奈川区三ツ沢上町１番20－303号
破産者　高草木　愛
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６０号
横浜市磯子区洋光台２丁目12番24号
破産者　木村　周平
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４９５号
神奈川県茅ヶ崎市代官町５番１－202号　メゾンドピアⅡ
破産者　佐藤　勝三
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１７号
横浜市旭区万騎が原39番地　３－106号
破産者　石井　英一
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９９号
東京都江東区扇橋１丁目16番５号ＳＯＬＡＳＩＡｒｅｓｉｄｅｎｃｅ清澄白河401
破産者　清水　　了
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１３３号
神奈川県逗子市久木８丁目２番13号
破産者　櫻井　宏美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１３８号
神奈川県横須賀市秋谷３丁目６番30号南葉山シーサイドハウス302
破産者　沖倉　駿之介
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１３９号
神奈川県横須賀市武４丁目25番Ｂ―404号
破産者　松永　里美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第３２９号
新潟市西区四ツ郷屋1538番地13　ワールドステイ四ツ郷屋
破産者　島貫　秀樹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６５号
岐阜県瑞浪市北小田町２丁目165番地　レジデンス　アダージオ　３Ｄ号
破産者　青山　志帆
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１８号
静岡県浜松市中央区北島町610番地
破産者　神谷　元幸
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
静岡県浜松市中央区丸塚町356番地の５　コモドシャトー305
破産者　植東　俊晃
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２０９号
静岡県浜松市中央区頭陀寺町330番地の13
破産者　大場　直美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２９３号
静岡県浜松市中央区向宿二丁目32番40号
破産者　高倉　　智（旧姓松本）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第８３号
大津市美空町１番７―308号
破産者　福永　　洋
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５６号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘４丁目６番地15
破産者　中村しずか
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４９６号
京都府向日市上植野町浄徳８番地の２　ドミール西向日　203号、前住所大阪市北区中崎西１丁目５番４―1006号
破産者　長谷川寛也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２号
京都市上京区黒門通元誓願寺下る毘沙門町748番地８、前住所神戸市北区中里町２丁目２番地の１　514号
破産者　佐藤　名央
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５８９号
京都市山科区北花山大林町81番地、前住所京都市山科区日ノ岡鴨土町38番地15
破産者　寺島　和江（旧姓髙田）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４４０４号
大阪府高槻市大蔵司１丁目７番５　ビレッジハウス服部５号棟303号室、開始決定時大阪府高槻市寿町２丁目６番４号
破産者　福田　康弘
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６２５号
大阪府枚方市松丘町９番18号
破産者　竹内　美加
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２５号
兵庫県加西市吉野町13番地の２、従前の住所兵庫県加古川市加古川町美乃利671番地の４
破産者　別所　和哉
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和７年（フ）第７８号
兵庫県加西市常吉町922―179　株式会社三共Ｔ―Ｌａｂ、住民票上の住所香川県善通寺市木徳町1156番地４
破産者　篠原　大造
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第３２号
兵庫県小野市天神町1185番地の32　ヴィラナリー天神１号棟405号室、前住所神戸市長田区大橋町８丁目６番10―409号
破産者　村田　一雅
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第４４４号
広島県東広島市西条下見５丁目１番24―304号　ラポールこうのす
破産者　宮中　貴英
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４４５号
広島県東広島市西条下見５丁目１番24―304号　ラポールこうのす
破産者　宮中　美樹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１３１号
広島県呉市宮原３丁目５番９号
破産者　エステティックサロンティアラこと　富田真由美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２８号
広島県福山市東村町49番地１
破産者　石井　邦恵
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１００号
長崎県長崎市江平１丁目２番９号、旧住所佐賀県佐賀市兵庫南２丁目３番６号　エクセレントハイツ兵庫101
破産者　内島　章博
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０３号
長崎県長崎市田中町902番地　Ｋハイツ Ⅲ 301号
破産者　引地　繁文
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８１号
長崎県長崎市昭和３丁目522番地10　トラッドソノハイ205号、旧住所長崎県佐世保市木風町27番地１　サンフォレスト木風103
破産者　中川　大輔
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７９号
長崎県大村市杭出津１丁目495番地１　エアリーガーデンＢ202
破産者　溝上　智子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第９２号
宮崎市大字恒久633番地
破産者　谷川由美子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８６号
宮崎市出来島町24番地４
破産者　寺尾　隆利
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３２号
宮崎市中津瀬町29番地２　中津瀬Ｋ１ビル401号
破産者　折小野　武
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１５２号
宮崎県延岡市野地町４丁目3250番地１　アサノコーポ　106、開始決定時の住所宮崎県延岡市川島町903番地62
破産者　甲斐　三男
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第２２３号
宮崎県延岡市伊形町5301番地
破産者　長瀬　勝也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第２２４号
宮崎県延岡市伊形町5301番地
破産者　長瀬　涼子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

令和７年（フ）第１８９号
福島市蓬莱町六丁目３番５号
破産者　泉工機株式会社
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

令和７年（フ）第１０５６号
福岡市西区今宿西一丁目32番14―205号
破産者　実里商会株式会社
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１３５２号
福岡市西区愛宕二丁目３番２号
破産者　株式会社ＵＰＲＯＡＤ　ＤＩＮＩＮＧ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第７１３４号
埼玉県熊谷市三ケ尻3296番地
破産者　嵯峨組株式会社
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８５７３号
東京都渋谷区上原２丁目11－１、開始決定時の住所東京都渋谷区上原２丁目３－５－202
破産者　大坪　信之
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８３３０号
東京都葛飾区亀有３丁目48－１
破産者　荒井　太郎
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６９号
東京都西東京市芝久保町１丁目12―50―311、開始決定時の住所東京都西東京市南町６丁目11―14
破産者　平井　俊作
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８１号
神奈川県横浜市港北区大豆戸町797－１　ラ・グランデ大倉山Ｂ棟503
破産者　石川　　靖
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１０４５号
東京都杉並区荻窪４丁目７－23　コーポＭ202、開始決定時の住所東京都杉並区荻窪４丁目７－13―302
破産者　池田　邦博
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２５９号
東京都東久留米市前沢３丁目７－14―103、開始決定上の住所東京都練馬区練馬２丁目８－10
破産者　粕谷　　晃
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１５０８号
東京都葛飾区水元４丁目２－22―504
破産者　石塚　貴子（旧姓山内・井口）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６７９号
東京都文京区大塚２丁目10－８
破産者　福岡加津政
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３１８号
東京都大田区上池台５丁目11－９－301
破産者　田中　基治
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３５９号
東京都江戸川区東葛西６丁目13－５　オスタペＢ304
破産者　伯川　貴大
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４０９号
東京都葛飾区白鳥１丁目12－６－105
破産者　田村　悠策
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４８１号
東京都葛飾区高砂５丁目23－４－102
破産者　脇山　将樹
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６９９号
栃木県小山市大字喜沢636番地２　さくら101号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町大師町５番５号
破産者　東川　　勤
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２号
栃木県日光市瀬尾528番地８、前住所栃木県真岡市上江連506番地１
破産者　野澤精密工業こと　野澤　孝広
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第３０９号
東京都豊島区南池袋１丁目18番23号―403
破産者　有限会社アクア
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４３０２号
東京都調布市染地２丁目８－23　ライオンズマンション調布Ｄ棟803、開始決定時の住所東京都調布市染地２丁目28―20
破産者　北川原喜一郎
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５７８４号
東京都東久留米市ひばりが丘団地６－２－105
破産者　阿部　宏行
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７３５２号
東京都練馬区石神井台８丁目４－３－203
破産者　田中　將貴
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８７９６号
東京都清瀬市上清戸１丁目７－３－203
破産者　大谷　佳弘
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８６９号
東京都江東区大島１丁目39－５
破産者　北川　真由
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８１２号
東京都荒川区東日暮里５丁目６番７号　サニーハイツ103
破産者　ワイルドワン有限会社
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９５４号
沖縄県石垣市字登野城589番地　　石垣住宅４号棟304号
破産者　金子　詩織（旧姓相良）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９２３号
東京都品川区北品川５丁目９－43－207
破産者　新福　　剛
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０１５号
東京都豊島区南大塚３丁目23番２号
破産者　株式会社サンナチュラルステーション
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１９６号
東京都江戸川区中葛西１丁目４－18－603
破産者　谷口　　仁
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２５１号
栃木県小山市大字羽川816－６
破産者　手塚　真大
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３３０号
東京都葛飾区細田４丁目35番15号
破産者　株式会社野村金属製作所
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５２８号
神奈川県横浜市金沢区富岡西４丁目39－12
破産者　佐藤　直英
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６８５号
東京都北区浮間２丁目12－13－305
破産者　宮嶋　　誠
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１２６号
東京都練馬区北町２丁目34－４
破産者　朝見　貴子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２０７号
東京都江戸川区新堀２丁目24－15－106
破産者　甘田　茂樹
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２８０号
東京都国分寺市戸倉４丁目12－28
破産者　石井　一成
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５２４号
東京都新宿区中落合２丁目７－９－408
破産者　関戸　莉央
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２２０９号
東京都清瀬市野塩三丁目15番地３ハイムＥ203号
破産者　大塚　勇斗
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１１０号
新潟県長岡市表町１丁目２番地７
破産者　石沢商事株式会社
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第７７号
（最後の住所）静岡県掛川市葛川263番地の２
破産者　亡桑原義雄相続財産
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和７年（フ）第１５号
新潟県佐渡市真野新町131番地４
破産者　有限会社佐々木モータース
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和７年（フ）第３５６号
福井県坂井市坂井町東荒井17―34、商業登記簿上の本店所在地福井県坂井市坂井町東荒井第17号37番地
破産者　株式会社シラサキ設備
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１００号
福井市灯明寺三丁目4402番地
破産者　合同会社Ｋｉｐｐｏ
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３０４８号
愛知県春日井市如意申町３丁目７番地の８
破産者　有限会社ミノル綜建
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３２６９号
愛知県東海市富貴ノ台６丁目181番地の１
破産者　株式会社ホームクリエイター
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第４２３号
愛知県岡崎市国正町字稲荷30番地１
破産者　金泉ニット株式会社
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第５５７号
愛知県刈谷市広小路四丁目82番地
破産者　ＭＫペイント株式会社
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１１４９号
神戸市兵庫区塚本通四丁目４番14号
破産者　有限会社神戸機材
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２０９号
神戸市西区岩岡町古郷字古力1124―２
破産者　有限会社朝日技研
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第７７５号
岡山県倉敷市下津井三丁目1706番地の１
破産者　有限会社岡田鉄工所
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９８号
神奈川県横須賀市ハイランド３丁目32番12号
破産者　株式会社ａｘｉｓＺｅｒｏ．
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第５３３号
沖縄県那覇市泉崎２丁目103番地５　パークサイドハイツ４－Ｂ
破産者　米盛　　愁
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第３０７号
埼玉県八潮市大字浮塚391番地　オオタ陸運アパート103号、住民票上の住所埼玉県八潮市大字浮塚391番地２　オオタ陸運アパート103号
破産者　増田　幸彦
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２６６４号
北海道江別市野幌代々木町77番地の１　北海ハイツ203号室
破産者　柾木　勝一
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２７号
盛岡市三ツ割五丁目18番40号　グレイスコート203号
破産者　加藤　稔勝
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３９７号
川崎市麻生区千代ケ丘６丁目11番地17
破産者　峰島　隆之
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３３９号
福井市大宮１丁目11番44号
破産者　森本　高男こと　李　　高男
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１０６号
岐阜県加茂郡八百津町八百津8430番地５
破産者　大鋸　りさ
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第１１３６号
名古屋市南区要町５丁目11番地の１
破産者　井本喜美代
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２号
愛知県豊田市豊栄町５丁目30番地　Ｓｃｅｎａ　ＥＳＴ　407号、前住所愛知県岡崎市竜美東２丁目８番地20
破産者　中垣　仁志
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第９７８号
神戸市中央区野崎通３丁目３番33号　ヴェルベール野崎303
破産者　小西　啓介
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８６号
横浜市都筑区仲町台１丁目18番７号　リポザーレ仲町台201号室
破産者　武田　浩徳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８８号
新潟県燕市東太田1283番地１
破産者　遠藤　尚貴
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和７年（フ）第７号
石川県羽咋郡志賀町徳田ミの４番地、従前の住所石川県羽咋郡志賀町徳田丙の52番地１
破産者　青谷　勝美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

令和８年（フ）第７号
石川県七尾市佐味町ロ部17番地２
破産者　戸澗　洋美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

令和７年（フ）第１１４４号
京都市西京区山田弦馳町43番地
破産者　森岡　純子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第３３号
京都府亀岡市追分町大堀21―１　パサディナパーク303号室、住民票上の住所京都府亀岡市東つつじケ丘曙台４丁目１番６号
破産者　村上　昌史
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和７年（フ）第９４号
山口県周南市中畷町５番２号　ケイニスメイジャーＤ号
破産者　小田由紀枝
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第１４５号
長崎県佐世保市大潟町60番地41　サンライズ大潟202号室、開始決定時の住所長崎県佐世保市鹿子前町561番地２
破産者　橋口早希子　（旧姓　波多江）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第６３号
長崎県北松浦郡佐々町松瀬免27番地
破産者　七種　秀幸
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第４０号
群馬県太田市新井町234番地１　新井市営住宅2007号
破産者　今泉　初江
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３６号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町12番51号
破産者　寺地　真央
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第９５７号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目６番地の14　ワンハッピネス東所202
破産者　平岡　芳治
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１４２号
新潟県胎内市築地2095番地
破産者　近藤健太郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第３１号
新潟県胎内市近江新409番地５
破産者　平山トヨ子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第３２号
長野県駒ヶ根市赤穂497番地1649
破産者　小林美惠子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和７年（フ）第１０４号
静岡県富士宮市宮原302番地の３
破産者　坪井　惠子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第４１７号
函館市日ノ浜町148番地20
破産者　新出佳代子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和６年（フ）第１６３号
宮城県大崎市古川櫟木字街道南52番地１
破産者　豊島　　健
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第１２２号
新潟県三条市荒町１丁目９番５号、開始決定時の住所新潟県長岡市陽光台４丁目７番地６
破産者　小林　　誠
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２号
和歌山県新宮市佐野１丁目１番８号
破産者　竹内　　信
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和７年（フ）第３７号
大分県佐伯市若宮町１番62号
破産者　本田　　真
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

免責許可決定

令和８年（フ）第１２１号
千葉県香取郡多古町北中42番地５
破産者　片岡なぎさ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２４５号
沖縄県中頭郡西原町上原２丁目13番地の１（ＧＯＯＤ　ＬＵＣＫ　Ｂ－２）
破産者　前島　範行
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２７１号
沖縄県那覇市首里大名町２丁目76番地１　諸見アパート101
破産者　喜舎場寿子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１３３号
福島県いわき市泉町本谷字八合７番地の１　県営住宅１－210
破産者　渡辺　綾香
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１３４号
福島県いわき市泉町本谷字八合７番地の１　県営住宅１－210
破産者　渡辺　郁哉
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第５３号
山口県柳井市東土手12番20号
破産者　平松　智子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２５５号
沖縄県浦添市大平１丁目13番10－401号　シートピアすずか
破産者　仲宗根龍達
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２９０号
沖縄県那覇市首里平良町１丁目56番地５　ＤＩＧわおん首里平良、住民票上の前住所沖縄県那覇市西１丁目５番11－205号　ロイヤル西町マンション
破産者　野底三千代
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１２４０号
札幌市北区篠路３条２丁目１番130－104号
破産者　安藤　拓也
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３７９号
札幌市白石区南郷通17丁目北８番32－302号
破産者　冨江　由香
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２３号
札幌市豊平区平岸３条６丁目４番10－301号
破産者　裏野　耕大
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４３３号
北海道江別市見晴台２番地の37
破産者　川南　製美（旧姓横浜）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２１号
札幌市白石区北郷９条８丁目１番11号　テラスハウス北郷９．８－３号
破産者　渡邉　泰宏
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２６号
札幌市南区澄川３条１丁目８番10号　シャネル澄川305号
破産者　阿部　竜人
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３２号
札幌市白石区東札幌２条６丁目10番11号　コーポビーアンビシャスＮｏ．２－５号
破産者　中野　彌生
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５８号
札幌市東区北42条東２丁目１番28－105号
破産者　渡部　翔耀
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６３号
札幌市白石区中央１条５丁目11番７号　アルノルテ白石203号
破産者　青木　里帆
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６８号
札幌市豊平区美園７条７丁目５番26―103号
破産者　ＢＲＡＮＤＯＮ　ＨＡＲＲＩＳＯＮ　ＥＤＷＡＲＤ
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７４号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目２番７号　ＳＫコスモビル203号
破産者　澤田　孝司
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６０号
北海道常呂郡訓子府町東町157番地
破産者　佐野　晴香（旧姓山下）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１号
茨城県筑西市菅谷1815番地１　コージーコートＢ103、前住所茨城県筑西市新治1991番地149　コージーコートＡ棟103
破産者　本圖美由紀
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第７３号
茨城県古河市小堤2104番地16シェアハウスじだんぼ荘２Ｃ室
破産者　根本庄一郎
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第７６号
茨城県坂東市岩井4309番地１
破産者　北田　　司
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第８０号
茨城県古河市仁連236番地４
破産者　太田　　亘
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第９９号
茨城県古河市諸川1443番地12
破産者　三浦　喜司
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１３７号
茨城県結城市大字結城12013番地２　ベルソレイユⅡ103
破産者　塩山　寛子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１５０号
茨城県古河市三杉町一丁目３番５号　レオパレスみずき202号室
破産者　平尾　海翔
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第９２号
栃木県栃木市大町５番５号、前住所埼玉県さいたま市見沼区島町１丁目12番地８グループホームオリーブ
破産者　大沼　夏海
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１８７号
群馬県高崎市上佐野町1096番地１　県住Ｆ棟3903号
破産者　金井　博美
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１５６号
神奈川県座間市栗原中央４丁目26番12号
破産者　下山　沙織
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３８１号
相模原市南区麻溝台６丁目12番16号
破産者　平川　由依
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１８４号
福井県越前市稲寄町第20号15番地の38、旧住所福井市若杉３丁目914番地　サンハイツ公園405
破産者　下野　順造
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９６号
福井県鯖江市舟津町５丁目１番２―16号
破産者　五十嵐幸治
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９８号
福井市南四ツ居２丁目11番６号　柴田ハイツ102号室
破産者　柳川　鉄朗
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９９号
福井県鯖江市漆原町第20号８番地、旧住所福井県鯖江市桜町三丁目４番26号　杉田アパート．１Ｆ
破産者　山本　光子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２００号
福井市渡町214番地　マンションミキ201号室
破産者　山口　　光
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８８号
長野県上田市緑が丘１丁目５番26号　県住Ｍ２―403号
破産者　小林　和実
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第９３号
長野県上田市踏入１丁目６番21号　県住Ａ―４号、前住所長野県千曲市大字磯部968番地３　ハイツナベタ203号室
破産者　岩野　純一
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１６７３号
名古屋市中村区中村本町５丁目18番地
破産者　鈴木　淑弓
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８２号
名古屋市北区如意２丁目142番地の１
破産者　喜多　貴士
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０６号
名古屋市南区大堀町７番26号　シャルム大堀411号
破産者　山道　智哉
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３７号
名古屋市北区大杉１丁目15番22号　アーバンライフ大杉301号
破産者　松本　　匡
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８８６号
名古屋市守山区向台２丁目1314番地　長谷川ビルＢ棟２－Ａ号、住民票上の住所名古屋市西区山木２丁目108番地の２　コスモハイツⅡ302号
破産者　上村　和幸
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９４号
名古屋市緑区乗鞍１丁目301番地　神沢ハイツ301号
破産者　宮崎　　浩
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００９号
愛知県北名古屋市鹿田坂巻183番地１　第一ヤマサマンション305号
破産者　古谷和香子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４５号
三重県津市久居中町339番地７　ＹＭＧ102号室、前住所三重県松阪市小野江町870番地　大森鉄筋宿舎
破産者　津坂　　学
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７６号
三重県津市柳山津興1565番地　グループホームゆう４
破産者　小林香代子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９５号
三重県津市大里窪田町2684番地３
破産者　山本　祐平
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８６号
神戸市西区伊川谷町有瀬942番地　ビューハイツ207号
破産者　福留　良也
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１４８号
兵庫県明石市大久保町大窪256番地の１　住野マンションＢ－６号
破産者　牧　　葉子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
兵庫県明石市野々上２丁目１番地の１　グリーンハイツ旭302号、前住所兵庫県明石市野々上１丁目14番地の３　シティコート西明石105号
破産者　清水明日香
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＣ－806号
破産者　小丸学習塾こと　小丸　裕己
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１８０号
兵庫県明石市大蔵天神町22番25－707号
破産者　瀧崎　ゆき
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１８３号
神戸市西区北別府５丁目３番地の12　ハイツ北別府103号
破産者　古井　夏季
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１８５号
兵庫県明石市旭が丘15番20号　土肥マンション202号
破産者　新井　楓加
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
奈良県桜井市大字東新堂329番地の１　ハイツＲ　205
破産者　貞野かつ代
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来778番地の１
破産者　森井　朝子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第２６４号
広島県東広島市西条町西条325番地１
破産者　坪島　美雪
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５９７号
広島市安佐北区白木町大字小越253番地27
破産者　来島　大恭
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６６１号
広島市東区尾長西１丁目９番28－205号
破産者　高橋健一郎
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６８２号
広島県安芸郡海田町畝２丁目12番９－101号
破産者　林　美砂子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９６号
広島市西区井口３丁目４番１－213号
破産者　松山　健司
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０２号
広島市安佐南区山本５丁目５番29－102号
破産者　村上　徳子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１４号
広島市安佐南区古市１丁目14番13－102号
破産者　濱田　博至
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１７号
広島市西区大宮３丁目９番４－206号
破産者　鉄井　靖英
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１８号
広島市佐伯区五月が丘３丁目18番31号
破産者　品川　龍治
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３３号
広島県大竹市本町２丁目13番７号
破産者　嶋田　美津子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３７号
広島市西区南観音町３番31－404号
破産者　中附　光香
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４３号
広島市西区庚午中２丁目６番29－302号
破産者　玉村　恭子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４６号
広島市安佐南区川内１丁目13番32―503号
破産者　山本　陽子　こと　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＲＥＸＥＬＹＮ　ＲＩＣＡＲＴＯ
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７５５号
広島市安佐南区伴東８丁目73番６号
破産者　井手　信吾
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６１号
広島市西区己斐西町２番４―203号
破産者　原田　貞夫
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６８号
広島市佐伯区石内東１丁目２番１号
破産者　菊本　静恵（旧姓福富）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７０号
広島市安佐南区中筋３丁目15番10号
破産者　西山智恵子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８８号
広島市西区高須台２丁目４番33―202号
破産者　北條　千春
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９３号
広島市中区榎町７番21―201号
破産者　藤田　　勉
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９６号
広島市東区山根町38番１―306号
破産者　松浦　沙良
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９８号
広島県東広島市西条町寺家6867番地３　ｉｏ306号
破産者　楽市　希望
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８１０号
広島市南区元宇品町26―20　広島シーサイド病院内、住民票上の住所広島市佐伯区海老園４丁目８番２―506号
破産者　河野　克彦
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８１６号
広島市安佐南区相田２丁目１番26号
破産者　中内　仁美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５号
香川県高松市仏生山町甲773番地１　バレーフィールドⅡ　106
破産者　滝下　竜児
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２８号
香川県高松市扇町１丁目４番10号
破産者　濱谷　むつ子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４４号
鹿児島県南さつま市加世田武田215番地４
破産者　中野　守
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第４５号
鹿児島県南さつま市加世田武田215番地４
破産者　中野　絹子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第２６８号
沖縄県那覇市字安里387番地14　レジデンス安里402
破産者　簡　みのり
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８５号
沖縄県那覇市字松川438番地１　首里ハイム観音堂前521、住民票上の前住所沖縄県那覇市字上間425番地　ソフタックビルＢ―16
破産者　具志堅政晃
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第５０３号
函館市時任町18番14号
破産者　矢野　正己
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２２０号
函館市上湯川町333番地１　カミカワパレス１　102号室
破産者　狩野恵梨香
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２７５号
北海道北斗市追分２丁目１番17―303号　フィフティワン51
破産者　渕本　弓子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２９１号
函館市昭和４丁目44番22号　ヴィラ・カルコーサ103
破産者　齋藤　　陽
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２９７号
函館市広野町１番８号　グループホームはこだて
破産者　平岡　彩凜
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５９号
北海道帯広市大空町11丁目２番地　２―216号
破産者　辻　タエ子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１６４号
青森市沖館５丁目12番７号　浅田アパート７号
破産者　佐藤　朝美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７３号
青森市金沢３丁目29番25号　ドリームハウス大野106
破産者　塚本　千尋
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９５号
青森県上北郡七戸町字森ノ上111番地２　協和団地３－１号、住民票上の住所青森県上北郡七戸町字西野10番地１
破産者　西野　　孝
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４号
岩手県宮古市南町２番24号
破産者　三上　貴子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第１７号
岩手県宮古市刈屋第８地割78番地３
破産者　中村　美輝
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第５８号
岩手県一関市花泉町金沢字恵比須沢11―22、住民票上の住所岩手県一関市花泉町金沢字恵比須沢11番地13
破産者　千葉　政幸
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１６３号
福島県郡山市大槻町字西ノ宮西11番地の７カルムフラン101号
破産者　大岡　祥太
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２８号
福島県白河市白井掛下27番地１
破産者　オオシロ　セルヒオ　アリエル（通称　大城　セルヒオ　アリエル）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第７４号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字南青木３番地の21　青南ハイツ201
破産者　大竹カスミ
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第１８９３号
東京都八王子市南陽台２丁目10番19号
破産者　鈴木　亮祐
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２１２６号
東京都青梅市河辺町５丁目26番地の24
破産者　新谷　勇気
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６６１号
東京都西東京市ひばりが丘北３丁目３番29―215号
破産者　児玉　紳司
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５９号
埼玉県和光市中央２丁目６番21号ソレジオ103、破産手続開始決定時の住所東京都西東京市中町６丁目10番５号ベースⅠ102号
破産者　小林　優之
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１９８号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番31―206号
破産者　田端　千春
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１９９号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番31―206号
破産者　田端　友貴
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３１号
東京都多摩市関戸３丁目11番地の13カーサエバ203
破産者　木本　茉依
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２６６号
東京都府中市矢崎町２丁目10番地の４ツインアロー・Ａ106
破産者　田畑　千尋
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３５８号
東京都日野市西平山５丁目29番地の25手塚ハイツ201
破産者　戸次　英司
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３６２号
東京都立川市高松町２丁目26番３号インディビレッジ801号
破産者　木村ひろ子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７３号
東京都東村山市恩多町２丁目30番地１恩多マンション２―405
破産者　清水　裕史
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５０７号
横浜市緑区中山５丁目１番35号　みのりコーポレーション
破産者　澤田　幸光
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０７４号
横浜市鶴見区市場下町11番37―703号
破産者　橋本　将平
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１０号
横浜市中区本牧原１番23―305号
破産者　鷲頭　琢磨
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１５号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目21番地２　サンライズＡ号室
破産者　向嶋　彩香
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１８９号
横浜市中区寿町３丁目12番地９　ホテルふたば817号
破産者　高橋　　渡
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２３０号
横浜市南区平楽100番地　Ｕハイツ201号室
破産者　明石　和也
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２４０号
横浜市磯子区森３丁目３番28―1002号
破産者　白川　円香
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２５４号
横浜市磯子区岡村４丁目33番１号
破産者　石橋　範子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６６号
横浜市戸塚区川上町43番地１　ファーストクラス東戸塚208号
破産者　杉山美保子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６７号
横浜市都筑区佐江戸町2099番地　嶋村マンション302号室
破産者　佐藤かおり
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４１９号
横浜市港南区笹下７丁目２番17号　吉乃荘201
破産者　稲葉　友博
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４２８号
横浜市港南区上永谷３丁目15番25号　サンハイツ上永谷Ｂ棟201号室
破産者　永塚久瑠美（旧姓奥山）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４４２号
横浜市旭区南本宿町46番地１　ベルシティＡ棟101
破産者　今村　理紗
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４４５号
横浜市栄区田谷町1455番地３　ドミール田谷202
破産者　持山　正広
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４４６号
横浜市緑区北八朔町2194番地　北八朔住宅１―706
破産者　根本　剣吾
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８５号
神奈川県大和市福田1316番地５　モカハイムＢ201
破産者　望月紗也加
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８７号
神奈川県藤沢市柄沢564番地の６　グリーンビレッジＦ102
破産者　稲垣　英樹
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２８号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目３番26号　グループホーム金沢けやき園
破産者　相川　和万
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５３３号
横浜市中区長者町８丁目133番地　ロックヒルズⅨ　404号室
破産者　下野　誠司
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５９８号
横浜市戸塚区上矢部町284番地８　ユードリーム横濱戸塚401号
破産者　芦田　　有
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２４号
横浜市神奈川区白幡東町26番１―306号
破産者　増田　照子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６５５号
横浜市戸塚区汲沢４丁目35番23―304号
破産者　伊熊　美紀
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６５９号
神奈川県茅ヶ崎市中島866番地１　レオパレス道101
破産者　水元　　葵
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６８号
横浜市港北区新横浜１丁目26番地14　フェニックス新横濱イクシール616
破産者　石田　裕子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６７９号
横浜市鶴見区上の宮２丁目17番38号　グリーンウッド菊名207号室
破産者　明立　理沙
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８６号
横浜市戸塚区舞岡町1093番地４　モアクレスト戸塚602号
破産者　横田　健太
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８９号
横浜市旭区二俣川２丁目10番地１　朝日プラザ二俣川Ⅱ　104
破産者　山本　静香
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７００号
横浜市南区宿町２丁目42番地２　エーデル南304
破産者　高山　春子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０１号
横浜市戸塚区名瀬町792番地２　藤セルシオ509号
破産者　吉田　美紀
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２２号
神奈川県大和市下鶴間２丁目４番20号
破産者　小林久美子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３５号
神奈川県大和市大和東３丁目１番15号　グリーンキャピタル大和301号
破産者　小屋敷克巳
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７４１号
横浜市青葉区梅が丘28番地20
破産者　三崎　修平
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５０号
横浜市金沢区大道２丁目１番３号　パルデンスアライＢ棟101
破産者　白鳥　智美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８５号
横浜市神奈川区三ツ沢西町11番14号　アサミハウス第６―401号
破産者　伊東　　隼
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７９４号
横浜市港北区篠原台町17番４号　ポルシェ白楽203
破産者　伊藤　　玲
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７９５号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地　千丸台ハイツ３―712号
破産者　荘田　和希
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０２号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目28番地１　鶴ヶ峰南住宅３棟107号
破産者　柿崎美代志
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８２７号
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地１　南台ハイツＢ５棟505号
破産者　宮崎　弘子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３４号
神奈川県大和市林間２丁目１番21号　キャロットⅢ202
破産者　河埜　卓也
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４３号
神奈川県大和市下鶴間2782番地14　プロミネンス市川ＰＡＲＴ１―208号
破産者　佐藤　明子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４５号
横浜市緑区いぶき野59番地５　ヒルトップハイツ105号
破産者　菊池　寛明
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町662番地　万葉上菅田マンション401号
破産者　島　　陽子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５６号
横浜市中区松影町３丁目９番地５　第３平成館607号室
破産者　岡本　直人
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８７８号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目13番28号
破産者　山下　真以
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９１８号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目66番地７　フォープレックス102号
破産者　山崎　雅治
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６号
神奈川県横須賀市小矢部４丁目３番17―402号
破産者　小松原あづさ
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１４８号
神奈川県横須賀市東逸見町３丁目２番地
破産者　伊藤美枝子（旧姓小野）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１６３号
神奈川県横須賀市三春町４丁目15番地　サンハイツ堀の内１―705、前住所神奈川県横浜市鶴見区北寺尾６丁目６番Ｂ―608号
破産者　和田奈々香
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１８１号
神奈川県平塚市河内１丁目23番25―101号　サニーハイツ
破産者　西野　幸代
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６７号
相模原市南区東林間３丁目５番３―403号
破産者　鮎川　俊哉
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第８９号
新潟県三島郡出雲崎町大字神条1708番地
破産者　南波　和博
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
新潟県小千谷市大字千谷甲97番地７　ブライト201号、前住所埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目30番８号　カミングホーム１番館201号
破産者　金沢　未里
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第６１号
石川県小松市平面町イ109番地１　ソレアードのぞみⅡ　102
破産者　澤田　浩光
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第４１２号
静岡市清水区船越東町718番地の20
破産者　井上　友紀（旧姓深澤）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６１号
静岡市清水区駒越北町５番87号
破産者　望月　優子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６１号
静岡県浜松市中央区植松町89番地の８　ベルハウス102
破産者　川口　結衣
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２７４号
静岡県御前崎市佐倉1634番地の１　斉藤住宅Ｃ
破産者　渥美　紗弓
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２８６号
静岡県浜松市中央区佐鳴台四丁目10番207号　マッキンリーハイツ佐鳴湖
破産者　青柳　瑳恵
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２９４号
静岡県磐田市国府台307番地１　レオパレスピクシスイワタ108
破産者　佐々木秀記
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２９６号
静岡県浜松市中央区半田山四丁目20番12号　ＢｒａｎｃｈｅサンパティークⅡ　１号、前住所静岡県磐田市掛塚1272番地１
破産者　宮原美智子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２９８号
静岡県浜松市中央区西島町103番地　ケアハウス西島502号、前住所静岡県浜松市中央区新橋町1717番地の３　グリーンゲーブルズ103
破産者　川瀬　一豊
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３０６号
静岡県浜松市中央区上新屋町205番地の５　ネオキャッスルＢ　202、前住所岐阜県各務原市鵜沼朝日町３丁目15番地１　（スカイゲートⅡ　101）
破産者　加藤　里奈
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１１号
静岡県浜松市中央区向宿二丁目32番38号
コーポソレイユⅦ　102
破産者　松井　来実
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１２号
静岡県磐田市国府台117番地９　プリムラ202、前住所静岡県磐田市中泉2756番地１フレグランスふぁみーゆＡ－101
破産者　市藤　　葵　　（旧姓　鈴木）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
静岡県浜松市中央区和合町315番地の477
ジュライアサヒＡ202
破産者　鎌田　晃史
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１９号
静岡県浜松市中央区和合町315番地の477
ジュライアサヒＡ202
破産者　鎌田みゆき
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３２１号
静岡県浜松市中央区天龍川町12番地の１　サンシティ天龍川202
破産者　伊藤　孝司
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第５３号
三重県亀山市アイリス町14番地34
破産者　大壽工業こと　榎本　雪美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７６８号
大阪市此花区酉島３丁目７番９号
破産者　西手朱里也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０２７号
大阪市東淀川区小松３丁目20番56―303号
破産者　堤　紀久子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２２４号
大阪府枚方市桜町11番12―104号
破産者　今井　育子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３４５号
大阪市浪速区桜川４丁目12番26―917号、前住所大阪市浪速区元町２丁目５番９号　ハイツカリフ　201号
破産者　柳澤　　卓
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３６２号
大阪市中央区日本橋１―17―３―1001、住民票上の住所堺市堺区緑ヶ丘中町３丁２番14号
破産者　杉本　崇徳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２５号
大阪市東淀川区相川２丁目14番16号　パールハイツⅡ　202号
破産者　桂　麻梨子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４９８号
大阪府枚方市東中振１丁目19番25―203号
破産者　澁谷　正二
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５０５号
大阪市鶴見区諸口１丁目11番６－405号
破産者　土岐　　茜（旧姓岩田）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５３９号
大阪市平野区喜連東５丁目１番８－505号
三原方
破産者　嶋﨑　裕香
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７４号
大阪府東大阪市岩田町６丁目５番38号
破産者　三好　友美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８３号
大阪市西淀川区佃２丁目１番28号　キャッスルハイツ　203号室
破産者　前島　加奈
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８８号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目24番31―703号
破産者　中原　久美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６０４号
大阪市西成区旭２丁目６番10号　ミキハウス101号
破産者　川村　昭美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６０９号
大阪市北区天神橋１丁目３番９号　タカノハイム天神橋　201号室
破産者　近藤　龍太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６２５号
大阪市此花区梅香３丁目２番２－406号、前住所大阪市此花区梅香１丁目12番17号　高橋荘４Ｆ
破産者　小澤　睦代
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６０号
大阪府東大阪市小阪３丁目２番24号　ノバ八戸ノ里　401号
破産者　稲垣ひとみ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６７号
大阪府豊中市庄内西町２丁目７番５－302号
破産者　横山　一也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８０号
大阪市東淀川区豊新２丁目10番22号　塩山マンション　205号
破産者　大友　マキ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０６号
大阪市城東区古市２丁目８番９－701号
破産者　大塚美由紀
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７１３号
大阪市北区南森町１丁目２番12号　南森町第２ロイヤルハイツ　301号室
破産者　松本千賀代
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２２号
大阪市北区長柄東３丁目３番24―409号
破産者　藤本　麻由
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２８号
大阪府枚方市長尾元町７丁目27番５号　ディアコートＡ202、住民票上の住所兵庫県姫路市上手野242番地１
破産者　破魔　祥代
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３３号
大阪市天王寺区生玉町１番26―803号
破産者　前川　順子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３７号
大阪府門真市垣内町12番25号　オペルⅢ番館406号
破産者　赤塚　　晶（旧姓迫田）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４０号
大阪府豊中市末広町３丁目６番７―102号
破産者　坂口　清隆
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４２号
大阪市東住吉区鷹合１丁目７番20号　ふぁみーゆ鷹合　305号
破産者　田中　晴美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５９号
大阪市西成区中開３丁目５番２―205号
破産者　近藤　　守
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７６０号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目７番１―310号
破産者　石井　賢治
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７３号
大阪府八尾市恩智南町１丁目111番地
破産者　前畑　清美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９０号
大阪市東淀川区東中島５丁目１番24号　新大阪グリーンハイツ205号
破産者　鈴木　直睦
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０４号
大阪府門真市一番町６番５―302号
破産者　山本　政春
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２３号
大阪府八尾市山本高安町２丁目13番45―105号
破産者　黍野　正和
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６１号
大阪府豊中市大黒町３丁目14番25号　102号
破産者　谷川　　司
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８８３号
大阪府寝屋川市香里北之町24番５―504号
破産者　堀　　佳苗
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９１１号
大阪府豊中市上津島２丁目16番55―411号、前住所大阪府豊中市庄本町３丁目１番24―204号
破産者　西野　　諒
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９２８号
大阪市東淀川区柴島２丁目21番27号　サンロイヤル柴島パートⅠ　303号、前住所奈良県大和高田市大字曽大根370番地１
破産者　栗木　昴仁
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３５号
大阪市城東区野江２丁目16番25―305号
破産者　林　　宣博
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３７号
大阪府茨木市西田中町８番21号　メゾン・アエロスタ　308号
破産者　河原　千里（旧姓勝山）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９８４号
大阪府吹田市千里山西５丁目45番４号（201）
破産者　クルール　ギタースペースこと　山口　紗友梨
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０１９号
大阪府枚方市津田山手１丁目１番１―505号
破産者　丸尾　将太（法定代理人成年後見人深水周子）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０４３号
大阪市浪速区恵美須西２丁目６番15―901号
破産者　髙橋サカヱ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２８号
兵庫県加古川市西神吉町岸56番地の２メゾンティファＢ―103号
破産者　山本　紀子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４４９号
兵庫県加古川市平岡町高畑461―10　ケアメゾン高畑、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町野口394番地の４
破産者　十市　昌樹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９号
兵庫県洲本市上物部457番地15　パークハイム上物部201号
破産者　田中　　宏
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第８０号
鳥取県鳥取市八坂74番地１
破産者　山下　真司
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１２号
鳥取県西伯郡大山町上萬1150番地53
破産者　竹中　真希
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１０６号
島根県松江市古志原六丁目５番18号
破産者　清水　麻衣
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０９号
島根県松江市竹矢町1066番地１
破産者　加藤　弘樹
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１８号
島根県松江市宍道町東来待1269番地
破産者　土江　理沙
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１９号
島根県松江市東出雲町意宇東三丁目４番地22
破産者　三輪　千恵
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２４号
島根県出雲市小山町346番地　市営小山住宅244号
破産者　小笹　大輔
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９号
島根県出雲市知井宮町1869番地２
破産者　矢野　美鈴
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第４１８号
岡山市北区天神町５番１号
破産者　木口　陽子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３８号
岡山市北区御津国ケ原257番地１　ヴィラナリー国ケ原１―503
破産者　白倉かずは
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４３号
岡山県玉野市和田１丁目12番11号
破産者　大賀　涼子（旧姓高橋）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５８号
岡山市北区平山1124番地
破産者　枝松　美穂
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５９号
岡山市北区平山1124番地
破産者　枝松　健太
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６９号
岡山県高梁市横町1608番地　ＮＯＲＩＩハイツ103
破産者　眞野　英樹
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１０号
広島県福山市千田町一丁目２番５―208号　千田ロイヤルマンション、旧住所滋賀県草津市青地町756番地1908　エスペランツ琵琶湖
破産者　瀬尾　浩二
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１０１号
山口県下関市小月杉迫２丁目８番17号、前住所山口県宇部市野中４丁目９番９―103号　セジュール正木
破産者　網本　栄子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
徳島県徳島市名東町１丁目32番地の２　ビレッジハウス名東２号棟　0201、住民票上の住所徳島県吉野川市鴨島町喜来377番地
破産者　美間　豊子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２３号
香川県高松市宮脇町１丁目17番28―103号　松原宮脇ハウスＮ
破産者　亀井　郁也
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１７７号
香川県高松市出作町214番地８
破産者　岡本　章二
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８８号
香川県高松市高松町233番地５
破産者　本多　　静
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１４号
香川県小豆郡土庄町小海甲248番地18
破産者　濵本奈美江
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２３号
香川県小豆郡小豆島町池田1119番地１　アリビオ池田Ⅱ　104
破産者　大澤　　翔
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２４号
香川県小豆郡小豆島町池田1119番地１　アリビオ池田Ⅱ　104
破産者　大澤　　光
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３号
高知県高岡郡四万十町大正1178番地
破産者　大崎　秀一
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第２６号
高知県須崎市多ノ郷甲1139番地140多ノ郷市営住宅１号棟508（旧住所　高知県須崎市幸町１番８号）
破産者　濵田　勇太
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第５６号
福岡県直方市大字上頓野4979番地　悠友ホーム、前住所福岡県直方市大字感田416番地１　メゾン・アヴニール203号
破産者　松尾美登世
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第３４号
大分県中津市大字高瀬459番地３
破産者　三好　里奈（旧姓辻）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第７５号
大分県中津市大字東浜690番地13
破産者　高橋　勇一
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第７６号
大分県中津市大字東浜690番地13、前住所大分県中津市本耶馬渓町樋田398番地４　市営浜田住宅99―301号
破産者　高橋奈津子（旧姓森脇、宇土、山本）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第７７号
大分県中津市大字上如水1282番地２　永岡アパート３号
破産者　植嶌志代里
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第８０号
大分県中津市沖代町１丁目１番58号　沖代コーポ　３号
破産者　藤本　　忍
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第８５号
大分県宇佐市大字金屋827番地、開始決定時の住所大分県宇佐市大字上田154番地　メゾンドＵＳＡブレイン　305号
破産者　麻生嶋将吾
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第８７号
大分県宇佐市大字下高1588番地　市営下山団地100棟105号、旧住所大分県中津市大字上宮永32番地14　コーポ宮永　202号室
破産者　平井穂乃香
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２９９号
宮崎市松山２丁目２番26号
破産者　前田　優太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０９号
宮崎市広島２丁目10番１号　レオアベニュー203号
破産者　中村ひかる
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１１号
宮崎市大字恒久5567番地　野崎病院、前住所宮崎市大字大瀬町3190番地　芳生ヴィラ
破産者　石井　　完
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１２号
宮崎市鶴島３丁目125番地１　県営住宅４棟102号
破産者　森　　幸希（旧姓濱田）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２９号
宮崎県児湯郡都農町大字川北3920番地、住民票上の住所宮崎県延岡市桜小路336番地１　ウィステリア櫻小路　503
破産者　永友帆乃耶
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０３号
宮崎県都城市久保原町22街区４号　ザ・グレイシズＣ棟107号室、前住所福岡県宗像市石丸二丁目９番20―103号
破産者　岩本隆之介
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１１号
宮崎県都城市山之口町花木2302番地１　高齢者総合支援センターきりしま、前住所宮崎県都城市山田町中霧島3150番地５
破産者　村岡　悦男
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１９号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根558番地１　下地アパートＡ棟106号
破産者　池間　　舞
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第２５号
沖縄県宮古島市上野字野原742番地　市営高田団地２―201
破産者　久貝　夏紀
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１５号
北海道亀田郡七飯町大川９丁目２番11号
再生債務者　盛長　聖一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　　函館地方裁判所

令和８年（再イ）第１９号
青森市金沢２丁目５番16号
再生債務者　藤田　　満
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第１９号
奈良県大和高田市春日町１丁目８番20―４号
再生債務者　工原　武基
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（再イ）第６号
青森市松原２丁目15番33号
再生債務者　三上　純子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第１７号
青森市松原２丁目15番33号
再生債務者　三上　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２７号
東京都清瀬市中里一丁目733番地の12
再生債務者　杉山　一夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１３号
静岡県沼津市岡宮1384番地の14
再生債務者　筒井　　克
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第１４号
静岡県沼津市岡宮1384番地の14
再生債務者　筒井　真彩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第２８号
東京都あきる野市雨間491番地７カーサＫＯＮＡ101号
再生債務者　本田　亮太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第２１号
神戸市西区押部谷町押部414番地
再生債務者　大中　蓮華
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第１３号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1065番地３
再生債務者　入澤　和子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１２号
佐賀県武雄市北方町大字大崎4368番地１
再生債務者　徳永　竜太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和８年（再イ）第１９号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目３番17号　プレザントななえ１　201
再生債務者　山本梨紗子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
函館地方裁判所

令和８年（再イ）第２１号
函館市昭和４丁目41―17　エルムプラシード６号館203号室
再生債務者　山川真理恵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
函館地方裁判所

令和８年（再イ）第４号
山形県東田川郡庄内町榎木字小金台33番地
再生債務者　佐藤　杏璃
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第５３号
埼玉県越谷市花田４丁目19番地37
再生債務者　小林　瞬也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第６０号
東京都町田市金森３丁目23番30号
再生債務者　戸澤　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１８号
金沢市中屋町東139番地２
再生債務者　山本　秀樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１９号
佐賀県小城市芦刈町永田318番地
再生債務者　野田　崇江
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第１５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北1170番地８
再生債務者　山下　仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１７号
栃木県小山市東間々田１丁目６番５号　ビーサイドハイツＢ棟101号
再生債務者　関口　悦也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（再イ）第１６号
相模原市中央区並木３丁目18番37号
再生債務者　吉野　萌純
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第２２号
金沢市藤江北１丁目349番地　ボナ・セーラ102号
再生債務者　東野　伸也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２５号
滋賀県高島市新旭町藁園1223番地12
再生債務者　大江　航平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第６２号
大阪府阪南市鳥取中505番地の１　407号
再生債務者　蛭田　勇人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
福岡県田川郡香春町大字採銅所2481番地（前住所）福岡県直方市大字上境2605番地８
再生債務者　竹下　英伸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　福岡地方裁判所田川支部

令和８年（再イ）第３８号
東京都町田市真光寺３丁目16番地２インペリアルライフⅠ―207
再生債務者　浦田　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第２６号
相模原市中央区淵野辺２丁目15番３号
再生債務者　廣瀬　　陽
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第２３９号
大阪府松原市上田５丁目13番23―304号（申立時の住所　大阪府吹田市垂水町３丁目６番２―705号）
再生債務者　藤本　博也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６７号
岡山県赤磐市桜が丘西９丁目14番４号
再生債務者　久齋　清禎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１４号
徳島県鳴門市大麻町桧字野神ノ北14番地22
再生債務者　安藝　英二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　　徳島地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第９７号
札幌市中央区南28条西８丁目１番５―304号
再生債務者　石黒　知法
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第８号
三重県松阪市桜町９番地９　さくらＢ
再生債務者　吉澤　　楓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　　津地方裁判所松阪支部

令和８年（再イ）第１８号
和歌山県有田郡有田川町大字西丹生図21番地８
再生債務者　山本　宏之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第３２号
和歌山市雑賀道11番地　Ｂ棟102号
再生債務者　日髙　国博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第５号
広島県福山市東川口町三丁目４番50―３号
再生債務者　川中　峻輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第５号
福島県郡山市富田町字上亀田11番地の４　柳田住宅７号
再生債務者　岸波　龍馬
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第１７号
福島県郡山市富久山町久保田字水口34番地の５
再生債務者　宮下　　悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第１４号
福井県越前市高木町104番地　Ｍｏａ・Ｌｕｃｅ18　205
再生債務者　赤川　準矢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　　福井地方裁判所

令和８年（再イ）第３号
静岡県下田市白浜2754番地の43
再生債務者　柿本　光男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　静岡地方裁判所下田支部

令和８年（再イ）第１２号
三重県名張市東町2718番地１　センエイハイツＢ―106号
再生債務者　澤田久美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第６１号
広島県安芸郡海田町南大正町８番21―1504号
再生債務者　土佐岡勇介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３号
香川県高松市春日町727番地５
再生債務者　村上　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第３２号
愛媛県松山市石手１丁目５番６号
再生債務者　秦　　明弓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　　松山地方裁判所民事部

独立行政法人教職員支援機構令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和７事業年度独立行政法人教職員支援機構の財務諸表について次のとおり公示します。

令和８年10月27日

茨城県つくば市立原３番地
独立行政法人教職員支援機構
理事長　和嶋　延寿

貸借対照表

（令和８年３月31日現在）　　単位：円

資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金		572,241,549	
前払費用		463,480	
未収収益		4,320	
未収入金		135,122,659	
立替金		15,085	
賞与引当金見返(注)		37,525,936	
流動資産合計			745,373,029
Ⅱ 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	5,519,133,274		
減価償却累計額	△ 3,945,269,462	1,573,863,812	
構築物	425,305,814		
減価償却累計額	△ 240,552,776	184,753,038	
機械装置	27,600,000		
減価償却累計額	△ 27,047,996	552,004	
車両運搬具	6,566,969		
減価償却累計額	△ 2,978,660	3,588,309	
工具器具備品	323,778,987		
減価償却累計額	△ 214,708,956	109,070,031	
土地		2,975,415,000	
建設仮勘定		660,000	
有形固定資産合計		4,847,902,194	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		28,793,030	
電話加入権		761,250	
無形固定資産合計		29,554,280	
3 投資その他の資産			
預託金		87,680	
退職給付引当金見返(注)		89,355,838	
投資その他の資産合計		89,443,518	
固定資産合計			4,966,899,992
資産合計			5,712,273,021

負債の部			
Ⅰ 流動負債			
預り寄附金		1,000,000	
未払金		269,880,255	
未払費用		75,058,486	
前受金		40,236,500	
預り金		5,415,665	
短期リース債務		26,737,736	
引当金			
賞与引当金		37,525,936	
流動負債合計			455,854,578
Ⅱ 固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金(注)	451,708,594		
資産見返補助金等(注)	66,748,809		
資産見返寄附金(注)	2,536,352		
資産見返物品受贈額(注)	90,374		
建設仮勘定見返運営費交付金(注)	660,000	521,744,129	
長期リース債務		20,187,795	
引当金			
退職給付引当金		89,355,838	
固定負債合計			631,287,762
負債合計			1,087,142,340
純資産の部			
Ⅰ 資本金			
政府出資金		3,891,142,010	
資本金合計			3,891,142,010
Ⅱ 資本剰余金			
資本剰余金		4,018,604,632	
その他行政コスト累計額(注)		△ 3,598,826,033	
減価償却相当累計額(注)		△ 3,569,261,933	
除売却差額相当累計額(注)		△ 29,564,100	
資本剰余金合計			419,778,599
Ⅲ 利益剰余金			
積立金		298,314,600	
当期未処分利益		15,895,472	
（うち当期総利益）		(15,895,472)	
利益剰余金合計			314,210,072
純資産合計			4,625,130,681
負債・純資産合計			5,712,273,021

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

注記事項

（貸借対照表関係）

出資を財源にした資産に係るその他行政コスト累計額の合計額	1,770,416,146

損　益　計　算　書

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）　　単位：円

経常費用			
教育研修事業費			
職員給与	205,522,902		
賞与引当金繰入	19,615,635		
退職給付費用	7,136,859		
法定福利費	34,393,085		
賃金	53,305,900		
諸謝金	50,223,000		
旅費	27,503,022		
備品・消耗品費	82,437,954		
光熱水費	16,082,362		
通信運搬費	31,822,983		
印刷製本費	7,328,938		
借料損料	61,774,801		
支払手数料	581,998		
外部委託費	80,883,794		
保守・修繕費	197,163,818		
事務委託費	95,788,655		
事業委託費	53,769,083		
調査研究費	30,915,008		
土地建物借料	9,402,959		
減価償却費	51,979,423		
その他教育研修事業費	9,357,368	1,126,989,547	
一般管理費			
役員給与	34,353,373		
職員給与	137,708,067		
賞与引当金繰入	17,910,301		
役員退職手当	1,297,024		
職員退職手当	153,019		
退職給付費用	3,832,882		
法定福利費	25,772,335		
賃金	58,198,910		
福利厚生費	2,201,070		
旅費	5,190,009		
備品・消耗品費	20,106,069		
光熱水費	20,990,477		
通信運搬費	14,547,380		
保険料	2,158,780		
借料損料	1,022,384		
外部委託費	11,840,339		
事務委託費	13,705,257		
支払手数料	6,606,930		
保守・修繕費	24,418,574		
減価償却費	28,050,215		
その他一般管理費	5,788,182	435,851,577	
雑損		23,286,541	
経常費用合計			1,586,127,665
経常収益			
運営費交付金収益(注)	1,112,006,336		
補助金等収益(注)	67,224,592		
施設費収益(注)	50,091,759		
施設運営収入			
宿泊料収入	39,273,100		
建物貸付料収入	4,054,150		
雑収入	2,032,169	45,359,419	
教育研修事業収入			
受験手数料	30,295,000		
交付手数料	53,400		
プラットフォーム利用料収入	194,848,814	225,197,214	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返寄附金戻入(注)	36,350		
資産見返物品受贈額戻入(注)	90,368		
資産見返補助金等戻入(注)	930,599		
資産見返運営費交付金戻入(注)	51,252,592	52,309,909	
引当金見返に係る収益(注)			
賞与引当金見返に係る収益(注)	37,525,936		
退職給付引当金見返に係る収益(注)	10,969,741	48,495,677	
財務収益			
受取利息	1,338,231	1,338,231	
経常収益合計			1,602,023,137
経常利益			15,895,472
臨時損失			
固定資産除却損		404,352	
臨時損失合計			404,352
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入(注)		404,352	
臨時利益合計			404,352
当期純利益			15,895,472
当期総利益			15,895,472

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

（令和８年８月31日）

単位：円

Ⅰ 当期未処分利益		15,895,472
当期総利益	15,895,472	
Ⅱ 利益処分額		15,895,472
積立金	15,895,472	

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構公告

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則（平成16年規則第30号）の一部を令和８年９月18日付で改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

令和８年10月27日　　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長　服部　泰直

記

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則（平成16年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第５条中「書類等」の次に「一式」を加える。

同条の表に掲げる修士の項第２欄ロ中「１部（ただし、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録したものとする。）」を削る。

同条の表に掲げる修士の項第２欄ハを削る。

同条の表に掲げる修士の項第２欄ニ中「１部」を削り、ニからヘまでをハからホまでとする。

同条の表に掲げる修士の項第２欄トを削る。

同条の表に掲げる博士の項第２欄ロ中「１部（ただし、電磁的方法により記録したものとする。）」を削る。

同条の表に掲げる博士の項第２欄ハを削る。

同条の表に掲げる博士の項第２欄ニ中「１部」を削る。

同条の表に掲げる博士の項第２欄ホ中「１部」を削り、ニからヘまでをハからホまでとする。

同条の表に掲げる博士の項第２欄トを削る。

第５条第３項中「第１項の表第２欄」の前に「別記様式第１号による学位授与申請書及び」を加える。「より提出する電磁的方法による記録に係る記録媒体の仕様」を「定める書類等は、教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書を除き、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録したものとする。電磁的方法による記録の提出方法」に改める。

第９条の次に次の１条を加える。

第９条の２　前条の規定にかかわらず、申請者の申出に基づき特別な事情があると認めるときは、別に定める範囲内において審査期間を延長することができる。

第13条第４項中「は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により機構へ提出するものとする。」を「の機構への」に改める。「方法」の前の「の」を削る。

附　則（令和８年９月18日）

この規則は令和８年９月18日から施行する。

別記様式第１号（第５条関係）３を削る。

同様式４中「１部」を削る。

同様式５中「１部」を削る。

同様式６中「１部」を削り、４から６までを３から５に改める。

同様式７を削る。

同様式枠外（備考）中「７」を「５」に改める。

別記様式第２号（第５条関係）論文３中「冊数」を「篇」に改める。

行旅死亡人

本籍・住所・生年月日不詳、年齢70～80歳位、男性、所持金品等は鍵束１束（鍵２本付き）、カラビナ１個（ストラップ付き）、キャップ帽１個

上記の者は、令和８年５月15日午前８時20分頃、寝屋川市楠根南町21番１号（寝屋川市立楠根小学校）から南東方向へ約45mの用水路内において、首を吊っている死亡者が発見されました。遺体は検視後火葬に付し、遺骨は当市で保管しています。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出て下さい。

令和８年10月27日

大阪府　　寝屋川市長　広瀬　慶輔

行旅死亡人

本籍：大阪府門真市栄町８、住所：大阪府門真市上野口町２―22、氏名：八十原良浩、生年月日：昭和40年３月29日（年齢61歳）、性別：男性

上記の者は、令和８年７月31日、奈良県吉野郡十津川村大字玉置川地内の玉置神社参道の途中「二の鳥居」崖下約50メートル地点において死亡しているのが発見されました。

身元は判明したものの、引き取り手がないため、遺体は火葬に付し、遺骨は当村の無縁墓地に埋葬いたしました。

お心当たりのある方は、当村福祉事務所まで申し出てください。

令和８年10月27日

奈良県　　十津川村長　玉置　広之

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年十月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

札幌市北区北二十三条西五丁目二番一〇一―六〇五号　有限会社中田雅久

清算人　中田　雅久

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

仙台市太白区西多賀四丁目二〇番三八号　有限会社管工サービス

清算人　佐藤　孝治

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

秋田県大仙市太田町三本扇字狐柳七六番地一　有限会社田口電気店

清算人　田口　忠昭

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

山形県鶴岡市関根字橋下三七番地　合同会社RENA AUTO SERVICE

清算人　吉野　遵

解散公告

当団体は、令和八年三月二十九日開催の定期総会の決議により解散いたしましたので、当団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

福島県白河市旗宿金堀四六　認可地縁団体旗宿グリーンコミュニティ

代表清算人　鈴木　直也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

福島県郡山市長者二丁目一九番一号

吉田ホンダ販売株式会社

代表清算人　吉田　秀一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

埼玉県草加市旭町六丁目三番八号

ビッグリバーファーム合同会社

代表清算人　大川　貴之

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

埼玉県吉川市会野谷二丁目五四番地一

有限会社藤川左官工業

清算人　藤川　一夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

埼玉県蓮田市西新宿二丁目二二番地二

株式会社アドバンス

代表清算人　新屋　仁美

解散公告

当社は、令和八年七月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

埼玉県蓮田市大字黒浜一七六七番地三

有限会社斉藤不動産

清算人　齋藤　章

解散公告

当社は、令和八年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

埼玉県幸手市北一丁目一三番二〇号

株式会社博心メディカル

代表清算人　島田　敏雄

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

埼玉県川越市伊勢原町二丁目四番五号

株式会社ミスコーベッコ

代表清算人　豊村　淑子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

埼玉県加須市土手一丁目一〇番五号

有限会社メディカル総合企画

清算人　西村　孔伯

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

千葉県富津市大堀一二番地

株式会社山晴堂

代表清算人　平野　喜久

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

千葉県松戸市新松戸三丁目二八四番地新松戸スクエアビルディング二〇一

システムラインイン東京株式会社

代表清算人　國澤　宝廣

解散公告

当社は、令和八年十月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

千葉県柏市旭町六丁目四番五一―二四号

合同会社ＳＯＳＨＩＺＩ

代表清算人　阿部　勇樹

解散公告

当社は、令和八年十月一日をもって解散いたしました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に、その旨をお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

千葉県松戸市本町一七番地の一一芦澤ビル六Ｆ

合同会社ステッパーズ

清算人　山本　拓志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

千葉市美浜区打瀬三丁目七番地パティオス二一番街三〇一号

合同会社シャンズ

清算人　澁井　祥子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

千葉県市原市姉崎二三六番地プリベール三〇八号室

有限会社西川計装

清算人　瀬沼　俊雄

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

千葉県山武市大木五四二番地一六〇

有限会社つみき

清算人　塩脇　竹夫

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都台東区浅草二―一九―七永谷ビル一〇四

雲海緑風株式会社

代表清算人　王　月鈴

解散公告

当法人は、令和八年八月二十九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都三鷹市上連雀九丁目一五番二四号

特定非営利活動法人快適ライフ推進研究会

清算人　田中　勲

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都渋谷区代官山町八―七スクウェア代官山ビルＳ―〇二号室

Ｅｂｂ　Ｅｑｕａｔｉｏｎ合同会社

清算人　ターナー・ウィリアム・アンドリュー

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都目黒区青葉台二丁目一―九

株式会社Ｍｉｒａｃｌｅ

代表清算人　佐々木美玲

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都豊島区東池袋一丁目四番六号高和ビル八階

一般社団法人Ｒｅｖｏ　Ｗｅｌｌｎｅｓｓ

代表清算人　関口　寛和

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都新宿区西新宿三丁目七番三〇号フロンティアグラン西新宿地下一階Ｂ一〇二

株式会社塾予備校ナビ

代表清算人　垣尾　亮汰

解散公告

当法人は、令和八年十月二十四日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都墨田区錦糸四丁目九番一号

特定非営利活動法人日本呼吸ケアネットワーク

清算人　宮川　哲夫

解散公告

当社は、令和八年九月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都新宿区百人町一丁目一八番八号大久保カドビルＬｉｎｋＳｐａｃｅ百人町Ｃ〇三

サイキ国際株式会社

代表清算人　李　森

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都世田谷区奥沢一丁目一四番一九号

Ｃｏｄｅｘ株式会社

代表清算人　白石　桃子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都千代田区神田須田町一丁目七番一号四〇九

株式会社年収チャンネル

代表清算人　垣尾　亮汰

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により同月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都世田谷区上馬二丁目一番一二号

日本モビリティ株式会社

代表清算人　清水　俊彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都大田区大森北二丁目一七番二号ａＮＥＸＴ大森海岸六階　株式会社Ｌｉｎｏ

代表清算人　高橋　心

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都中野区東中野四丁目四番五―八一二号

株式会社蒋碧央

代表清算人　王　文軒

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都練馬区南大泉三―二九―一五―一〇五

株式会社ＢＳ

代表清算人　バンジュヘ

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

川崎市麻生区千代ヶ丘四丁目一八番地八

有限会社ＮＤＥ

清算人　塩澤　孝樹

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

神奈川県横浜市中区弥生町三丁目三三番地

株式会社笠間商店

代表清算人　笠間　裕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

新潟市中央区南笹口一丁目一四番一八号

シャルマンコーポ駅南七一二

株式会社クボコーポレーション

清算人　久保　哲郎

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の臨時株主総会の決議により、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

長野県長野市大字高田一一七五番地

有限会社信越サービスエージェンシー

清算人　傳田　正彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

長野県長野市吉田四丁目五番二二号

有限会社ウォント

清算人　霜田　幹夫

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

静岡県富士市伝法一〇七番地の二

有限会社エイチ・エム制御

清算人　服部　栄徳

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

静岡県磐田市掛塚二二七番地二

有限会社浜松流通

清算人　稲垣　宏行

解散公告

当認可地縁団体は、令和八年九月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

愛知県新城市作手白鳥字札ノ上三三番地

認可地縁団体相寺自治会

清算人　荻野　和英

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

愛知県豊田市小坂本町一丁目五番地五出雲殿

互助会豊田駅前ビル二階　絆未来株式会社

代表清算人　村瀬オタビオ

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

名古屋市名東区亀の井三丁目一六七番地グリーンコーポ東一社Ａ棟五〇二号

株式会社ライフ

代表清算人　足立　崇

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

三重県鳥羽市相差町三八二番地

株式会社かんえい

代表清算人　小﨑　昌彦

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

三重県四日市市大字羽津一〇一八番地一一

株式会社ユーサン

代表清算人　田室小弥太

解散公告

当社は、令和八年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

京都市中京区六丁目二六九番地シャリエ御所南柳馬場二条三〇二

株式会社Ｊａｐｏｔｒｏｎｉｃ

代表清算人　高橋　遼大

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

大阪府大阪市都島区都島南通一丁目五番五―二〇一号

株式会社リアンＭＹＤ

代表清算人　中辻まな美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

大阪市生野区新今里三丁目一一番六ガーデンビル二Ｆ

株式会社サングレイス光陽

代表清算人　金沢　愛

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

大阪府堺市堺区戎之町西一丁一番三〇号

カトウ寝台自動車株式会社

代表清算人　加藤　浩輔

解散公告

当社は、令和八年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

大阪府豊中市庄内栄町一丁目六番一号シャトー錦二一〇

株式会社ＫＩＭトレーディング

代表清算人　金　恩珠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号中山ビル四〇五Ａ

新美閣展覧株式会社

代表清算人　孔　維奇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

大阪市中央区久太郎町一丁目九―二九東本町ビル六〇六号室

ＤｏＹｏ株式会社

代表清算人　孔　維奇

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

兵庫県宝塚市川面四丁目一〇番一号

小阪酒販株式会社

代表清算人　三浦惠美子

解散公告

当法人は、令和八年十月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

奈良県宇陀市榛原下井足一九五二番地の二

特定非営利活動法人アースメッセンジャー

清算人　植平　秀次

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

奈良県大和郡山市馬司町六四二番地の二中央卸売市場内　奈良県麺類卸売株式会社

代表清算人　上田　昌代

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

広島市中区榎町一二番二二号

合名会社川友製粉所

清算人　川﨑　謙二

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

広島県安芸高田市甲田町高田原一〇〇二番地の二　株式会社こうだ二一

代表清算人　吉田　修

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

広島市佐伯区薬師が丘二丁目一四番二七号

村上電機株式会社

代表清算人　村上　誠治

解散公告

当社は、令和八年九月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

広島市中区八丁堀一三番一四号

株式会社マッサージセンター

代表清算人　花本　哲也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

福岡県福岡市西区北原一丁目七番五号

Ｓ２Ｂ合同会社

清算人　河合　祐弥

解散公告

当社は、令和八年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

福岡県飯塚市庄司一四二番地一二八

有限会社田中設備工業所

清算人　田中　義秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

福岡県福岡市中央区大名一丁目一二番五七号

株式会社ＢＩＯ企画

代表清算人　小林　治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

福岡県古賀市舞の里三丁目一一番一〇号

有限会社清水整骨院

清算人　清水千恵子

解散公告

当社は、令和八年八月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

熊本市南区近見八丁目一一番三一―五〇一号

合同会社トータルアビリティ

清算人　宮本　純平

解散公告

当社は、令和八年九月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

沖縄県中頭郡北谷町美浜一丁目五番地六Ｙ・ＳＥＣ北谷美浜ＣＴ一三〇一

株式会社夢未来

代表清算人　春日　康之

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の、臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

沖縄県中頭郡読谷村字比謝三七七番地（三Ｆ）

有限会社平成産業

清算人　名城　道一

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月三十日、診療所のすべてを廃止し、同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

神奈川県藤沢市湘南台二丁目二七番一五号

東永ビル一階

医療法人社団さくまこどもクリニック

清算人　佐久間秀哉

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年七月二十四日開催の臨時大会の決議により令和八年九月三十日を以て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

三菱農機労働組合

清算人　乗本　克己

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月十七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

広島県呉市仁方西神町四番一四号

医療法人社団田村内科・小児科

清算人　田村　宏

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月十二日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都港区南青山五丁目四番三五号たつむら青山マンション四〇九号室

医療法人社団川崎歯科診療所

清算人　濱島ひろみ

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月二十九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都新宿区北新宿一丁目一三番一九号弘林ビル三階

医療法人社団慶順会

清算人　申　基　泰

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月二十二日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

神奈川県横浜市神奈川区子安通一丁目三番地四

ファーストクラス子安駅管理組合法人

清算人　庄子　哲也

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年十月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

愛知県豊橋市前田町二丁目一〇番地一〇

医療法人社団玲仁会

清算人　山内　照司

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月十日開催の総会及び責任役員会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

広島県竹原市中央二丁目一七番一一号

竹原キリスト教会

清算人　中野　信

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月二十八日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により令和八年九月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

広島市中区大手町五丁目六番二三号エスポワールたかのばし一・二階

医療法人住田医院

清算人　清永ときよ

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月九日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により令和八年九月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

茨城県那珂市額田南郷字新宿三四番地の三

医療法人正宏会

清算人　塙　篤美

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月三十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

埼玉県戸田市下戸田一丁目七番一六号ダイヤメゾン戸田公園一階

医療法人社団さかい皮膚科

清算人　坂井　祐子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都武蔵野市西久保一丁目四九番四号

学校法人けやき学園

清算人　藤原　容子

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

静岡県浜松市中央区元城町二一六番一一号

ＫＯＮＯＩＫＥ　Ｃｏ．株式会社

代表取締役　外山　武志

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所	株式の種類及び数	株式記号及び株券番号
芝田三千代　掛川市下西郷六八二―七	普通株式二〇〇〇株	ニＢ―六五三～六五四、六〇四―一七六六
芝田　玉美　掛川市下西郷六八二―七	普通株式三〇〇〇株	三Ｂ―一九九、五〇四―二二三、三Ａ―四〇〇、六〇四―一八四〇
芝田　修　掛川市下西郷六八二―七	普通株式二〇〇〇株	ニＢ―六五五～六五六、六〇四―一七六七
株式会社鳥よし商店　代表取締役　中村嘉雄　掛川市掛川一一三五―二	普通株式二〇〇〇株	一Ｂ―一八四八、一Ｂ―四五六三、六〇四―五八一二
中村　嘉雄　掛川市掛川一一三五―二	普通株式一九〇〇〇株	一Ｂ―一五三八、一Ｂ―五四九五～五五〇八、二Ｂ―一三七二～一三七五、五〇四―三七七、六〇四―三〇九四～三一〇二
中村　美佐　掛川市掛川一一三五―二	普通株式二〇〇〇株	ニＢ―九〇二～九〇三、六〇四―三二一八
中村　静江　掛川市掛川一一三五―二	普通株式四〇〇〇株	一Ｂ―五五〇九～五五一〇、二Ｂ―一三七六～一三七七、六〇四―三一〇三～三一〇四
中村　好志　浜松市南区本郷町一二九五―六	普通株式二〇〇〇株	三Ａ―六二九、六〇四―五三一六
藤田文太郎　浜松市中区肴町七五―一	普通株式一〇〇〇株	一Ｂ―六〇六七～六〇六八

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県下北郡大間町大字大間字大間七六番地、最後の住所青森県下北郡大間町大字大間字下手道六番地一

被相続人　亡　大見　光治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

青森県むつ市中央二丁目一三番一一号大谷法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大谷　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県胆沢郡金ケ崎町六原東町五〇番地一二三、最後の住所岩手県奥州市水沢羽田町字水無沢四九七番地一　特別養護老人ホームいこいの森

被相続人　亡　三浦　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

岩手県奥州市水沢大手町四丁目一八番地

小平法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小平　竜太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市本町通一丁目二八番地一、最後の住所岩手県盛岡市厨川一丁目四番二号
被相続人　亡　佐藤とし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
事務所岩手県盛岡市清水町一二番一〇―一四〇二号　司法書士事務所シトラス
相続財産清算人　司法書士　高橋　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西尾久四丁目八〇一番地、最後の住所埼玉県川口市大字赤井一〇五五番地川口市養護老人ホーム
被相続人　亡　加瀬　芳男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
事務所埼玉県さいたま市浦和区仲町一―一一―一三弁護士法人畑法律事務所
相続財産清算人　弁護士　齋藤　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区大字上野田七〇七番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　堀江　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
埼玉県さいたま市浦和区北浦和二丁目三―九ＹＵＮＡハイツ一階弁護士法人いろは
相続財産清算人　弁護士　有馬　明仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市須和田一丁目一二番、最後の住所千葉県市川市須和田一丁目三四番一七号
被相続人　亡　狼谷　容子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
事務所千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　南部　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市魚町一三番地、最後の住所千葉県八千代市保品一九一五番地二〇元気ホーム・保品
被相続人　亡　都竹　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル八階　真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　谷中　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市吉橋一三四八番地三、最後の住所千葉県八千代市吉橋一三五五番地一
被相続人　亡　鈴木　栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
事務所千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル五階　コンパサーレ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　上田　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区宮崎町七七四番地一二、最後の住所千葉市中央区宮崎町七七四番地一二
被相続人　亡　津田　昭英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
事務所千葉市中央区中央二丁目三番一六号千葉センタースクエアビル四階　牧野・吉見総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　牧野　宏信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市牧の原二丁目一三一番地一、最後の住所千葉県松戸市牧の原二丁目三六七番地の一　チェリーブランチ二〇二号
被相続人　亡　西岡　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
事務所千葉県柏市末広町六―四有岡ビル三階Ｂ号室　柏ブルーメ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　橋本　英恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県安房郡鋸南町保田四〇八番地一〇、最後の住所千葉県安房郡鋸南町保田三三四番地二グループホーム和季
被相続人　亡　鮫島　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
千葉県館山市北条一八六五番地えざわ司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　江澤　正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方四丁目八九〇番地、最後の住所東京都中野区野方四丁目七番一号
被相続人　亡　半澤　基行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
事務所東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇ＭＴビル六階　名川・岡村法律事務所
相続財産清算人　弁護士　渡邉　迅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込五丁目七五番地、最後の住所東京都文京区本駒込五―二七―三
被相続人　亡　高屋佳代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
事務所　東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　安藤　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区上原一丁目一〇九一番地、最後の住所東京都渋谷区上原一丁目二四番六号カーサ上原三〇一
被相続人　亡　多羅尾宏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日
事務所東京都千代田区大手町一―五―一大手町ファーストスクエアイーストタワー三階三浦法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松田　一星

第67期決算公告

令和８年10月27日　札幌市中央区南八条西六丁目1036番地
株式会社いちたかガスワン
代表取締役　佐藤　勝治

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,104,601	流動負債	3,366,307
固定資産	6,421,221	固定負債	2,084,811
		負債合計	**5,451,119**
		株主資本	5,068,874
		資本金	95,000
		資本剰余金	847,491
		資本準備金	847,491
		利益剰余金	4,126,382
		利益準備金	19,106
		その他利益剰余金	4,107,275
		（うち当期純利益）	(664,013)
		評価・換算差額等	5,829
		純資産合計	**5,074,703**
資産合計	**10,525,823**	**負債・純資産合計**	**10,525,823**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区桃井一丁目二〇七番地、最後の住所東京都杉並区桃井四丁目八番二号
被相続人　亡　中野さつき
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十月二十七日
事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号
全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所
相続財産清算人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡湯河原町宮下七五五番地四六、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮下七五五番地の四六
被相続人　亡　原　民子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十月二十七日
神奈川県小田原市本町二丁目二番一六号陽輪台小田原二階二〇九号室三川法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松浦加代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区荻窪四丁目一二番、最後の住所神奈川県相模原市南区鵜野森三丁目四三番一―二〇六号　被相続人　亡　北山　賢一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十月二十七日
神奈川県相模原市中央区中央二丁目一二番一五号相模中央ビル五〇二　弁護士法人杉山法律事務所相模原オフィス
相続財産清算人　弁護士　杉山　隼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市麻生区東百合丘四丁目七三三五番地、最後の住所川崎市麻生区東百合丘四丁目一一番九号クリード東百合ヶ丘一〇三　被相続人　亡　関口　哲也
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十月二十七日
川崎市高津区下作延二―一一―一二　Kビル二〇一　田園総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　毛呂　将一

令和７年度決算公告

令和８年10月27日
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折145番地１
社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会
理事長　中川　芳彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,409,182	流動負債	963,157
固定資産	7,394,093	うち賞与引当金	231,179
うち有形固定資産	7,096,147	固定負債	4,999,977
うち無形固定資産	82,132	うち退職給付引当金	1,110,344
うちその他固定資産	215,813	**負債合計**	**5,963,134**
		設立等積立金	421,517
		繰越利益積立金	7,418,624
		純資産合計	**7,840,141**
資産合計	**13,803,276**	**負債・純資産合計**	**13,803,276**

㈱記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	7,688,250
事業務用	7,427,812
事業来帯	260,438
事業費用	7,698,981
事業務用	7,421,540
事業来帯	277,441
事業本附帯	10,731
事業収益	10,530
事業外費用	14,910
事業外収益	15,111
事業常別損失	25,788
特別利益	108
特別損失	10,568
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	380
当期純利益	10,188

第48期決算公告　令和８年10月27日

北海道苫小牧市字錦岡70番地の13
株式会社進興工業
代表取締役　大上　正一

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,085,546
	固定資産	293,555
	資産合計	**1,379,102**
負債及び純資産の部	流動負債	326,932
	（賞与引当金）	(8,000)
	株主資本	1,052,169
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,032,169
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,027,169
	（うち当期純利益）	(262,608)
	負債・純資産合計	**1,379,102**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億七千三百二万二千八百八十三円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十七日
北海道苫小牧市字錦岡七〇番地の一三
株式会社進興工業
代表取締役　大上　正一

第62期決算公告　令和８年10月27日

北海道富良野市栄町19番２号
株式会社サンエービルド工業
代表取締役　浅田　正俊

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	924,288
	固定資産	10,779
	繰延資産	496
	資産合計	**935,564**
負債及び純資産の部	流動負債	12,165
	株主資本	923,398
	資本金	24,000
	利益剰余金	899,398
	利益準備金	1,488
	その他利益剰余金	897,910
	（うち当期純利益）	(40,559)
	負債・純資産合計	**935,564**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十三億六千五百八十八万二千六百四十四円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十七日
北海道富良野市栄町一九番二号
株式会社サンエービルド工業
代表取締役　浅田　正俊

第13期決算公告

令和８年10月27日
北海道旭川市一条通十三丁目右６号
株式会社エスピージー
代表取締役　岸井　一憲

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	259,796
	固定資産	219,790
	資産合計	**479,586**
負債及び純資産の部	流動負債	106,945
	株主資本	372,641
	資本金	1,000
	利益剰余金	371,641
	その他利益剰余金	371,641
	（うち当期純利益）	(48,465)
	負債・純資産合計	**479,586**

準備金の額の減少公告

当社は、岸井管財株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十七日
北海道旭川市一条通十三丁目右六号
株式会社エスピージー
代表取締役　岸井　一憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市中央一丁目七一一番地、最後の住所福井県吉田郡永平寺町山王第七号三〇番地　特別養護老人ホーム　ひかり苑　被相続人　亡　水嶋美家子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

福井県福井市御幸四丁目一番一一号　コラソンビル三階　板倉法律事務所

相続財産清算人　弁護士　板倉　充紘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県駒ヶ根市赤穂四五二八番地、最後の住所長野県駒ヶ根市赤穂四五二八番地　被相続人　亡　塩澤　忠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

長野県駒ヶ根市上穂南九番三号弁護士法人このまち駒ヶ根支所青木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　及川　裕貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中央区佐藤一丁目三八番、最後の住所静岡県浜松市中央区小沢渡町一六三一番地の七　被相続人　亡　冨高　忠生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

静岡県浜松市中央区中央一丁目二番一号　イーステージ浜松オフィス三階　弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産清算人　弁護士　守田　佑介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市浜名区新堀二八二番地一、最後の住所静岡県浜松市浜名区新堀二八二番地の一　被相続人　亡　佐野　一則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

静岡県浜松市中央区中央一丁目九番一七号　ワイビル三階

相続財産清算人　弁護士　根木　孝久

第36期決算公告　令和８年10月27日

福島県郡山市桑野三丁目12番２号

株式会社コスモファーマ

代表取締役　藤田　愛里

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,590,761
	固定資産	6,291,240
	繰延資産	5,107
	合計	12,887,109
負債及び純資産の部	流動負債	4,445,327
	固定負債	16,094
	株主資本	8,389,278
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	（その他資本剰余金）	(20,000)
	利益剰余金	8,349,273
	（その他利益剰余金）	(8,349,273)
	（うち当期純利益）	(651,649)
	合計	12,887,109

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十七日

福島県郡山市桑野三丁目一二番二号

（甲）株式会社コスモファーマ　代表取締役　藤田　愛里

福島県郡山市桑野三丁目一二番二号

（乙）有限会社エイブル薬局　取締役　藤田　愛里

第18期決算公告

令和８年10月27日

福島県郡山市桑野三丁目12番２号

株式会社コスモファーマ東京

代表取締役　藤田　愛里

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,440,394
	固定資産	511,376
	繰延資産	283
	合計	1,952,053
負債及び純資産の部	流動負債	669,804
	固定負債	293,133
	株主資本	989,116
	資本金	10,000
	利益剰余金	979,116
	その他利益剰余金	979,116
	（うち当期純利益）	(104,566)
	合計	1,952,053

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十七日

福島県郡山市桑野三丁目一二番二号

（甲）株式会社コスモファーマ東京　代表取締役　藤田　愛里

埼玉県三郷市早稲田一丁目三番一〇号

（乙）有限会社早稲田調剤薬局　代表取締役　藤田　愛里

第11期決算公告

令和８年10月27日

千葉県柏市高田1088番３

株式会社ホウツキ

代表取締役　渕田　朋太

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	84,638,571
	固定資産	60,439,942
	繰延資産	35,000
	合計	145,113,513
負債及び純資産の部	流動負債	47,892,253
	固定負債	70,395,000
	株主資本	26,826,260
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	21,826,260
	その他利益剰余金	21,826,260
	（うち当期純利益）	(6,019,369)
	合計	145,113,513

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

千葉県柏市高田一〇八八番三

（甲）株式会社ホウツキ　代表取締役　渕田　朋太

千葉県柏市十余二二四八番地三二二（一〇一）

（乙）合同会社P．I．B　代表社員　渕田　朋太

決算公告

令和８年10月27日

東京都中央区東日本橋二丁目26番８号

ログズ株式会社

代表取締役　武田　悠太

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	636,545
	固定資産	79,573
	繰延資産	1,772
	資産合計	717,891
負債及び純資産の部	流動負債	100,664
	固定負債	307,920
	株主資本	309,306
	資本金	11,000
	利益剰余金	298,306
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	296,306
	（うち当期純利益）	(32,286)
	負債・純資産合計	717,891

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都中央区東日本橋二丁目二六番八号

ログズ株式会社

代表取締役　武田　悠太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区中味鋺一丁目五三七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森屋　俊春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

名古屋市中区丸の内三―一四―三三　本町法務ビル四階　永冨法律事務所

相続財産清算人　弁護士　森川　聖也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市右京区太秦井戸ケ尻町一五番地、最後の住所京都市右京区太秦井戸ケ尻町一五番地　被相続人　亡　西川　周治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル八階　河本総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　林　由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市中京区西ノ京式部町五四番地、最後の住所京都市上京区黒門通下長者町下る吉野町六八七番地二　洛和グループホーム二条城北　被相続人　亡　加藤　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

京都市中京区東洞院竹屋町下ル三本木五―四七〇竹屋町法曹ビル　坂口俊幸法律事務所　相続財産清算人　弁護士　漆山　穣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市川合町忍原イ一八二番地、最後の住所広島県安芸郡府中町大通一丁目八番一三号　被相続人　亡　高木　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

広島市西区天満町五番四―四〇五号　相続財産清算人　司法書士　奈古屋　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区五日市町大字皆賀六四〇番地、最後の住所広島県廿日市市津田八五四番地　被相続人　亡　大田　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

広島市中区本川町二丁目一番九号ＷＡＫＯ本川町ビル九階岸田法律事務所　相続財産清算人　弁護士　岸田　洋一

第12期決算公告

令和８年10月27日

東京都三鷹市下連雀一丁目20番12号

オータホールディングス株式会社

代表取締役　宇佐美崇弘

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	187
	固定資産	1,429
	合計	1,616
負債及び純資産の部	流動負債	32
	固定負債	695
	株主資本	888
	資本金	10
	資本剰余金	557
	その他資本剰余金	557
	利益剰余金	320
	その他利益剰余金	320
	（うち当期純利益）	(57)
	合計	1,616

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨及び開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号

（甲）株式会社ＬＩＥＮＬＥＧＡＭＥ　代表取締役　宇佐美崇弘

東京都三鷹市下連雀一丁目二〇番一二号

（乙）オータホールディングス株式会社　代表取締役　宇佐美崇弘

第５期決算公告

令和８年10月27日

東京都世田谷区砧八丁目16番７号

株式会社ポーラーベア

代表取締役　佐藤　善亨

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,847
	固定資産	495,723
	繰延資産	376
	資産合計	512,947
負債及び純資産の部	流動負債	515,200
	負債合計	515,200
	株主資本	△2,253
	資本金	20,000
	利益剰余金	△22,253
	その他利益剰余金	△22,253
	（うち当期純損失）	(5,137)
	純資産合計	△2,253
	負債・純資産合計	512,947

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都世田谷区砧八丁目一六番七号

株式会社ポーラーベア

代表取締役　佐藤　善亨

第63期決算公告

令和８年10月27日

東京都大田区久が原三丁目38番５号

株式会社大國

代表取締役　中嶋統一郎

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	90,025
	固定資産	72,146
	合計	162,171
負債及び純資産の部	流動負債	183
	株主資本	161,988
	資本金	25,000
	利益剰余金	136,988
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	136,288
	（うち当期純利益）	(20,593)
	合計	162,171

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都大田区久が原三丁目三八番五号

株式会社大國

代表取締役　中嶋統一郎

第13期決算公告

令和８年10月27日

東京都港区赤坂三丁目17番３号

株式会社ナナメウエ

代表取締役　石濵　嵩博

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	222,657
	固定資産	94,329
	資産合計	316,986
負債及び純資産の部	流動負債	81,577
	固定負債	86,003
	株主資本	149,405
	資本金	50,000
	資本剰余金	2,396,692
	資本準備金	1,222,846
	その他資本剰余金	1,173,846
	利益剰余金	△2,297,287
	その他利益剰余金	△2,297,287
	（うち当期純損失）	(526,381)
	負債・純資産合計	316,986

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四十万五千円、資本準備金の額を九億二千三百三万六千六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都港区赤坂三丁目一七番三号

株式会社ナナメウエ

代表取締役　石濵　嵩博

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　山梨県南都留郡山中湖村平野字古屋二〇三〇番一（甲）、山梨県南都留郡山中湖村平野字古屋二〇三〇番地三家屋番号二〇三〇番三（乙）

対象建物　山梨県南都留郡山中湖村平野字古屋二〇三〇番地三家屋番号二〇三〇番三

二　供託所　甲府地方法務局大月支局

三　供託番号

（一）対象土地　令和八年度金第二二八号

（二）対象建物　令和八年度金第二二八号

四　供託金額

（一）対象土地甲　七二三、二六九円

（二）対象土地乙　八八三、七六六円

（三）対象建物　二四九、三三六円

五　裁判所　甲府地方裁判所都留支部

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第三号

令和八年十月二十七日

山梨県富士吉田市下吉田東二丁目二番一三号

所有者不明土地及び建物管理人

分部　祐子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千九百十七万三千四百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都豊島区千早四丁目一一番四号

柏木商事株式会社

代表取締役　下平　正美

第70期決算公告　令和８年10月27日

東京都豊島区千早四丁目11番４号

柏木商事株式会社

代表取締役　下平　正美

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,176,764
	固定資産	3,121,869
	繰延資産	4,209
	資産合計	6,302,843
負債及び純資産の部	流動負債	1,294,262
	固定負債	283,915
	株主資本	4,724,664
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,716,914
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,714,414
	（うち当期純利益）	(190,405)
	自己株式	△2,249
	負債・純資産合計	6,302,843

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　ワシントン　ネリー

従来の住所　不明

生年月日　一九三四年三月十二日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第二八三五七号

四　供託金額　七〇一、六五九円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇七〇六号

令和八年十月二十七日

事務所　東京都中央区日本橋三丁目三番四号永沢ビル五階　永沢総合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　野田　聖子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都江東区猿江一丁目八番一六―一〇一号室

東鉄鋼販売株式会社

代表取締役　安川　節子

第36期決算公告

令和８年10月27日

東京都江東区猿江一丁目８番16―101号室

東鉄鋼販売株式会社

代表取締役　安川　節子

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	51,959
	固定資産	17,019
	資産合計	68,978
負債及び純資産の部	流動負債	53,838
	固定負債	575
	株主資本	14,565
	資本金	20,000
	利益剰余金	△5,435
	その他利益剰余金	△5,435
	（うち当期純損失）	(10,123)
	負債・純資産合計	68,978

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　伊藤　観治

従来の住所　名古屋市千種区千種一丁目一〇番九号

生年月日　昭和十六年二月十八日

二　供託所　名古屋法務局

三　供託番号　令和八年度金第三九五三号

四　供託金額　三、四五二、六五三円

五　裁判所　名古屋家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第七九五〇号

令和八年十月二十七日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内ビル四階名城法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　葛谷　直人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都足立区新田二丁目九番一六号

株式会社東京タクシー城北

代表取締役　岩下　史門

決　算　公　告

令和８年10月27日

東京都足立区新田二丁目９番16号

株式会社東京タクシー城北

代表取締役　岩下　史門

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	79,890
	固定資産	41,519
	合計	121,410
負債及び純資産の部	流動負債	157,313
	固定負債	111,372
	株主資本	△147,275
	資本金	1,000
	利益剰余金	△148,275
	その他利益剰余金	△148,275
	（うち当期純利益）	(6,198)
	合計	121,410

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　ワシントン　ネリー

従来の住所　不明

生年月日　一九三四年三月十二日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第二八三五七号

四　供託金額　七〇一、六五九円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇七〇六号

令和八年十月二十七日

事務所　東京都中央区日本橋三丁目三番四号永沢ビル五階　永沢総合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　野田　聖子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

石川県金沢市泉野町四丁目一三番三八号

（甲）株式会社ワークス

代表取締役　斉藤　昌

石川県金沢市泉野町四丁目一三番三八号

（乙）金沢スタイル合同会社

代表社員　株式会社ワークス

職務執行者　田井徳太郎

第40期決算公告

令和８年10月27日

石川県金沢市泉野町四丁目13番38号

株式会社ワークス

代表取締役　斉藤　昌

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	70,089
	固定資産	43,806
	合計	113,895
負債及び純資産の部	流動負債	39,414
	固定負債	43,451
	株主資本	31,030
	資本金	3,000
	利益剰余金	28,030
	その他利益剰余金	28,030
	（うち当期純損失）	(2,147)
	合計	113,895

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　神宮　光子
　住所　兵庫県尼崎市東桜木町六二番地三
　生年月日　昭和三十五年九月二十六日
二　供託所　鹿児島地方法務局霧島支局
三　供託番号　令和八年度金第一一五号
四　供託金額　五、三二八、六六五円
五　裁判所　鹿児島家庭裁判所加治木支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第八十五号
　令和八年十月二十七日
　熊本県菊池郡大津町大津一二〇三―三大塚ビル一階　不在者財産管理人　四丸　裕貴

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月二十七日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市神奈川区六角橋四丁目二四番三一号
一、墳墓等の名称　横浜中央霊園
一、死亡者の本籍及び氏名　神奈川県横浜市旭区今宿西町三六〇―二二　佐藤長右衛門、神奈川県横浜市旭区川島町二九四〇　石川秀三郎、神奈川県横浜市鶴見区東寺尾五―一七　長谷川誠志　長谷川八重子　長谷川英志
一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市神奈川区神奈川本町一八番地二　宗教法人慶運寺
　代表役員　古屋　道正

無縁墳墓等改葬公告

墓地廃止のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者・経営者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年十月二十七日

一　墳墓等所在地　福岡県小郡市三沢字北原四四三三番一
一　墳墓等の名称　不詳
一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一　墳墓等経営者の本籍及び氏名
　福岡県小郡市三沢三八六一番地　益永又平
　福岡県小郡市横隈一八二三番地　白木興平
一　改葬を行おうとする者　福岡県小郡市三沢二九五一番地九　藤江　和男

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十七日
長野県茅野市ちの六五〇番地
(甲)ユニソングループ株式会社
代表取締役　野村　高城
長野県茅野市ちの六二八番地
(乙)有限会社シィー・エヌ・ティー
代表取締役　野村　高城

甲の貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,750,488
	固定資産	5,452,964
	合計	13,203,452
負債及び純資産の部	流動負債	8,372,238
	賞与引当金	11,075
	固定負債	559,932
	役員退職慰労引当金	42,000
	株主資本	4,271,282
	資本金	50,000
	資本剰余金	6,363
	資本準備金	2,850
	その他資本剰余金	3,513
	利益剰余金	4,214,918
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	4,202,418
	（うち当期純利益）	(252,423)
	合計	13,203,452

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百四十四万九千六百五十八円、資本準備金の額を一千九百九十四万九千六百五十八円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日
静岡県浜松市中央区高林一丁目八番四三号
株式会社ＮＯＫＩＯＯ
代表取締役　小川　健三

第15期決算公告　令和８年10月27日
静岡県浜松市中央区高林一丁目８番43号
株式会社ＮＯＫＩＯＯ
代表取締役　小川　健三

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,442
	固定資産	1,557
	繰延資産	385
	資産合計	62,385
負債及び純資産の部	流動負債	31,228
	固定負債	82,592
	株主資本	△51,435
	資本金	33,449
	資本剰余金	19,949
	資本準備金	19,949
	利益剰余金	△104,834
	その他利益剰余金	△104,834
	（うち当期純利益）	(4,420)
	負債・純資産合計	62,385

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十七日
愛知県豊川市正岡町胡麻田七二八番地
(甲)株式会社サンワスタッフ
代表取締役　広松　靖智
愛知県豊川市正岡町胡麻田七二八番地
(乙)S.T.C.合同会社
代表社員　広松　靖智

第29期決算公告　令和８年10月27日
愛知県豊川市正岡町胡麻田728番地
株式会社サンワスタッフ
代表取締役　広松　靖智

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,320
	固定資産	116,583
	資産合計	123,903
負債及び純資産の部	流動負債	71
	固定負債	20,000
	負債合計	20,071
	株主資本	103,832
	資本金	10,000
	利益剰余金	93,832
	その他利益剰余金	93,832
	（うち当期純損失）	(364)
	純資産合計	103,832
	負債・純資産合計	123,903

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二百万円減少し、金百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日
名古屋市名東区上菅一丁目八〇九番地の一
株式会社ジェイ・アンド・ユー
代表取締役　長瀬　吉昌

決算公告

令和８年10月27日
名古屋市名東区上菅一丁目809番地の１
株式会社ジェイ・アンド・ユー
代表取締役　長瀬　吉昌

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,442
	固定資産	8,345
	合計	44,788
負債及び純資産の部	流動負債	1,908
	固定負債	50,000
	株主資本	△7,120
	資本金	3,000
	利益剰余金	△10,120
	その他利益剰余金	△10,120
	（うち当期純損失）	(4,594)
	合計	44,788

第 7 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

東京都港区麻布台一丁目３番１号
株式会社ナレッジワーク
代表取締役　麻野　耕司

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,038,490	流動負債	2,760,881
固定資産	128,735	（賞与引当金）	(13,333)
		固定負債	789,600
		株主資本	316,561
		資本金	100,000
		資本剰余金	7,838,979
		資本準備金	4,084,988
		その他資本剰余金	3,753,990
		利益剰余金	△7,622,417
		その他利益剰余金	△7,622,417
		（うち当期純損失）	(2,446,978)
		新株予約権	300,183
資産合計	4,167,226	負債・純資産合計	4,167,226

第 85 期 決 算 公 告

令和８年９月 28 日　東京都千代田区丸の内１丁目９番１号
株式会社はとバス

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,109	流動負債	4,161
固定資産	15,598	固定負債	7,979
		退職給付引当金	798
		退職慰労引当金	18
		役員慰労引当金	53
		株主資本	8,527
		資本金	100
		資本剰余金	350
		利益剰余金	8,077
		利益準備金	112
		その他利益剰余金	7,964
		（うち当期純利益）	(855)
		評価・換算差額等	39
		有価証券評価差額金	39
資産合計	20,708	負債・純資産合計	20,708

第 58 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

東京都足立区鹿浜四丁目６番15号
丸孝運輸倉庫株式会社
代表取締役　関口　恵

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	421	流動負債	138
固定資産	1,512	賞与引当金	8
		固定負債	745
		退職給付引当金	31
		株主資本	1,050
		資本金	50
		資本剰余金	4
		その他資本剰余金	4
		利益剰余金	995
		利益準備金	6
		その他利益剰余金	988
		（うち当期純利益）	(51)
資産合計	1,933	負債・純資産合計	1,933

第 1 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階
株式会社ＢＣＪ－99
代表取締役　杉本　勇次

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	63	流動負債	402
固定資産	23,875	固定負債	12,401
		株主資本	11,126
		資本金	0
		資本剰余金	11,850
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	11,850
		利益剰余金	△724
		その他利益剰余金	△724
		（うち当期純損失）	(724)
		新株予約権	8
資産合計	23,938	負債・純資産合計	23,938

第 12 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日　福岡県福岡市東区馬出三丁目１番１－３号
エフラボ九大病院
株式会社ガイアバイオメディシン
代表取締役　倉森　和幸

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,628,428	流動負債	307,561
固定資産	2,605	固定負債	751,447
		株主資本	122,613
		資本金	10,000
		資本剰余金	3,329,988
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	3,319,988
		利益剰余金	△3,217,375
		その他利益剰余金	△3,217,375
		（うち当期純損失）	(1,300,793)
		新株予約権	449,410
合計	1,631,033	合計	1,631,033

第 52 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

名古屋市緑区篠の風三丁目38番地
株式会社なかの
代表取締役　中野　孝彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	97,559	流動負債	313,778
固定資産	1,950,469	固定負債	834,364
		株主資本	899,886
		資本金	98,001
		資本剰余金	405,137
		資本準備金	405,137
		利益剰余金	413,520
		利益準備金	3,351
		その他利益剰余金	410,169
		（うち当期純利益）	(10,187)
		自己株式	△16,772
資産合計	2,048,028	負債・純資産合計	2,048,028

第 16 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日
愛知県豊橋市曙町字南松原123番地
松屋ハウジング株式会社
代表取締役　本田　佑輔

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	466,205,568
	固定資産	940,201,675
	合計	1,406,407,243
負債及び純資産の部	流動負債	251,637,086
	固定負債	889,827,275
	株主資本	264,942,882
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	263,942,882
	その他利益剰余金	263,942,882
	（うち当期純利益）	(45,837,928)
	合計	1,406,407,243

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十七日

愛知県豊橋市曙町字南松原一二三番地
(甲) 松屋ハウジング株式会社
代表取締役　本田　佑輔

愛知県岡崎市本町通二丁目八番地
(乙) 有限会社ワンズ・ホーム岡崎
取締役　竹内　淑人

第 23 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日
東京都港区芝五丁目１番13号
株式会社ＢＪＩＴ
代表取締役社長　堀川　雅紀

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	318,742
	固定資産	86,036
	繰延資産	7,518
	資産合計	412,296
負債及び純資産の部	流動負債	97,933
	固定負債	3,800
	株主資本	310,563
	資本金	70,000
	利益剰余金	240,563
	その他利益剰余金	240,563
	（うち当期純利益）	(7,118)
	負債・純資産合計	412,296

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和八年十月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

大阪府枚方市宮之阪一丁目二〇―三―一〇四

枚方産業振興株式会社

代表取締役　花村　武

決　算　公　告

令和８年10月27日

大阪府枚方市宮之阪一丁目20―３―104

枚方産業振興株式会社

代表取締役　花村　武

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,784
	固定資産	29,794
	合計	47,579
負債及び純資産の部	流動負債	7,627
	固定負債	61,052
	株主資本	△ 21,100
	資本金	12,000
	利益剰余金	△ 33,100
	利益準備金	908
	その他利益剰余金	△ 34,008
	（うち当期純損失）	(1,638)
	合計	47,579

第21期決算公告

令和８年10月27日

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

グラントウキョウサウスタワー９階

コリンソン・ジャパン株式会社

代表取締役　福岡　武彦

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	59,980,502
	固定資産	3,307,179
	合計	63,287,681
負債及び純資産の部	流動負債	41,910,695
	株主資本	21,376,986
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	10,000,000
	その他資本剰余金	10,000,000
	利益剰余金	1,376,986
	その他利益剰余金	1,376,986
	（うち当期純利益）	(8,589,707)
	合計	63,287,681

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する淡路砿油株式会社（住所兵庫県淡路市岩屋一四一四番地の一）に対して当社の燃料小売事業及び燃料卸売業に関する権利義務を承継させることにいたしました。また、資本準備金の額を三億四千九百八十八万六千二百五十六円減少することにいたしました。

この新設分割に伴い、当社はその商号をＡＴアセット株式会社へ変更します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

兵庫県淡路市岩屋一四一四番地の一

淡路砿油株式会社

代表取締役　戸田喜代子

第69期決算公告

令和８年10月27日

兵庫県淡路市岩屋1414番地の１

淡路砿油株式会社

代表取締役　戸田喜代子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	350,969
	固定資産	396,016
	合計	746,985
負債及び純資産の部	流動負債	212,560
	固定負債	586,427
	株主資本	△52,002
	資本金	12,000
	利益剰余金	△64,002
	利益準備金	2,520
	その他利益剰余金	△66,522
	（うち当期純損失）	(38,612)
	合計	746,985

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千六百三十三万七千五百円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。また、資本準備金の額を三億四千九百八十八万六千二百五十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

福岡市中央区天神一丁目一〇番一〇号

株式会社ウェルモ

代表取締役　鹿野　佑介

第107期決算公告

2026年10月27日

石川県金沢市片町二丁目１番７号

株式会社うつのみや

代表取締役　宇都宮元樹

貸借対照表の要旨

（2026年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,685,857
	固定資産	452,472
	合計	3,138,329
負債及び純資産の部	流動負債	2,420,289
	固定負債	885,068
	株主資本	△167,028
	資本金	50,000
	利益剰余金	△217,028
	その他利益剰余金	△217,028
	（うち当期純利益）	(783)
	合計	3,138,329

令和８年10月27日

福岡市中央区天神一丁目10番10号

株式会社ウェルモ

代表取締役　鹿野　佑介

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	173,676
	固定資産	9,927
	資産合計	183,603
負債及び純資産の部	流動負債	56,748
	株主資本	126,855
	資本金	85,000
	資本剰余金	391,741
	資本準備金	391,741
	利益剰余金	△349,886
	その他利益剰余金	△349,886
	（うち当期純損失）	(348,718)
	負債・純資産合計	183,603

第49期決算公告

令和８年10月27日

大阪市福島区福島４丁目２番52号

株式会社大野電気商会

代表取締役　大野　寛司

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	85,651
	固定資産	30,820
	資産合計	116,471
負債及び純資産の部	流動負債	23,368
	負債合計	23,368
	株主資本	93,103
	資本金	10,000
	利益剰余金	83,103
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	81,903
	（うち当期純利益）	(18,208)
	純資産合計	93,103
	負債・純資産合計	116,471

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するライドネクスト株式会社（住所福岡市博多区中洲五丁目六番二四号）に対して当社のレンタルバイク事業に関する権利義務を承継させ、新設分割により新設する株式会社モータリスト（住所福岡市博多区中洲五丁目六番二四号）に対して当社の電動バイク事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

福岡市博多区中洲五丁目六番二四号

株式会社ＭＳソリューションズ

代表取締役　塩川　正明

第18期決算公告

令和８年10月27日

福岡市博多区中洲五丁目６番24号

株式会社ＭＳソリューションズ

代表取締役　塩川　正明

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,586,826
	固定資産	98,966
	資産合計	1,685,793
負債及び純資産の部	流動負債	1,415,612
	固定負債	1,367,070
	株主資本	△1,096,890
	資本金	97,400
	利益剰余金	△1,194,290
	その他利益剰余金	△1,194,290
	（うち当期純損失）	(232,406)
	負債・純資産合計	1,685,793

第27期決算公告

令和８年９月25日

北九州市小倉北区井堀三丁目16番３号

株式会社ＤＬ

代表取締役　大城　幸治

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,607,450
	固定資産	989,157
	資産合計	2,596,607
負債及び純資産の部	流動負債	445,156
	（うち賞与引当金）	(9,307)
	固定負債	579,391
	株主資本	1,572,059
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,562,059
	その他利益剰余金	1,562,059
	（うち当期純利益）	(125,590)
	負債・純資産合計	2,596,607

第１期決算公告

令和８年10月27日
栃木県大田原市中田原2088番地38
株式会社ブルー製薬
代表取締役　齊藤　真樹

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,907
	繰延資産	285
	合計	34,192
負債及び純資産の部	流動負債	18,113
	固定負債	21,007
	株主資本	△4,927
	資本金	5,000
	利益剰余金	△9,927
	その他利益剰余金	△9,927
	（うち当期純損失）	（9,927）
	合計	34,192

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和八年十月二十七日
東京都町田市鶴間三丁目四番一号
（甲）株式会社日本シニア総合研究所
代表取締役　山口　公輔
栃木県大田原市中田原二〇八八番地三八
（乙）株式会社ブルー製薬
代表取締役　齊藤　真樹

第48期決算公告

令和８年10月27日
東京都港区元赤坂一丁目５―27
メディックスサトウ株式会社
代表取締役　小山　喜利

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	677,168
	固定資産	30,333
	合計	707,501
負債及び純資産の部	流動負債	1,161
	株主資本	706,340
	資本金	87,500
	資本剰余金	30,569
	資本準備金	30,569
	利益剰余金	588,270
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	586,270
	（うち当期純利益）	（1,690）
	合計	707,501

第25期決算公告

令和８年10月27日
埼玉県大里郡寄居町大字寄居９番地３
アオバリゾート株式会社
代表取締役　馬場　素子

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	81,313
	固定資産	731,340
	繰延資産	254
	合計	812,907
負債及び純資産の部	流動負債	690,934
	株主資本	121,973
	資本金	10,000
	利益剰余金	111,973
	その他利益剰余金	111,973
	（うち当期純損失）	（13,372）
	合計	812,907

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千七百四十万五千二百八十円、資本準備金の額を二億六千七百四十万五千二百八十円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。
令和八年十月二十七日
埼玉県大里郡寄居町大字寄居九番地三
アオバリゾート株式会社
代表取締役　馬場　素子

第45期決算公告

令和８年10月27日
東京都港区元赤坂一丁目５―10
株式会社ビーアンドエイチサトウ
代表取締役　小泉　和正

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	267,749
	固定資産	152,964
	合計	420,714
負債及び純資産の部	流動負債	136,516
	固定負債	13,120
	株主資本	271,076
	資本金	14,000
	利益剰余金	257,076
	その他利益剰余金	257,076
	（うち当期純利益）	（11,964）
	合計	420,714

第54期決算公告

令和８年10月27日
千葉県船橋市宮本九丁目11番１号
株式会社カナガワエステート
代表取締役　井藤　元希

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	439,205
	固定資産	3,557
	合計	442,762
負債及び純資産の部	流動負債	78,945
	固定負債	313,028
	株主資本	50,789
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,789
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	38,289
	（うち当期純利益）	（3,094）
	合計	442,762

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社カナガワエステート（住所千葉県船橋市宮本九丁目一一番一―二〇三号）に対して当社の不動産管理事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十七日
千葉県船橋市宮本九丁目一一番一号
株式会社カナガワエステート
代表取締役　井藤　元希

第76期決算公告

令和８年10月27日
東京都目黒区大岡山一丁目34―14
キップ薬品株式会社
代表取締役　石原　克志

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	546,023
	固定資産	306,355
	合計	852,379
負債及び純資産の部	流動負債	22,973
	固定負債	35,548
	株主資本	793,856
	資本金	10,000
	利益剰余金	783,856
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	781,356
	（うち当期純利益）	（13,392）
	合計	852,379

第３期決算公告

令和８年10月27日
千葉県浦安市美浜四丁目８番13号
ツイテル株式会社
代表取締役　落合　由行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	58,781
	固定資産	209,987
	合計	268,769
負債及び純資産の部	流動負債	7,333
	株主資本	261,435
	資本金	2,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	249,435
	その他利益剰余金	249,435
	（うち当期純利益）	（39,258）
	合計	268,769

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するオーロラＹＫ株式会社（住所千葉県浦安市美浜四丁目八番一三号）に対して当社の不動産管理賃貸事業及び投資事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十七日
千葉県浦安市美浜四丁目八番一三号
ツイテル株式会社
代表取締役　落合　由行

決算公告

令和８年10月27日
東京都東大和市向原六丁目1164番地の３
株式会社シグマコーポレーション
代表取締役　福山　尚道

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,935,851
	固定資産	241,004
	資産合計	11,176,855
負債及び純資産の部	流動負債	3,562,620
	固定負債	73,156,230
	株主資本	△65,541,995
	資本金	27,300,000
	利益剰余金	△92,841,995
	その他利益剰余金	△14,495,304
	（うち当期純利益）	（1,960,356）
	繰越利益剰余金	△78,346,691
	負債・純資産合計	11,176,855

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百十万百五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都豊島区南大塚三丁目一一番九号
ＮＯＶＥＬＷＯＲＫＯｔｓｕｋａ七Ｆ
カリスト株式会社
代表取締役　韓　昌　熙

第４期決算公告　令和８年10月27日

東京都豊島区南大塚三丁目11番９号
ＮＯＶＥＬＷＯＲＫＯｔｓｕｋａ７Ｆ
カリスト株式会社
代表取締役　韓　昌　熙

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,531
	固定資産	21,539
	繰延資産	767
	合計	38,838
負純資産及び債の部	流動負債	29,386
	固定負債	25,852
	株主資本	△216,399
	資本金	100
	利益剰余金	△216,499
	その他利益剰余金	△216,499
	（うち当期純損失）	(37,338)
	新株予約権	200,000
	合計	38,838

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千七百九十七万二千四百八十五円、資本準備金の額を十二億千八百九十七万二千四百八十五円減少し、それぞれ百万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和八年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都千代田区平河町二丁目五番三号
株式会社アドレス
代表取締役　佐別當隆志

第８期決算公告　令和８年10月27日

東京都千代田区平河町二丁目５番３号
株式会社アドレス
代表取締役　佐別當隆志

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	67,248
	固定資産	108,443
	合計	175,691
負純資産及び債の部	流動負債	30,206
	固定負債	147,956
	株主資本	△2,471
	資本金	128,972
	資本剰余金	1,272,606
	資本準備金	1,218,972
	その他資本剰余金	53,634
	利益剰余金	△1,404,049
	その他利益剰余金	△1,404,049
	（うち当期純損失）	(71,663)
	合計	175,691

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都渋谷区西原三丁目三七番三号
（甲）合同会社Ｈ．Ｔ．Ｋ
代表社員　齊藤　卓也
大阪市中央区南船場四丁目一一番五号
（乙）Ｍａｔｉｌｄａ・マチルダ株式会社
代表取締役　川江　康裕

第15期決算公告　令和８年10月27日

東京都江戸川区中葛西三丁目33番11号
ＵｃａｒＰＡＣ株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	263,347
	固定資産	143,003
	資産合計	406,350
負純資産及び債の部	流動負債	163,801
	固定負債	33,537
	株主資本	199,111
	資本金	55,115
	資本剰余金	262,265
	資本準備金	55,115
	その他資本剰余金	207,150
	利益剰余金	△118,268
	その他利益剰余金	△118,268
	（うち当期純利益）	(20,732)
	新株予約権	9,900
	負債・純資産合計	406,350

第18期決算公告

令和８年10月27日

大阪市中央区南船場四丁目11番５号
Ｍａｔｉｌｄａ・マチルダ株式会社
代表取締役　川江　康裕

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	71
	固定資産	7
	合計	79
負純資産及び債の部	流動負債	377
	固定負債	27,490
	株主資本	△27,788
	資本金	10,000
	利益剰余金	△37,788
	その他利益剰余金	△37,788
	（うち当期純損失）	(1)
	合計	79

第63期決算公告　令和８年９月29日

東京都千代田区丸の内１丁目９番１号
株式会社はとバスエージェンシー
代表取締役　田中　博昭

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	607,258,136
	固定資産	24,637,187
	資産合計	631,895,323
負純資産及び債の部	流動負債	134,751,262
	固定負債	19,426,733
	退職給付引当金	19,426,733
	株主資本	477,717,328
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	467,717,328
	利益準備金	2,210,000
	その他利益剰余金	465,507,328
	（うち当期純利益）	(42,485,366)
	負債・純資産合計	631,895,323

第50期決算公告

令和８年10月27日

兵庫県神崎郡市川町西川辺548番地の２
株式会社荒木印刷
代表取締役　荒木　敬介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,468
	固定資産	55,337
	合計	140,805
負純資産及び債の部	流動負債	13,348
	固定負債	102,181
	株主資本	25,276
	資本金	30,650
	利益剰余金	△5,374
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	△5,464
	（うち当期純利益）	(21,702)
	合計	140,805

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

兵庫県神崎郡市川町西川辺五四八番地の二
株式会社荒木印刷
代表取締役　荒木　敬介

第77期決算公告　令和８年10月27日

大阪市中央区上町一丁目26番14号
丸楽紙業株式会社
代表取締役　杉山喜久尚

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	784,194
	固定資産	677,334
	合計	1,461,529
負純資産及び債の部	流動負債	261,823
	固定負債	465,854
	株主資本	733,851
	資本金	80,000
	利益剰余金	754,539
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	704,539
	（うち当期純利益）	(6,268)
	自己株式	△100,687
	合計	1,461,529

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

福島県郡山市富久山町久保田字郷花四番地一六　株式会社郡山製餡

代表取締役　佐藤　裕文

第 52 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

福島県郡山市富久山町久保田字郷花４番地16

株式会社郡山製餡

代表取締役　佐藤　裕文

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	242,043	流動負債	208,173
固定資産	590,581	固定負債	689,935
繰延資産	99	株主資本	△65,383
		資本金	80,000
		資本剰余金	5,780
		資本準備金	5,780
		利益剰余金	△116163
		利益準備金	1,860
		その他利益剰余金	△118,023
		（うち当期純利益）	（25,166）
		自己株式	△35,000
資産合計	**832,724**	**負債・純資産合計**	**832,724**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号東京虎ノ門グローバルスクエア五階

軽井沢蒸留酒製造株式会社

代表取締役　島岡　高志

第 8 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日　東京都港区虎ノ門一丁目３番１号

東京虎ノ門グローバルスクエア５階

軽井沢蒸留酒製造株式会社

代表取締役　島岡　高志

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,043,587	流動負債	900,709
固定資産	3,971,817	固定負債	3,760,155
繰延資産	14,649	株主資本	2,369,190
		資本金	98,000
		資本剰余金	1,792,000
		資本準備金	942,500
		その他資本剰余金	849,500
		利益剰余金	479,190
		その他利益剰余金	479,190
		（うち当期純利益）	（93,720）
合計	**7,030,054**	**合計**	**7,030,054**

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を一億五千八百二十三万五千四百円減少することにいたしました。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ambushdesign.com

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都渋谷区神南一丁目一六番七号

（甲）株式会社ＡＪ２４

代表取締役　柳　榮起

東京都渋谷区神南一丁目一六番七号

（乙）株式会社ＡＭＢＵＳＨ

代表取締役　柳　榮起

令和８年 10 月 27 日

東京都渋谷区神南一丁目16番７号

株式会社ＡＭＢＵＳＨ

代表取締役　柳　榮起

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	670,646
	固定資産	203,690
	合計	**874,337**
負債及び純資産の部	流動負債	304,339
	固定負債	765,054
	株主資本	△195,056
	資本金	50,000
	資本剰余金	391,586
	資本準備金	391,586
	利益剰余金	△636,642
	その他利益剰余金	△636,642
	（うち当期純損失）	（333,960）
	合計	**874,337**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十一月六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十七日

香川県東かがわ市三本松二二二番地一

（甲）株式会社トモクニ

代表取締役　友國　泰典

香川県東かがわ市湊六七九番地五

（乙）有限会社エクシード

代表取締役　友國　誠二

第69期決算公告

令和８年 10 月 27 日

香川県東かがわ市三本松222番地１

株式会社トモクニ

代表取締役社長　友國　泰典

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,306,628
	固定資産	593,742
	合計	**1,900,370**
負債及び純資産の部	流動負債	539,786
	固定負債	137,233
	株主資本	1,223,351
	資本金	48,000
	利益剰余金	1,175,351
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	1,163,351
	（うち当期純損失）	（1,680）
	合計	**1,900,370**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

福岡県糟屋郡久山町大字久原二二四一番地の一

株式会社レオロジー機能食品研究所

代表取締役　藤野　武彦

第32期決算公告

令和８年10月27日

福岡県糟屋郡久山町大字久原2241番地の１

株式会社レオロジー機能食品研究所

代表取締役　藤野　武彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49
	固定資産	117
	合計	166
負債及び純資産の部	流動負債	40
	固定負債	159
	株主資本	△33
	資本金	100
	利益剰余金	△133
	その他利益剰余金	△133
	（うち当期純損失）	(44)
	合計	166

第32期決算公告

令和８年９月29日

神奈川県相模原市中央区清新８―17―25

日本ケミカルコート株式会社

代表取締役　松岡　晃

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	75,986
	固定資産	100,089
	資産合計	176,075
負債及び純資産の部	流動負債	175,127
	固定負債	―
	株主資本	948
	資本金	18,050
	利益剰余金	△17,101
	その他利益剰余金	△17,101
	（うち当期純損失）	(19,848)
	負債・純資産合計	176,075

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

埼玉県三郷市東町二八七番地

深沢工業株式会社

代表取締役　藤木　大吾

第56期決算公告

令和８年10月27日

埼玉県三郷市東町287番地

深沢工業株式会社

代表取締役　藤木　大吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	394,592
	固定資産	266,758
	資産合計	661,350
負債及び純資産の部	流動負債	134,540
	固定負債	9,000
	株主資本	517,810
	資本金	31,000
	利益剰余金	486,810
	その他利益剰余金	486,810
	（うち当期純利益）	(36,842)
	負債・純資産合計	661,350

第１期決算公告

令和７年12月30日

兵庫県神戸市東灘区深江南町５―１―１

株式会社ＬｏｇｉＱ

代表取締役　杉村　佳寿

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,291
	繰延資産	415
	合計	2,707
負債及び純資産の部	流動負債	205
	株主資本	2,501
	資本金	2,000
	利益剰余金	501
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	501
	（うち当期純利益）	(501)
	合計	2,707

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

宮城県石巻市大街道北三丁目三番五四号

（甲）株式会社岡田電気工事

代表取締役　三浦　昭

宮城県石巻市大街道北三丁目三番五四号

（乙）エヌケーエムズ株式会社

代表取締役　三浦　昭

甲の貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	156,652
	固定資産	129,159
	合計	285,811
負債及び純資産の部	流動負債	54,570
	固定負債	82,737
	株主資本	148,503
	資本金	22,000
	利益剰余金	126,503
	その他利益剰余金	126,503
	（うち当期純損失）	(4,384)
	合計	285,811

乙の貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,067
	固定資産	150,000
	合計	160,067
負債及び純資産の部	流動負債	74
	固定負債	32,562
	株主資本	127,429
	資本金	3,000
	利益剰余金	124,429
	その他利益剰余金	124,429
	（うち当期純損失）	(166)
	合計	160,067

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年二月二十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

埼玉県さいたま市岩槻区南平野二丁目三番地一

（甲）株式会社昇龍興産

代表取締役　津久井結花

埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目五番地

（乙）株式会社新都市開発

代表取締役　津久井結花

第７期決算公告

令和８年10月27日

埼玉県さいたま市岩槻区南平野二丁目３番地一

株式会社昇龍興産

代表取締役　津久井結花

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,513,411
	固定資産	56,978,798
	資産合計	109,492,209
負債及び純資産の部	流動負債	211,864,599
	株主資本	△102,372,390
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△105,372,390
	その他利益剰余金	△105,372,390
	（うち当期純損失）	(23,123,573)
	負債・純資産合計	109,492,209

第７期決算公告

令和８年10月27日

埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目25番地

株式会社新都市開発

代表取締役　津久井結花

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	530,487,773
	固定資産	42,069,142
	資産合計	572,556,915
負債及び純資産の部	流動負債	601,293,040
	株主資本	△28,736,125
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△38,736,125
	その他利益剰余金	△38,736,125
	（うち当期純損失）	(34,761,464)
	負債・純資産合計	572,556,915

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十七日

埼玉県川口市末広一丁目一一番二号

（甲）セントラルグッドライフ株式会社

代表取締役　田中德兵衛

埼玉県川口市末広一丁目一一番二号

（乙）ＦＭコミュニティ川口株式会社

代表取締役　田中德兵衛

第 11 期決算公告

令和８年 10 月 27 日

埼玉県川口市末広一丁目11番２号

セントラルグッドライフ株式会社

代表取締役　田中德兵衛

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	378,263,271
	固定資産	2,106,635,276
	繰延資産	600,000
	資産合計	2,485,498,547
負純資産の債及び部	流動負債	276,899,067
	固定負債	1,932,843,650
	株主資本	275,755,830
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	265,755,830
	その他利益剰余金	265,755,830
	（うち当期純利益）	(140,117,617)
	負債・純資産合計	2,485,498,547

第 13 期決算公告

令和８年 10 月 27 日

埼玉県川口市末広一丁目11番２号

ＦＭコミュニティ川口株式会社

代表取締役　田中德兵衛

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,206,945
	固定資産	5,814,918
	資産合計	9,021,863
負純資産の債及び部	流動負債	27,206,755
	株主資本	△18,184,892
	資本金	60,000,000
	利益剰余金	△78,184,892
	その他利益剰余金	△78,184,892
	（うち当期純利益）	(15,395,971)
	負債・純資産合計	9,021,863

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

千葉市中央区本町一丁目四番一号

（甲）株式会社マルエイフードテック

代表取締役　椎奈　孝樹

千葉県千葉市中央区本町一丁目四番一号

（乙）株式会社シェケン

代表取締役　千葉　美穂

第 1 期決算公告

令和８年 10 月 27 日

千葉市中央区本町一丁目４番１号

株式会社マルエイフードテック

代表取締役　椎奈　孝樹

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	219,976
	固定資産	30,391
	資産合計	250,368
負純資産の債及び部	流動負債	76,096
	固定負債	180,000
	株主資本	△5,728
	資本金	10,000
	利益剰余金	△15,728
	その他利益剰余金	△15,728
	（うち当期純損失）	(15,728)
	負債・純資産合計	250,368

第 2 期決算公告

令和８年 10 月 27 日

千葉県千葉市中央区本町一丁目４番１号

株式会社シェケン

代表取締役　千葉　美穂

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	57,870
	固定資産	98,312
	資産合計	156,183
負純資産の債及び部	流動負債	27,206
	株主資本	128,976
	資本金	60,000
	資本剰余金	90,000
	利益剰余金	△21,023
	その他利益剰余金	△21,023
	（うち当期純利益）	(1,465)
	負債・純資産合計	156,183

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

千葉県市川市千鳥町一一番地

（甲）福井精鍍工業株式会社

代表取締役　大村　卓司

千葉県市川市千鳥町一一番地

（乙）佑和工業株式会社

代表取締役　大村　卓司

第 64 期決算公告

令和８年 10 月 27 日

千葉県市川市千鳥町11番地

福井精鍍工業株式会社

代表取締役　大村　卓司

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,474
	固定資産	109,288
	合計	120,762
負純資産の債及び部	流動負債	33,713
	固定負債	34,835
	株主資本	52,214
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,214
	利益準備金	2,500
	別途積立金	60,000
	繰越利益剰余金	△20,285
	（うち当期純損失）	(13,446)
	合計	120,762

第 53 期決算公告

令和８年 10 月 27 日

千葉県市川市千鳥町11番地

佑和工業株式会社

代表取締役　大村　卓司

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,992
	固定資産	38,597
	合計	48,589
負純資産の債及び部	流動負債	7,700
	固定負債	33,814
	株主資本	7,075
	資本金	50,000
	利益剰余金	△42,924
	利益準備金	7,000
	別途積立金	14,000
	繰越利益剰余金	△63,924
	（うち当期純損失）	(270)
	合計	48,589

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都新宿区歌舞伎町一丁目一二番六号

（甲）株式会社歌舞筋肉

代表取締役　天谷　聡

東京都新宿区歌舞伎町二丁目二〇番九号

三経七五ビル一階

（乙）株式会社Ｇ．Ｌ．Ｂ．

代表取締役　藤澤　悠基

第 9 期決算公告

令和８年 10 月 27 日

東京都新宿区歌舞伎町一丁目12番６号

株式会社歌舞筋肉

代表取締役　天谷　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	509
	固定資産	102
	資産合計	611
負純資産の債及び部	流動負債	646
	固定負債	—
	株主資本	△34
	資本金	3,000
	利益剰余金	△3,034
	その他利益剰余金	△3,034
	（うち当期純損失）	(55)
	負債・純資産合計	611

第 14 期決算公告

令和８年 10 月 27 日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目20番９号

三経75ビル１階

株式会社Ｇ．Ｌ．Ｂ．

代表取締役　藤澤　悠基

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,885
	固定資産	42,759
	繰延資産	807
	資産合計	114,451
負純資産の債及び部	流動負債	106,932
	固定負債	—
	株主資本	7,520
	資本金	3,000
	利益剰余金	4,520
	その他利益剰余金	4,520
	（うち当期純利益）	(39,804)
	負債・純資産合計	114,451

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の障害福祉・介護サービスに係る事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

札幌市中央区南二条西二十丁目二九一番地

（甲）株式会社チャレンジプラットフォーム

代表取締役　滝野　昇

東京都中央区東日本橋三丁目六番一八号

（乙）株式会社国土信和

代表取締役　宇田　真澄

第６期決算公告　令和８年10月27日

札幌市中央区南二条西二十丁目291番地

株式会社チャレンジプラットフォーム

代表取締役　滝野　昇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	314,707
	固定資産	81,584
	合計	396,291
負純資産債及びの部	流動負債	334,309
	賞与引当金	13,205
	固定負債	184,517
	退職給付引当金	27,834
	株主資本	△122,535
	資本金	10,000
	利益剰余金	△132,535
	その他利益剰余金	△132,535
	（うち当期純損失）	(29,954)
	合計	396,291

第27期決算公告　令和８年10月27日

東京都中央区東日本橋三丁目６番18号

株式会社国土信和

代表取締役　宇田　真澄

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,199,605
	固定資産	168,093
	合計	1,367,699
負純資産債及びの部	流動負債	361,036
	固定負債	112,731
	株主資本	893,931
	資本金	20,000
	利益剰余金	873,931
	利益準備金	3,600
	その他利益剰余金	870,331
	（うち当期純利益）	(323,834)
	合計	1,367,699

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の障害福祉・介護サービスに係る事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

札幌市中央区南二条西二十丁目二九一番地

（甲）株式会社チャレンジプラットフォーム

代表取締役　滝野　昇

東京都中央区東日本橋三丁目六番一八号

（乙）株式会社日本クリード

代表取締役　浅葉　秀実

第６期決算公告　令和８年10月27日

札幌市中央区南二条西二十丁目291番地

株式会社チャレンジプラットフォーム

代表取締役　滝野　昇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	314,707
	固定資産	81,584
	合計	396,291
負純資産債及びの部	流動負債	334,309
	賞与引当金	13,205
	固定負債	184,517
	退職給付引当金	27,834
	株主資本	△122,535
	資本金	10,000
	利益剰余金	△132,535
	その他利益剰余金	△132,535
	（うち当期純損失）	(29,954)
	合計	396,291

第25期決算公告　令和８年10月27日

東京都中央区東日本橋三丁目６番18号

株式会社日本クリード

代表取締役　浅葉　秀実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	606,784
	固定資産	34,145
	繰延資産	538
	合計	641,468
負純資産債及びの部	流動負債	299,075
	固定負債	38,499
	株主資本	303,893
	資本金	10,000
	利益剰余金	293,893
	その他利益剰余金	293,893
	（うち当期純利益）	(140,689)
	合計	641,468

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建物管理事業・賃貸管理事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都中央区東日本橋三丁目六番一八号

（甲）株式会社ニチビルコミュニティー

代表取締役　藤田　晋一

東京都中央区東日本橋三丁目六番一八号

（乙）株式会社国土信和

代表取締役　宇田　真澄

第24期決算公告　令和８年10月27日

東京都中央区東日本橋三丁目６番18号

株式会社ニチビルコミュニティー

代表取締役　藤田　晋一

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	61,902
	固定資産	24
	合計	61,926
負純資産債及びの部	流動負債	6,700
	株主資本	55,226
	資本金	40,000
	利益剰余金	15,226
	利益準備金	1,570
	その他利益剰余金	13,656
	（うち当期純利益）	(13,654)
	合計	61,926

第27期決算公告　令和８年10月27日

東京都中央区東日本橋三丁目６番18号

株式会社国土信和

代表取締役　宇田　真澄

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,199,605
	固定資産	168,093
	合計	1,367,699
負純資産債及びの部	流動負債	361,036
	固定負債	112,731
	株主資本	893,931
	資本金	20,000
	利益剰余金	873,931
	利益準備金	3,600
	その他利益剰余金	870,331
	（うち当期純利益）	(323,834)
	合計	1,367,699

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

沖縄県那覇市三原二―一五―八三原ビル二Ｆ

（甲）株式会社ＩＴＳシステム

代表取締役　天願　郁美

沖縄県那覇市三原二―一五―八三原ビル二Ｆ

（乙）株式会社エムドットコム

代表取締役　佐藤　亘

第14期決算公告

令和８年10月27日

沖縄県那覇市三原２―15―８三原ビル２Ｆ

株式会社ＩＴＳシステム

代表取締役　天願　郁美

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,853
	固定資産	100
	資産合計	5,953
負純資産債及びの部	流動負債	4,310
	株主資本	1,643
	資本金	1,000
	利益剰余金	643
	その他利益剰余金	643
	（うち当期純利益）	(3,162)
	負債・純資産合計	5,953

第９期決算公告

令和８年10月27日

沖縄県那覇市三原２―15―８三原ビル２Ｆ

株式会社エムドットコム

代表取締役　佐藤　亘

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,056
	固定資産	0
	資産合計	3,056
負純資産債及びの部	流動負債	8,514
	固定負債	4,347
	株主資本	△9,805
	資本金	1,000
	利益剰余金	△10,805
	その他利益剰余金	△10,805
	（うち当期純損失）	(2,997)
	負債・純資産合計	3,056

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

名古屋市東区筒井三丁目一五番一三号

（甲）株式会社啓徳キャピタル

代表取締役　小達　徳子

名古屋市東区筒井三丁目一五番一三号

（乙）株式会社三徳動産

代表取締役　小達万里子

第 38 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

名古屋市東区筒井三丁目15番13号

株式会社三徳動産

代表取締役　小達万里子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,826
	固定資産	112,902
	合計	245,728
負純資産債及びの部	流動負債	7,962
	固定負債	89,501
	株主資本	148,264
	資本金	10,000
	利益剰余金	138,264
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	135,764
	（うち当期純損失）	(13,957)
	合計	245,728

第 18 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

名古屋市東区筒井三丁目15番13号

株式会社啓徳キャピタル

代表取締役　小達　徳子

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,562
	固定資産	892,221
	合計	956,783
負純資産債及びの部	流動負債	81,484
	固定負債	612,502
	株主資本	262,797
	資本金	80,000
	資本剰余金	124,137
	資本準備金	124,137
	利益剰余金	58,659
	その他利益剰余金	58,659
	（うち当期純利益）	(39,783)
	合計	956,783

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のライター輸入事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

福井市殿下町第四六号三番地

（甲）株式会社ジャストコーポレーション

代表取締役　折藤　寛之

福井市殿下町一丁目六番地

（乙）株式会社ウィングコーポレーション

代表取締役　飛田　実

第 25 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

福井市問屋町一丁目６番地

株式会社ウィングコーポレーション

代表取締役　飛田　実

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	271,345
	固定資産	99,231
	合計	370,576
負純資産債及びの部	流動負債	94,531
	固定負債	86,217
	株主資本	189,827
	資本金	10,000
	利益剰余金	179,827
	その他利益剰余金	179,827
	（うち当期純利益）	(11,010)
	合計	370,576

第 38 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

福井市殿下町第46号３番地

株式会社ジャストコーポレーション

代表取締役　折藤　寛之

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,451,737
	固定資産	4,967,608
	繰延資産	6,563
	合計	8,425,909
負純資産債及びの部	流動負債	1,230,491
	固定負債	736,146
	株主資本	6,459,271
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,449,271
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	6,446,771
	（うち当期純利益）	(363,597)
	合計	8,425,909

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

名古屋市緑区藤塚三丁目七一四番地

（甲）株式会社ティーケイエヌソリューションズ

代表取締役　萩野　貴司

愛知県豊明市阿野町昭和五番地一

（乙）株式会社データセレクト

代表取締役　萩野　貴司

第 34 期決算公告　令和８年10月27日

愛知県豊明市阿野町昭和５番地１

株式会社データセレクト

代表取締役　萩野　貴司

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	729,715
	固定資産	525,603
	合計	1,255,318
負純資産債及びの部	流動負債	462,509
	固定負債	249,734
	株主資本	543,075
	資本金	10,000
	利益剰余金	626,622
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	624,122
	（うち当期純利益）	(71,912)
	自己株式	△93,547
	合計	1,255,318

第 13 期決算公告　令和８年10月27日

名古屋市緑区藤塚三丁目714番地

株式会社ティーケイエヌソリューションズ

代表取締役　萩野　貴司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,431
	固定資産	50,868
	合計	83,299
負純資産債及びの部	流動負債	832
	固定負債	2,603
	株主資本	79,863
	資本金	2,000
	利益剰余金	77,863
	その他利益剰余金	77,863
	（うち当期純利益）	(11,891)
	合計	83,299

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社スリーアローズコミュニケーションズ（乙、住所京都市中京区山伏山町五五八三洋室町ビル四〇六）のまーすた店舗（三宮店）における麻雀クラブ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都世田谷区北沢二丁目八番四号松田ビル三階Ａ号室

株式会社まーすた

代表取締役　山田　昌和

第 21 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

京都市中京区山伏山町558三洋室町ビル406

株式会社スリーアローズコミュニケーションズ

代表取締役　山田　昌和

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	239,920
	固定資産	493,058
	合計	732,978
負純資産債及びの部	流動負債	417,085
	株主資本	315,893
	資本金	30,000
	利益剰余金	285,893
	その他利益剰余金	285,893
	（うち当期純損失）	(28,341)
	合計	732,978

第 12 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

東京都世田谷区北沢二丁目８番４号松田ビル３階Ａ号室

株式会社まーすた

代表取締役　山田　昌和

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	48,457
	固定資産	25,673
	合計	74,130
負純資産債及びの部	流動負債	25,567
	株主資本	48,563
	資本金	3,000
	利益剰余金	45,563
	その他利益剰余金	45,563
	（うち当期純利益）	(4,096)
	合計	74,130

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十七日

高知県香南市夜須町手結山一六三五番地八

（甲）株式会社ＭｉｃＴ

代表取締役　足達　大介

高知県香南市夜須町手結山一六三五番地八

（乙）株式会社足達工業

代表取締役　足達　大介

第１期決算公告　令和８年10月27日

高知県香南市夜須町手結山1635番地８

株式会社ＭｉｃＴ

代表取締役　足達　大介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,504
	固定資産	495,797
	繰延資産	266
	合計	498,569
負純資債及産のび部	流動負債	200
	固定負債	158,495
	株主資本	339,873
	資本金	1,000
	資本剰余金	344,326
	その他資本剰余金	344,326
	利益剰余金	△5,452
	その他利益剰余金	△5,452
	（うち当期純損失）	(5,452)
	合計	498,569

第27期決算公告　令和８年10月27日

高知県香南市夜須町手結山1635番地８

株式会社足達工業

代表取締役　足達　大介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	274,677
	固定資産	576,270
	合計	850,948
負純資債及産のび部	流動負債	347,161
	固定負債	205,428
	株主資本	298,358
	資本金	10,000
	利益剰余金	288,358
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	284,358
	（うち当期純利益）	(78,901)
	合計	850,948

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

熊本県八代市新浜町一番一号二八

（甲）株式会社白石

代表取締役　白石純一郎

熊本市南区近見八丁目一一番三八号

（乙）株式会社夢粋匠

代表取締役　古閑　司朗

第63期決算公告　令和８年10月27日

熊本県八代市新浜町１番１号28

株式会社白石

代表取締役　白石純一郎

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,440,536
	固定資産	1,122,176
	繰延資産	981
	合計	4,563,694
負純資債及産のび部	流動負債	3,031,810
	固定負債	114,496
	株主資本	1,417,388
	資本金	35,000
	剰余金	1,382,388
	利益準備金	14,000
	その他利益剰余金	1,368,388
	（うち当期純利益）	(2,937)
	合計	4,563,694

第12期決算公告

令和８年10月27日

熊本市南区近見八丁目11番38号

株式会社夢粋匠

代表取締役　古閑　司朗

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,974
	固定資産	1,392
	合計	20,366
負純資債及産のび部	流動負債	23,626
	株主資本	△3,260
	資本金	10,000
	利益剰余金	△13,260
	その他利益剰余金	△13,260
	（うち当期純損失）	(1,670)
	合計	20,366

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十一月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

宮崎県都城市神之山町一七九六番地六

（甲）株式会社ＭＩＲＡＩＥ

代表取締役　東　栄吉

鹿児島県鹿児島市東千石町一一番一四号オカダミシンビル三階

（乙）株式会社エピオンシステム

代表取締役　東　吉典

第16期決算公告　令和８年10月27日

宮崎県都城市神之山町1796番地６

株式会社ＭＩＲＡＩＥ

代表取締役　東　栄吉

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	24,875,648
	固定資産	959,154,223
	合計	984,029,871
負純資債及産のび部	流動負債	73,965,039
	固定負債	766,632,859
	株主資本	143,431,973
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	123,431,973
	その他利益剰余金	123,431,973
	（うち当期純利益）	(7,746,017)
	合計	984,029,871

第３期決算公告　令和８年10月27日

鹿児島県鹿児島市東千石町11番14号オカダミシンビル３階

株式会社エピオンシステム

代表取締役　東　吉典

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	22,165,567
	固定資産	56,114,532
	繰延資産	2,090,000
	合計	80,370,099
負純資債及産のび部	流動負債	22,494,082
	固定負債	74,170,740
	株主資本	△16,294,723
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△21,294,723
	その他利益剰余金	△21,294,723
	（うち当期純損失）	(14,955,067)
	合計	80,370,099

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

大阪市城東区蒲生三丁目二番一五号

（甲）株式会社イリイ

代表取締役　入井　清高

大阪市城東区蒲生三丁目二番一五号

（乙）山通商事株式会社

代表取締役　入井　清高

第31期決算公告

令和８年10月27日

大阪市城東区蒲生三丁目２番15号

株式会社イリイ

代表取締役　入井　清高

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,557
	固定資産	14,248
	合計	60,806
負純資債及産のび部	流動負債	1,102
	固定負債	32,615
	株主資本	27,088
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,088
	その他利益剰余金	17,088
	（うち当期純損失）	(3,750)
	合計	60,806

第16期決算公告

令和８年10月27日

大阪市城東区蒲生三丁目２番15号

山通商事株式会社

代表取締役　入井　清高

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,088
	合計	10,088
負純資債及産のび部	流動負債	12,993
	固定負債	170
	株主資本	△ 3,075
	資本金	500
	利益剰余金	△ 3,575
	その他利益剰余金	△ 3,575
	（うち当期純損失）	(135)
	合計	10,088

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十七日

福岡県嘉麻市西郷一五〇番地一

（甲）有限会社かほ葬祭

（商号変更後の商号）

株式会社辰巳エイト

代表取締役　山城　護

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師二八番地一四

（乙）有限会社ギフトセンター山城

取締役　山城　護

第42期決算公告

令和８年10月27日

福岡県嘉麻市西郷150番地１

有限会社かほ葬祭

代表取締役　山城　護

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,773
	固定資産	92,353
	資産合計	107,126
負債及び純資産の部	流動負債	26,064
	固定負債	71,325
	株主資本	9,735
	資本金	6,500
	利益剰余金	3,235
	その他利益剰余金	3,235
	（うち当期純利益）	(1,231)
	負債・純資産合計	107,126

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十七日

名古屋市中村区名駅四丁目一六番一九号

（甲）株式会社おかだや

代表取締役　山本　康弘

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目一六番一九号

（乙）有限会社酒の岡田屋

取締役　山本　康弘

決　算　公　告

令和８年10月27日　名古屋市中村区名駅四丁目16番19号

株式会社おかだや

代表取締役　山本　康弘

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		242,816	流動負債	105,115
固定資産		675,488	固定負債	31,122
			株主資本	782,068
			資本金	86,450
			資本剰余金	449,971
			資本準備金	△2,472
			その他資本剰余金	452,443
			利益剰余金	255,647
			その他利益剰余金	255,647
			（うち当期純利益）	(25,754)
			自己株式	△10,000
資産合計		918,304	負債・純資産合計	918,304

合併公告

左記会社は合併して甲は乙・丙の権利義務全部を承継して存続し乙・丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都新宿区大久保二丁目三番一八号

三蔵住建ビル四Ｆ

（甲）株式会社ＭＯＯＮ　ＣＡＰＩＴＡＬ

代表取締役　文田　良介

東京都新宿区大久保二丁目三番一八号

三蔵住建ビル四〇一－一

（乙）株式会社ＳＵＮ　ＣＡＰＩＴＡＬ

代表取締役　文田　良介

東京都新宿区大久保二丁目三番一八号

三蔵住建ビル四〇一－一

（丙）株式会社ＭＭ　Ｃａｐｉｔａｌ

代表取締役　文田　大介

第10期決算公告

令和８年10月27日

東京都新宿区大久保二丁目３番18号

三蔵住建ビル401－１

株式会社ＳＵＮ　ＣＡＰＩＴＡＬ

代表取締役　文田　良介

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	63,914
	固定資産	207,100
	資産合計	271,014
負債及び純資産の部	流動負債	8,820
	株主資本	262,194
	資本金	9,000
	利益剰余金	253,194
	その他利益剰余金	253,194
	（うち当期純損失）	(2,868)
	負債・純資産合計	271,014

第11期決算公告

令和８年10月27日

東京都新宿区大久保二丁目３番18号

三蔵住建ビル401－１

株式会社ＭＭ　Ｃａｐｉｔａｌ

代表取締役　文田　大介

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	56,253
	資産合計	56,253
負債及び純資産の部	流動負債	4,340
	株主資本	51,912
	資本金	9,000
	利益剰余金	42,912
	その他利益剰余金	42,912
	（うち当期純利益）	(1,030)
	負債・純資産合計	56,253

第11期決算公告

令和８年10月27日

東京都新宿区大久保二丁目３番18号

三蔵住建ビル４Ｆ

株式会社ＭＯＯＮ　ＣＡＰＩＴＡＬ

代表取締役　文田　良介

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	49,625	流動負債	8,680
固定資産	327,111	固定負債	38,300
		株主資本	329,755
		資本金	9,000
		利益剰余金	320,755
		その他利益剰余金	320,755
		（うち当期純利益）	(6,402)
資産合計	376,737	負債・純資産合計	376,737

合併公告

左記会社は、甲が商号をウインファーマグループ株式会社に変更することを条件に合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）下記のとおりです。

令和八年十月二十七日

横浜市港北区日吉本町一丁目二八番七号
（甲）有限会社ウインファーマ
代表取締役　藤田　勝久

横浜市港北区日吉本町一丁目二八番七号
（乙）有限会社タジマ薬品
取締役　藤田　勝久

横浜市港北区日吉本町一丁目二八番七号
（丙）カインド株式会社
代表取締役　藤田　勝久

第41期決算公告

令和８年10月27日
福岡県北九州市小倉北区砂津一丁目２番32号
株式会社大森工業
代表取締役　森　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	482,412
	固定資産	70,911
	合計	553,324
負債及び純資産の部	流動負債	309,339
	固定負債	119,855
	株主資本	124,129
	資本金	22,000
	利益剰余金	102,129
	利益準備金	2,058
	その他利益剰余金	100,071
	（うち当期純利益）	(22,731)
	合計	553,324

第19期決算公告

令和８年10月27日
横浜市港北区日吉本町一丁目28番７号
カインド株式会社
代表取締役　藤田　勝久

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,704
	固定資産	2,945
	合計	15,649
負債及び純資産の部	流動負債	21,224
	固定負債	7,000
	株主資本	△12,574
	資本金	5,500
	利益剰余金	△18,074
	繰越利益剰余金	△18,074
	（うち当期純損失）	(6,557)
	合計	15,649

第24期決算公告

令和８年10月27日
横浜市港北区日吉本町一丁目28番７号
有限会社ウインファーマ
代表取締役　藤田　勝久

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	648,753
	固定資産	937,196
	繰延資産	19,591
	合計	1,605,541
負債及び純資産の部	流動負債	664,451
	固定負債	798,448
	株主資本	142,641
	資本金	10,000
	利益剰余金	132,641
	繰越利益剰余金	132,641
	（うち当期純利益）	(255)
	合計	1,605,541

第69期決算公告

令和８年10月27日
大分市碩田町二丁目２番30号
ビープラス・グループ株式会社
代表取締役　岩田　憲行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,359,050
	固定資産	1,334,339
	合計	3,693,390
負債及び純資産の部	流動負債	782,158
	固定負債	3,056,604
	株主資本	△145,372
	資本金	16,000
	利益剰余金	△161,372
	利益準備金	940
	その他利益剰余金	△162,312
	（うち当期純損失）	(72,788)
	合計	3,693,390

第１期決算公告

令和８年10月27日
東京都渋谷区桜丘町９番20号403
公益財団法人まちのこども財団
代表理事　松本理寿輝

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,182,634
	固定資産	512,320,000
	合計	518,502,634
負債及び正味財産の部	流動負債	2,830,804
	負債合計	2,830,804
	指定正味財産	511,400,000
	特定資産充当額	511,400,000
	一般正味財産	4,271,830
	正味財産合計	515,671,830
	合計	518,502,634

第32期決算公告

令和８年10月27日
神奈川県茅ヶ崎市浜竹３丁目３番37号
株式会社小浜土地建物
代表取締役　大八木信義

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	546,242
	固定資産	760,580
	合計	1,306,822
負債及び純資産の部	流動負債	253,687
	固定負債	457,062
	株主資本	596,073
	資本金	10,000
	利益剰余金	597,304
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	594,804
	（うち当期純利益）	(54,035)
	自己株式	△11,231
	合計	1,306,822

第58期決算公告

令和８年10月27日

愛知県江南市古知野町牧森222番地
コチノタイヤ株式会社
代表取締役　田中　信行

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27,706,017
	固定資産	91,483,492
	有形固定資産	91,088,917
	無形固定資産	229,775
	投資その他の資産	164,800
	資産合計	119,189,509
負債及び純資産の部	流動負債	26,467,318
	固定負債	19,478,000
	負債合計	45,945,318
	株主資本	73,244,191
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	43,244,191
	利益準備金	2,100,000
	その他利益剰余金	41,144,191
	（うち当期純利益）	(3,429,448)
	純資産合計	73,244,191
	負債・純資産合計	119,189,509

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十七日

名古屋市西区比良三丁目一七二番地
（甲）株式会社比良タイヤ工業所
代表取締役　田中　信行

愛知県江南市古知野町牧森二二二番地
（乙）コチノタイヤ株式会社
代表取締役　田中　信行

第46期決算公告

令和８年10月27日
名古屋市西区比良三丁目172番地
株式会社比良タイヤ工業所
代表取締役　田中　信行

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	476,915,091
	固定資産	847,157,156
	有形固定資産	673,024,046
	無形固定資産	2,491,594
	投資その他の資産	171,641,516
	合計	1,324,072,247
負債及び純資産の部	流動負債	67,772,576
	固定負債	1,189,169,345
	株主資本	67,130,326
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	57,130,326
	その他利益剰余金	57,130,326
	（うち当期純利益）	(18,886,641)
	合計	1,324,072,247

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する日本電機株式会社（住所神戸市中央区東町一二三番地の一）に対して当社の電力供給事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日

神戸市中央区東町一二三番地の一
日本電機株式会社
代表取締役　丸山　正二

第 22 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日　　神戸市中央区東町123番地の１

日本電機株式会社

代表取締役　丸山　正二

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	89,154	流動負債	84,022
固定資産	35,989	固定負債	231,002
繰延資産	34,848	株主資本	△155,032
		資本金	99,000
		資本剰余金	2,399
		資本準備金	1,000
		その他資本剰余金	1,399
		利益剰余金	△256,432
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△256,432
		（うち当期純損失）	（92,098）
資産合計	159,991	負債・純資産合計	159,991

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（甲）株式会社管理バンク
代表取締役　福元　恒徳

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（乙）株式会社Ｒ．ｂｏｎｄ
代表取締役　福元　恒徳

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（丙）株式会社リヴシステム
代表取締役　福元　恒徳

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（丁）株式会社リヴビルディング
代表取締役　福元　恒徳

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（戊）株式会社レジラボ
代表取締役　福元　恒徳

第 19 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

東京都千代田区丸の内二丁目７番２号

株式会社リヴシステム

代表取締役　福元　恒徳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,091,185,598
	固定資産	438,331,709
	合計	2,529,517,307
負債及び純資産の部	流動負債	1,254,123,793
	固定負債	300,000,000
	株主資本	975,393,514
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	967,393,514
	利益準備金	2,000,000
	その他利益剰余金	965,393,514
	（うち当期純利益）	（153,948,890）
	合計	2,529,517,307

第 18 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

東京都千代田区丸の内二丁目７番２号

株式会社リヴビルディング

代表取締役　福元　恒徳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	143,978,525
	固定資産	12,356,211
	合計	156,334,736
負債及び純資産の部	流動負債	56,943,814
	株主資本	99,390,922
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	91,390,922
	利益準備金	2,000,000
	その他利益剰余金	89,390,922
	（うち当期純利益）	（12,465,788）
	合計	156,334,736

第 18 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

東京都千代田区丸の内二丁目７番２号

株式会社レジラボ

代表取締役　福元　恒徳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	218,336,719
	固定資産	2,586,429
	合計	220,923,148
負債及び純資産の部	流動負債	132,387,541
	株主資本	88,535,607
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	78,535,607
	その他利益剰余金	78,535,607
	（うち当期純利益）	（1,427,972）
	合計	220,923,148

第 5 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

東京都千代田区丸の内二丁目７番２号

株式会社管理バンク

代表取締役　福元　恒徳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	218,839,357	流動負債	139,082,111
固定資産	17,265,976	株主資本	97,133,472
繰延資産	110,250	資本金	1,700,000
		利益剰余金	95,433,472
		その他利益剰余金	95,433,472
		（うち当期純利益）	（38,406,829）
合計	236,215,583	合計	236,215,583

第 12 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 27 日

東京都千代田区丸の内二丁目７番２号

株式会社Ｒ．ｂｏｎｄ

代表取締役　福元　恒徳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	70,713,451	流動負債	42,213,632
固定資産	1,844,862	固定負債	22,962,000
		株主資本	7,382,681
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	△2,617,319
		その他利益剰余金	△2,617,319
		（うち当期純利益）	（11,520,505）
合計	72,558,313	合計	72,558,313

第12期決算公告

令和８年10月27日
神奈川県愛甲郡愛川町半原3897―９
明電工株式会社
代表取締役　西村　明博

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	55,307
	固定資産	93,674
	合計	148,981
負純資産及び部	流動負債	18,207
	固定負債	58,250
	株主資本	72,524
	資本金	5,000
	利益剰余金	67,524
	その他利益剰余金	67,524
	（うち当期純損失）	(17,348)
	合計	148,981

第54期決算公告

令和８年10月27日
横浜市保土ケ谷区天王町一丁目１番地
株式会社ファミリーサービス
代表取締役　板橋　悟

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,292,260
	固定資産	7,541,591
	合計	14,833,851
負純資産及び部	流動負債	753,332
	固定負債	11,026,513
	株主資本	3,054,004
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,004,004
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,991,504
	（うち当期純利益）	(130,228)
	合計	14,833,851

第４期決算公告

令和８年10月27日
富山県高岡市内島3550番地
株式会社イオリ
代表取締役　稲垣　貴彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	87,198
	固定資産	43,377
	合計	130,575
負純資産及び部	流動負債	35,988
	株主資本	94,586
	資本金	10,000
	資本剰余金	98,701
	その他資本剰余金	98,701
	利益剰余金	△14,114
	その他利益剰余金	△14,114
	（うち当期純利益）	(7,473)
	合計	130,575

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十七日
富山県砺波市三郎丸二〇八番地
（甲）若鶴酒造株式会社
代表取締役　稲垣　貴彦
富山県高岡市内島三五五〇番地
（乙）株式会社イオリ
代表取締役　稲垣　貴彦

第112期決算公告

令和８年10月27日　富山県砺波市三郎丸208番地
若鶴酒造株式会社
代表取締役　稲垣　貴彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,272,670	流動負債	1,878,612
固定資産	1,333,474	固定負債	724,490
		（退職給付引当金）	(59,240)
		株主資本	776,772
		資本金	80,000
		資本剰余金	16,941
		資本準備金	16,941
		利益剰余金	679,831
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	479,831
		（うち当期純利益）	(158,763)
		評価差額金	226,269
		評価・差額金	226,269
資産合計	3,606,145	負債・純資産合計	3,606,145

Public Notice of Financial Statement

October 27, 2026

3―16―5, Taito, Taito-ku, Tokyo

Parcel Pro H.K. Limited

Representative in Japan :
Makoto Kato

Summary of Balance Sheet

(as of December 31, 2025)

(Unit : HKD)

Accounts Title	Amount
Assets	
Current Assets	35,725,258
Non-Current Assets	5,644,953
Total Assets	**41,370,211**
Liabilities and Shareholders'Equity	
Current Liabilities	13,791,064
Non-Current Liabilities	973,864
Total Liabilities	**14,764,928**
Share Capital	10,000
Retained Earnings	27,280,584
Other Reserves	(685,301)
Total Equity	**26,605,283**
Total Liabilities and Shareholders'Equity	**41,370,211**

第11期決算公告

令和８年10月27日
埼玉県越谷市南越谷四丁目11番11号
信栄ビル４階
株式会社大樹
代表取締役　青柳　大樹

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	323,882
	固定資産	32,607
	合計	356,490
負純資産及び部	流動負債	90,014
	固定負債	49,405
	株主資本	217,070
	資本金	3,000
	利益剰余金	214,070
	その他利益剰余金	214,070
	（うち当期純利益）	(33,031)
	合計	356,490

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記及び下記のとおりです。

令和八年十月二十七日
埼玉県越谷市南越谷四丁目一番一号
信栄ビル４階
（甲）株式会社大樹
代表取締役　青柳　大樹
埼玉県越谷市南越谷四丁目一番一号
信栄ビル４階
（乙）株式会社D.I.P
代表取締役　青柳　大樹
埼玉県越谷市七左町四―一五―一〇
（丙）dbクリーン株式会社
代表取締役　青柳　未希

第８期決算公告

令和８年10月27日
埼玉県越谷市七左町４―15―10
dbクリーン株式会社
代表取締役　青柳　未希

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	212,563
	固定資産	19,383
	繰延資産	96
	合計	232,043
負純資産及び部	流動負債	115,961
	固定負債	62,409
	株主資本	53,672
	資本金	1,000
	利益剰余金	52,672
	その他利益剰余金	52,672
	（うち当期純利益）	(20,981)
	合計	232,043

第８期決算公告

令和８年10月27日
埼玉県越谷市南越谷四丁目11番11号
信栄ビル４階
株式会社D.I.P
代表取締役　青柳　大樹

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,538
	合計	18,538
負純資産及び部	流動負債	70
	固定負債	29
	株主資本	18,438
	資本金	3,000
	利益剰余金	15,438
	その他利益剰余金	15,438
	（うち当期純損失）	(897)
	合計	18,538

第44期決算公告

令和８年10月27日

山形県米沢市中田町字館ノ内691番地

株式会社ライフ

代表取締役　相田　修一

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	130,808
	固定資産	422,125
	合計	552,934
負純資産の債及び部	流動負債	36,718
	固定負債	478,462
	株主資本	37,753
	資本金	20,000
	利益剰余金	17,753
	その他利益剰余金	17,753
	（うち当期純利益）	(458)
	合計	552,934

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十九日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月二十七日

大阪府堺市西区鳳北町二丁七五番地一九

（甲）株式会社実里コーポレーション

代表取締役　打谷　一夫

大阪府堺市西区鳳中町二丁五〇の二番

（乙）株式会社泉乃井

代表取締役　打谷　一夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十九日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十七日

大阪府堺市西区鳳北町二丁七五番地一九

（甲）株式会社実里コーポレーション

代表取締役　打谷　一夫

大阪府和泉市弥生町二丁目九―二〇

（乙）有限会社阿波井

代表取締役　木下　友里

第29期決算公告

令和８年10月27日

大阪府堺市西区鳳中町二丁50の２番

株式会社泉乃井

代表取締役　打谷　一夫

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,666
	固定資産	97,722
	合計	105,388
負純資産の債及び部	固定負債	36,213
	株主資本	69,175
	資本金	10,000
	利益剰余金	59,175
	その他利益剰余金	59,175
	（うち当期純損失）	(31,724)
	合計	105,388

第20期決算公告

令和８年10月27日

大阪府堺市西区鳳北町二丁75番地19

株式会社実里コーポレーション

代表取締役　打谷　一夫

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,552
	固定資産	145,773
	合計	181,326
負純資産の債及び部	流動負債	118,634
	固定負債	21,580
	株主資本	41,111
	資本金	1,000
	利益剰余金	40,111
	その他利益剰余金	40,111
	（うち当期純利益）	(8,425)
	合計	181,326

吸収分割公告

吸収分割に関する次の事項は、令和８年10月27日付の吸収分割契約書に基づき、乙が甲から吸収分割により承継する株式会社ギフティの営業を承継するために行う公告です。

令和８年10月27日

（甲）東京都品川区東五反田２―10―２

株式会社ギフティ

代表取締役　篠塚　大樹

（乙）東京都品川区東五反田２―10―２

株式会社ギフティ

代表取締役　篠塚　大樹

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,721
	固定資産	11,365
	資産合計	35,087
負債及び純資産の部	流動負債	19,181
	固定負債	5,822
	負債合計	25,004
	株主資本	9,584
	資本金	3,286
	資本剰余金	3,273
	資本準備金	3,273
	利益剰余金	3,025
	その他利益剰余金	3,025
	（うち当期純利益）	(1,481)
	自己株式	△0
	評価・換算差額等	106
	その他有価証券評価差額金	106
	新株予約権	391
	純資産合計	10,082
	負債・純資産合計	35,087

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は合併期日において、社名を株式会社ヤマタライフデザインと変更いたします。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年十月二十七日

鳥取県鳥取市千代水二丁目一三〇番地

（甲）株式会社ヤマタホーム

代表取締役　山田　雄作

鳥取県鳥取市千代水二丁目一三〇番地

（乙）株式会社ヤマタライフサポート

代表取締役　山田　雄作

第11期決算公告　令和８年10月27日

鳥取県鳥取市千代水２丁目130番地

株式会社ヤマタライフサポート

代表取締役　山田　雄作

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	49,334
	固定資産	24,594
	合計	73,928
負純資産の債及び部	流動負債	30,349
	固定負債	204,520
	株主資本	△160,941
	資本金	5,000
	利益剰余金	△165,941
	その他利益剰余金	△165,941
	（うち当期純損失）	(26,390)
	合計	73,928

第42期決算公告　令和８年10月27日

鳥取県鳥取市千代水２丁目130番地

株式会社ヤマタホーム

代表取締役　山田　雄作

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	454,700
	固定資産	445,324
	繰延資産	961
	合計	900,985
負純資産の債及び部	流動負債	512,268
	固定負債	467,946
	株主資本	△79,229
	資本金	20,000
	利益剰余金	△99,229
	利益準備金	2,100
	その他利益剰余金	△101,329
	（うち当期純損失）	(218,427)
	合計	900,985